

## 4 議案の要旨・附帯決議

### 内閣提出法律案

#### 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 3.1.26可決 参議院 1.28総務委員会付託 1.28本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

##### 一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 地方財政の状況等に鑑み、令和2年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として2兆6,339億3,700万円を加算する。
- 2 1の加算額のうち、1兆7,688億1,850万円に相当する額について、令和9年度から令和25年度までの各年度における地方交付税の総額から982億6,769万4,000円を、令和26年度における地方交付税の総額から982億6,770万2,000円をそれぞれ減額する。
- 3 令和3年度分の地方交付税の総額を確保するため、令和2年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額5,000億円について、国の加算により償還財源が確保されている2,500億円を控除した額の償還を繰り延べるとともに、同額の2,500億円を令和3年度分の地方交付税の総額に加算する。

##### 二、地方財政法の一部改正

令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方消費税等の地方税等の減収により、地方財政法第5条の地方債を起こしてもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができるものとする。

##### 三、この法律は、公布の日から施行する。

#### 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 3.1.26可決 参議院 1.27総務委員会付託 1.28本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、機構による助成金交付業務の対象について、高度通信・放送研究開発の一部から高度通信・放送研究開発の全体に拡大する。

二、機構は、令和2年度の一般会計補正予算(第3号)により交付される補助金により、令和6年3月31日までの間に限り、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であって一定の要件を満たすものに要する費用(四及び六の報告書の作成に係る業務以外の業務にあつては、令和5年3月31日までの間に行うものに係る費用に限る。)に充てるための革新的情報通信技術研究開発推進基金(以下「基金」という。)を設けるものとするとともに、基金の設置に係る所要の規定を設ける。

##### 三、機構は、基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととする。

四、機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に総務大臣に提出しなければならないこととする。

五、総務大臣は、四の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければ

ならないこととする。

六、機構は、基金に係る業務の成果について評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和6年3月31日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならないこととする。

七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】(3.1.28総務委員会議決)

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府及び機構は、令和二年度第3次補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置を速やかに進め、これを活用した研究開発の実施に早急に着手すること。

二、政府及び機構は、ビヨンド5Gにおける我が国の国際競争力を確保するため、産学官で緊密に連携し、グローバル展開を前提とした、ビヨンド5Gの研究開発、標準化及び実装に戦略的に取り組むこと。

三、政府は、本法及び令和二年度第3次補正予算で時限的に措置される基金を含むビヨンド5Gの研究開発等について、ビヨンド5Gを含めた情報通信技術がアフターコロナの時代に不可欠なものであることに鑑み、継続的な支援措置の構築について検討すること。

四、政府は、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症が発生した場合においても社会経済活動を継続的に行うためには、あらゆる分野のデジタル化とともに、高度な情報通信技術を活用できる5Gを始め光ファイバなどのブロードバンド環境が必要であることに鑑み、過疎地域等を含む全国どこでも誰もが利用できるブロードバンド環境を早期に実現すること。

五、機構は、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに情報通信の果たす役割の重要性が再認識されたことに鑑み、我が国唯一の情報通信に特化した公的研究機関としての使命を再認識し、不断に研究開発にいそしみ、コロナ禍においても我が国の社会経済活動が円滑に継続できる環境整備に貢献すること。また、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、必要な人員・予算等を確保するよう努めること。

右決議する。

### 令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 3.1.26可決 参議院 1.28財政金融委員会付託 1.28本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、令和二年度一般会計補正予算(第3号)の編成に当たり、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について、特例措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、令和元年度の剰余金については適用しない。

#### 二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

### 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.26本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和3年度から令和7年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特例公債の発行等

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和3年度から令和7年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額（令和3年度一般会計予算において37兆2,560億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- 2 特例公債を発行する場合においては、1に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努める。

#### 二、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】(3.3.26財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律案の成立により、令和3年度から令和7年度までの間、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債の発行が可能となることに鑑み、将来世代に負担を先送りする特例公債の発行に当たっては、財政規律の維持に留意し、野放図な特例公債の発行を厳に慎み、発行額の抑制に努めることにより、子や孫の世代に対する責任を果たす財政運営を行うこと。また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴う特例公債の発行についても、将来世代に対する責任を十分に踏まえること。また、令和8年度以降は、財政法第4条の原則に基づき、適切な措置を講ずること。
- 二 日本国憲法で予算の単年度主義を定める意義に鑑み、財政規律の維持、特例公債発行額の抑制等は、財政民主主義に基づく国会の責務であり、権能であることを踏まえ、再考の府である参議院として、令和3年度から令和7年度までの特例公債の発行に対する抑止力を十分に発揮できるよう、政府は、単年度ごとに財政健全化目標の進捗状況やその目標達成に向けた課題等に関し、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。
- 三 政府は、令和7年度の国及び地方公共団体を合わせたプライマリーバランス黒字化と、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとする財政健全化目標の実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。
- 四 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すための国債発行を踏まえつつ、大量の国債発行が継続している現状に鑑み、国債価格の長期的な安定化に向けて注視するとともに、財政の健全化と投資家の多様化に向けて一層の努力を行うこと。
- 五 我が国における人口の減少や少子高齢化の進展を踏まえた経済の活力の向上及び持続的な発展の実現並びに持続可能な財政構造の確立のため、中長期的な視点に立った政策を立案することの重要性が増大している現状に鑑み、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計が信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施され、国会がその推計の結果を活用することで財政等に対する民主的統制の権能が十分に発揮できるようにするため、政府は、経済及び財政等に関する将来の推計の信頼性の向上に関し、必要な検討や協力を行うこと。

右決議する。

### 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 3.1.26可決 参議院 1.28文教科学委員会付託 1.28本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、我が国の大学の研究環境の整備を進めるため、国立研究開発法人科学技術振興機構

(以下「機構」という。)に新たな業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構の業務に、国立大学法人から寄託された業務上の余裕金の運用の業務（以下「寄託金運用業務」という。）並びに国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関し大学に対して行う助成の業務（以下「助成業務」という。）を追加する。
- 二、機構が、政府出資、財政融資資金借入、民間からの長期借入、機構債券の発行、大学からの資金拠出等により資金を調達するために必要な措置を講じる。
- 三、資金運用については、金融商品取引業者との投資一任契約を活用した信託などの方法により安全かつ効率的に行うこと等を規定する。
- 四、助成業務に係る資金の運用に当たり、文部科学大臣は運用資産の構成の目標、資金の調達等に関する基本指針を定めて機構に示し、これに基づき機構は運用の基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないこと等を定める。
- 五、機構に、役員として、資金運用を担当する理事1人を置く。同理事は、経済、金融、資産運用等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。
- 六、機構に、資金運用の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。同委員会は、運用・監視委員5人以内をもって組織し、同委員は、経済、金融、資産運用等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 七、寄託金運用業務及び助成業務について、利益及び損失の処理の特例を設ける。
- 八、運用される財政融資資金は、令和52年度までの間に償還する。
- 九、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

**【附帯決議】**(3.1.28文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法による大学に対する助成のための基金のような大規模かつ新たな仕組みを創設する際、補正予算で計上する場合にはその緊要性を含め、国会において十分に審議ができるよう努めること。
- 二、本法による大学に対する助成のための基金の創設に伴い、これまで措置されてきた運営費交付金や競争的研究費などの大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。
- 三、国立大学法人から寄託された資金の運用及び大学に対する助成に関する資金の運用については、その責任の所在を明確にするとともに、必要に応じて国会に対する説明責任を果たす等情報公開に努めること。また、機構のガバナンス体制を強化し、運用業務担当理事及び運用・監視委員に適切な人員を配置し、安全かつ効率的な運用が着実に行える体制を構築すること。
- 四、文部科学大臣が定める助成業務の基金の運用に関する基本指針については、運用開始当初は運用益の相当割合を元本強化に充てるとともに、長期的な視点から安全かつ効率的な運用が着実に行われるよう、有識者等の意見を踏まえた十分な検討の上で定めること。また、助成対象となる大学の要件についても、世界レベルの研究基盤を構築する観点から、公平性を担保しつつ、地方大学を含め、適切な大学に助成を行い、多くの若手研究者に十分な資金を配分できるよう、有識者等の意見を踏まえた十分な検討の上で定めること。

右決議する。

**新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)**

(衆議院 3.2.1修正議決 参議院 2.2内閣委員会付託 2.3本会議可決)

**【要旨】**

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- 1 特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、正当な理由がなく要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。
- 2 新型インフルエンザ等緊急事態において、正当な理由がなく施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。
- 3 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関等に対する支援等の措置を講じ、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

## 二、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

- 1 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付ける。
- 2 厚生労働大臣及び地方公共団体間の情報連携、電磁的な方法による届出等について規定を整備する。
- 3 厚生労働大臣及び都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、医療関係者又は検査を行う民間事業者等に必要な協力を求めることができる。正当な理由がなく協力の求めに応じなかったときは、協力するよう勧告するとともに、従わない場合は、その旨を公表することができる。
- 4 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等に対して宿泊療養又は自宅待機その他の感染防止に必要な協力を求めることができる。
- 5 入院先から逃げた場合若しくは正当な理由がなく入院措置に応じない場合又は正当な理由がなく積極的疫学調査に応じない等の場合の過料を設ける。

## 三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、一の1及び2について過料の額を引き下げること、二の5について刑事罰（懲役又は罰金）から行政罰（過料）にすること等を内容とする修正が行われた。

### 【附帯決議】（3.2.3内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 まん延防止等重点措置を公示する際に満たすべき要件について、新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言したステージⅠからⅣ、6つの指標及び目安との関係などを含め、あらかじめ客観的な基準を示すこと。
- 二 まん延防止等重点措置の公示については、あらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で行うこととし、国会へその旨及び必要な事項について速やかに報告すること。また、まん延防止等重点措置の公示期間の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。
- 三 まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言等」という。）について、都道府県知事からの要請を受けた場合は、当該要請を最大限尊重し、速やかに検討するとともに、要請に応じない場合は、当該要請を行った都道府県知事に対し、その旨及びその理由を示すこと。また、緊急事態宣言等の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。
- 四 まん延防止等重点措置の実施に当たっては、緊急事態措置以上に、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとする。また、「まん延を防止するために必要な措置」とは、主として営業時間の変更及びみだりに出入りしないことの要請であり、営業時間の変更を超えた休業要請、イベントなどによる施設の使用停止、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第45条第1項と同様の全面的な外出自粛要請等は含めないこと。
- 五 まん延防止等重点措置においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限とすることについて、緊急事態措置における場合より一層配慮すること。また、適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。
- 六 緊急事態措置における命令及び過料を適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。

- 七 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置（以下「緊急事態措置等」という。）に係る要請・命令の公表は、感染拡大防止の観点から逆効果になったり、誹謗中傷行為等が起きたりしないよう、その影響に配慮すること。
- 八 緊急事態措置等に係る立入検査の実施に当たっては、原則として立入先の同意を得て行うこととし、同意が得られない場合も物理力の行使等は行わないこと。
- 九 罰則・過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないよう、慎重に運用すること。さらに、不服申立てその他救済の権利を保障すること。
- 十 入院拒否等に対する過料の適用については、本法に基づく入院勧告から措置に至る全ての手続を丁寧かつ十分に行うとともに、入院困難の理由に対する相談・支援を十分に尽くした上で、慎重に対応すること。また、その際には、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。また、宿泊施設や居宅の場合も含め、本人、その子供や高齢者などの生活維持に配慮するとともに、必要な対応を行うこと。
- 十一 積極的疫学調査の拒否等に対する過料の適用については、PCR等の検査拒否や陽性結果の秘匿につながるおそれや保健所の対応能力・事務負担等も踏まえ、慎重に行うこととし、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。
- 十二 国及び地方自治体は、かつてハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存在したことを重く受け止め、国民は何人に対しても不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確にし、悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知を徹底するとともに、不当な差別的取扱い等を受けた者に対する相談支援体制の整備など、万全の措置を講ずること。
- 十三 特措法第63条の2に基づく「必要な財政上の措置その他の必要な措置」は、同法第24条第9項、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る要請に応じた事業者に対しては確実に行うものとする。また、これらの要請に伴う支援については、要請に応じたことのみならず、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることにも配慮しつつ、要請に十分な理解と協力を得られるようにするため、必要な支援となるよう努めること。
- 十四 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により所得が減少している国民並びに協力事業者以外も含めた事業者及びその雇用する労働者に対し、生活及び事業継続等が可能となるよう万全の財政・金融政策を講ずること。
- 十五 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う自殺が増加していることから、地方自治体と連携し、自殺の原因となり得る事由に対応した効果的な対策を講ずること。
- 十六 国及び都道府県は、感染者のための病床等を確保するため、地方自治体及び医療機関等との連携や協力に応じる医療機関への費用、収入等経営状況を踏まえた財政的な支援など必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法第24条及び第31条に基づき必要な要請等を行えるものと解釈すること。さらに、正当な理由がなく勧告に従わない場合の医療関係者等の公表は、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこと。また、病床等の確保のために既に入院・通院状態にある患者が転院や主治医の交代等を余儀なくされる場合には、精神面でのケアを含め、患者の負担に十分に配慮すること。
- 十七 国、都道府県、保健所設置市等間の情報連携の強化に当たっては、患者等のプライバシーが侵害されることのないよう、個人情報の利用及び関係者による閲覧を必要最小限とすること。また、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER—SYS）の入力作業の効率化に向けたシステム更改等、負担軽減のための措置を講ずること。
- 十八 医療機関、介護施設、障害者支援施設等の職員等に対する検査を徹底するとともに、エッセンシャルワーカーや通勤などで感染不安を持つ国民を含め社会経済活動のための検査が希望に応じて速やかに受けられるよう、検査体制の強化に努めるとともに環境整備を進めること。
- 十九 濃厚接触者の調査を効果的に実施し、必要な検査を幅広く実施するとともに、濃厚接触者の

自宅待機などに対するフォロー体制に万全を期すこと。

二十 約2週間ごとに変異する新型コロナウイルスに対して、現在流行している変異株を把握し対処するため、ゲノム分子疫学調査（全ゲノムシーケンス）の実施頻度を高め、速やかに公表すること。また、我が国における対策に大きな影響を及ぼし得る新型コロナウイルスの変異株の更なる市中感染拡大を防止するため、遺伝子解析等を実施する検体数の増加、変異株を特定できる技術の確立と普及の促進等、変異株の感染拡大防止に万全を期すこと。さらに、検疫官増員、検査機器充実等の体制強化、感染防止対策が施された移動手段の拡充の支援等水際対策を徹底すること。

二十一 感染症研究に係る国の機関の人員及び予算の十分な確保を含め、その体制を強化すること。また、地方衛生研究所については、新型コロナウイルス感染症対策における位置付けを明確化し、国立感染症研究所及び保健所との連携を強化すること。

二十二 新型コロナウイルスに係るワクチン接種を希望する国民に迅速かつ安全・円滑に実施できるよう、副反応情報や、審議会の議事録等の速やかな公表など安全性及び有効性その他の接種の判断に必要な情報を徹底して公表するとともに、住民票の住所地以外に住む者（例えば、単身赴任者や学生、ホームレス等）が現在地でもワクチン接種ができるようにすること。また、地方自治体の接種体制整備に対し人材や財政措置を含む国による最大限の支援を行うとともに、国内に居住する外国人に対しても接種機会を確保し、必要な支援を行うこと。なお、審議会の議事録については、可能な限り早急に公表するとともに、当該ワクチンの接種が開始される前に必ず情報を開示し、その情報に基づく接種判断が行われるよう確保すること。

二十三 まん延防止等重点措置が設けられること等により、地方自治体においても行動計画の見直し等の対応が必要となることから、特措法の運用指針等を速やかに定め、公表するとともに、運用・解釈に関する地方自治体からの質問に対して迅速かつ誠実に回答すること。

二十四 現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大までに生じた検査、保健所、医療の諸課題を分析し、今後の感染拡大を最大限に封じ込めるとともに再度の感染拡大が生じた場合に対応可能な検査、保健所、医療提供体制を計画的に確保するため、国としての基本的な方針を示すとともに都道府県等の計画的取組の実施状況を的確に把握し、地域における対策の実効性を確保するために徹底したPDCAサイクルに基づき必要な措置を講ずること。また、これらの国及び都道府県等の対策の実施状況について適時に公表すること。

二十五 新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う諸課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報提供を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して感染症対策の実施に当たること。

二十六 新型インフルエンザ等の感染拡大により緊急事態宣言等の決定に至り得る場合においては、会議録等の経過記録及び科学的根拠となるデータの保存に万全を期し、国民への説明責任を果たすとともに、海外の関係機関との情報共有を行い、今後の感染症対策のために活用できるようにすること。

二十七 令和2年5月の緊急事態解除宣言の時期の妥当性など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する政府のこれまでの対応について、今後の政府の対応に活用するために、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を公表すること。

二十八 今次法改正の実施状況を検証するとともに、前項の検証結果も合わせ、法制度面も含め必要な見直しを行うこと。

右決議する。

## 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.26本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下

支え等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現

- 1 デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、クラウド化等による事業変革に係る投資について、5%若しくは3%の税額控除又は30%の特別償却ができる措置を創設する。
- 2 2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資について、10%若しくは5%の税額控除又は50%の特別償却ができる措置を創設する。
- 3 厳しい経営環境の中、赤字であっても前向きな投資を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行は所得の金額の50%）とする特例を創設する。
- 4 中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促すための準備金制度の創設等を行う。

二、家計の暮らしと民需の支え

住宅ローン控除について、控除期間13年間の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について対象家屋を拡充する。

三、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和3年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和3年度の租税減収見込額は、約400億円である。

**【附帯決議】**（3.3.26財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本社会の特徴でもあった分厚い中間層が減少し、低所得の貧困世帯の増加、高所得層と低所得層の二極化が進んでいる状況に鑑み、所得税や贈与税などの在り方を改めて見直し、所得再分配機能・資産再分配機能の強化を検討すること。
- 二 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 三 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。  
特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

- 四 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議する。

**原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）**

（衆議院 3.3.9可決 参議院 3.22内閣委員会付託 3.26本会議可決）

**【要旨】**

本法律案は、原子力発電施設等の周辺の地域の生活環境、産業基盤等の整備の状況に鑑み、引き



続きこれらの整備に必要な特別措置を講ずるため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を令和13年3月31日まで10年間延長しようとするものである。

**【附帯決議】(3.3.26内閣委員会議決)**

立地地域における防災・安全のための避難道路、避難所等のインフラ整備は、原子力発電の推進、反対の立場に関わりなく、また、稼働中、休止中、廃炉作業中を問わず、今そこに原子力発電施設がある中で待ったなしの課題であり、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 福島第一原子力発電所事故の教訓を重く受け止め、運転を停止している原子力発電所を含めた原子力発電施設等の安全性を確保するため、万全の措置を講ずること。
- 二 広域避難等を想定し、国が主導的に関係地方公共団体等と調整を行い、必要な財源を確保しつつ、複数の府省の所管にまたがる施策を総合的かつ実効的に推進することで、避難先の確保や災害時に住民が円滑に避難できる道路等、必要な防災インフラを適切に整備し、避難計画の実効性を担保するよう努めること。
- 三 本法は、これまで地方税の不均一課税に伴う措置、国庫補助率のかさ上げ等を活用しながら、原子力発電施設等立地地域における振興を行ってきたところ、今後、振興計画の策定及び変更を行うに当たっては、原子力発電施設等立地地域における脱炭素社会の実現に向けた取組の在り方を踏まえ、新エネルギー源（エネルギー源としての水素及び再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。）をいう。）の利用に関連する産業の振興に関しても十分に配慮すること。
- 四 政府は、温室効果ガスの大幅な削減に向けて、徹底した省エネルギーの取組を推進するとともに、新エネルギー源の主力電源化を実現するため、発電コストを低減する技術、高性能の燃料電池や蓄電池の開発支援など、実効性のある施策を講ずることとしているが、原子力発電施設等立地地域においても、脱炭素社会の実現に配慮しつつ、新エネルギー源の拡大や送配電事業の充実、使用済核燃料対策や廃炉の具体化に向けた施策の在り方を総合的に検討し、必要な措置を講ずること。
- 五 振興計画を始めとした支援措置に関連する情報を適時適切に公開し、その運用の透明性を確保すること。
- 六 必要な場合の法律の見直しや更なる補助の拡充の検討など、電源立地地域の振興に関する他の支援策との機能的な連携を図りながら、原子力発電施設等立地地域の振興を不断に推進すること。右決議する。

**地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)**

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.12総務委員会付託 3.26本会議可決)

**【要旨】**

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、固定資産税及び都市計画税  
令和3年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる。
- 二、不動産取得税  
住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。
- 三、車体課税  
自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しを行う。
- 四、その他
  - 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
  - 2 この法律は、一部を除き、令和3年4月1日から施行する。

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.12総務委員会付託 3.26本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和3年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額、令和2年度からの繰越額、臨時財政対策のための特例加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用による加算額等を加え、交付税特別会計における借入金利子支払額等を控除した額17兆4,385億円とする。
- 2 交付税特別会計借入金について各年度の償還額を見直し、令和38年度までに償還することとするほか、令和元年度における地方交付税の精算減額4,811億円について令和9年度から令和18年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額する。
- 3 地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費の財源を措置するため、令和3年度及び令和4年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」を設けるほか、令和3年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 4 令和3年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに1,326億円を確保する。

#### 二、地方財政法の一部改正

令和2年度から令和6年度までの間に限り河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため発行できることとされている地方債の対象に、防災重点農業用ため池等を追加する。

#### 三、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を延長することによる地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金の交付年度を令和3年度まで延長する。

#### 四、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行する。

## 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 3.3.18可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、個別品目の関税率等の見直し

2・6-ナフタレンジカルボン酸ジメチルエステル及びメターフェニレンジアミンの基本税率を無税とするとともに、ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋の暫定税率を設定し、無税とする。

#### 二、関税率表の品目分類に関する調整

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(HS条約)附属書の品目表の改正に応じて、関税率表の品目分類に関する所要の改正を行う。

#### 三、災害等による納期限等の延長制度の拡充等

災害その他やむを得ない理由により、期限までに納付等を行うことができない場合における当該期限の延長等に係る規定を整備する。

#### 四、電子帳簿等保存制度の見直し

関税における電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化及び要件の緩和並びに不正行為を抑止するための措置の創設等の規定を整備する。

#### 五、関税等の納付手段の多様化

通関時における関税等のキャッシュレス納付に係る規定を整備する。

## 六、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 令和3年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（416品目）及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品（6品目）の暫定税率を引き下げる。
- 2 令和3年3月31日に適用期限が到来する特惠関税制度について、適用期限を10年延長する。
- 3 令和3年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、適用期限を1年延長する。

## 七、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和3年4月1日から施行する。

### 【附帯決議】（3.3.30財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入や増加傾向にある覚醒剤等の不正薬物の密輸入を阻止する観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 三 最近におけるグローバル化の進展や日英包括的経済連携協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 四 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への対応等のため、税関における業務処理体制の整備、安全管理の徹底、職員への感染症対策に万全を期すこと。  
右決議する。

## 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 3.3.18可決 参議院 3.22国土交通委員会付託 3.26本会議可決）

### 【要旨】

本法律案は、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）並びに日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」と総称する。）の経営基盤の強化を図ることを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

- 一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正
  - 1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、本州と四国を連絡する鉄道施設の改修に充てるための資金の交付を行うことができることとし、また、本州と北海道を連絡する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができることとする。
  - 2 機構は、令和13年3月31日までの間、会社等に対する老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付及び、会社に対する第13条第2項の規定による貸付金又はこの法律による改正前の附則第5条第1項の規定による貸付金に係る債権の全部又は一部の出資等を行うことができることとする。
  - 3 特例業務勘定から建設勘定への繰り入れの対象となる日本貨物鉄道株式会社の鉄道線路の使用に係る助成金の交付に必要な費用に係る期限を、令和13年3月31日に延長することとする。

## 二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正

旅客会社は、機構から三の長期借入金の借入れの申込みを受けたときは、経営安定基金に係る資産のうち国土交通省令で定めるものから貸付けを行うこととする。

## 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

機構は、当分の間、附則第3条第11項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともにその利子に係る収入による旅客会社の経営の安定を図るため、旅客会社から長期借入金を借り入れるとともに、当該長期借入金の償還及び利子の支払を行うこととする。

## 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとする。

### 【附帯決議】(3.3.26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 JR北海道、JR四国及びJR貨物への税制面も含めた支援の実施に当たっては、安全運行の基礎となる人材の確保・育成並びに賃金及び労働時間等の労働条件の改善にも配慮し、将来像の明確化とその実現に加え、経営自立の実現ができるよう万全を期すこと。また、「二島特例」や「承継特例」などの税制特例措置を始めとする既存の経営支援スキームについては、経営自立を果たすまでの間、現行水準の維持に努めること。さらに、新型コロナウイルス感染症による影響が見通せない中、状況の変化に応じ支援内容を適宜見直すなど、3社はもとより公共交通全般への適時適切な措置を講ずること。

二 経営安定基金については、長期にわたる低金利により当初想定していた効果が十分に発揮できていないことから、経済・社会情勢の変化に応じた実効性が確保できるよう、適宜適切に検討を行うこと。

三 JR北海道、JR四国及びJR貨物の3社は主体的に鉄道サービスの提供に引き続き努めるとともに、住民の意向や地域の実情を踏まえ、国と地方公共団体は連携して必要な施策を講じ、将来にわたり持続可能な鉄道網が実現されるよう万全を期すこと。特に、JRが主体的に持続可能な鉄道サービスを提供できない事業領域については、国と地方公共団体が連携して必要な役割を果たすこと。また、今後、更なる加速が想定される人口減少・高齢化により、人流・物流網の維持・活性化が重要な課題となる中、JR北海道及びJR四国の取組を、全国各地域における将来的な課題の解決につなげるよう努めること。

四 地域社会の維持・発展に資するよう、企業立地、観光振興、地域内又は地域間の交流等を促進するための基幹的高速鉄道網の形成や空港アクセスの向上に努めること。また、札幌までの北海道新幹線の工実施において地域住民への配慮に努めるとともに、四国における新幹線についても検討を進めること。なお、並行在来線の存続に関しては、物流面及び住民の足の確保も考慮した協議が行われるよう指導等を行うこと。

五 環境特性、労働生産性などの面から、我が国物流の貨物鉄道へのモーダルシフトの推進が重要であることに鑑み、必要な幹線鉄道網の維持については、単に鉄道政策のみならず、物流や環境に係る財源の活用等様々な政策によって対処すること。

右決議する。

## 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 3.3.23可決 参議院 3.25国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 踏切道改良促進法の一部改正

1 国土交通大臣による改良すべき踏切道の指定に係る5箇年の期限を定めないこととし、当該

指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するよう行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性等を勘案して行うこととする。

- 2 踏切道の改良の方法として、踏切道と交通上密接な関連を有する道路の改良も含むこととする。
- 3 国土交通大臣は、災害時の管理方法を定めるべき踏切道を指定することとし、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者は、災害時における踏切道の管理方法を定めなければならないこととする。

## 二 道路法の一部改正

- 1 都道府県は、災害時に、指定市以外の市町村からの要請に基づき、市町村が管理する道路について維持又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことができることとする。
- 2 国土交通大臣は、広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要なものについて、防災拠点自動車駐車場として指定できることとし、災害時には、道路管理者が、広域災害応急対策の拠点としての利用以外を禁止又は制限できる等の措置を講ずることができることとする。
- 3 道路区域に隣接する沿道区域内で道路管理者が指定した届出対象区域内において、工作物の設置に係る行為等については事前の届出を要することとし、道路管理者は当該届出に係る行為に対し設置場所の変更等の必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとする。

## 三 鉄道事業法の一部改正

鉄道事業者が、国土交通大臣による許可を受けて、災害時における作業場等として他人の土地を一時使用することができることとし、鉄道施設に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合等において、やむを得ないときは、植物を伐採若しくは移植し、土石を除去することができることとする。

## 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとする。

## 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 3.4.15可決 参議院 5.12内閣委員会付託 5.21本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、子ども・子育て支援法の一部改正

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。
- 2 子ども・子育て支援法第65条第2号に規定されている都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子どもに係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることのできる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。
- 3 政府は、令和3年10月1日から令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。

#### 二、児童手当法の一部改正

児童手当が支給されない者のうちその所得が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする措置を講ずる。

#### 三、施行期日等

- 1 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、一の3は令和3年10月1日から、二は令和4年6月1日から施行する。
- 2 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

**【附帯決議】(3.5.20内閣委員会議決)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 我が国の少子化は国難であるとの認識の下、少子化を克服するために、子育て関係予算の総額を増額すること。また、平成24年6月15日に確認された民主党、自由民主党、公明党の3党による「社会保障・税一体改革に関する確認書」において幼児教育・保育・子育て支援の充実に必要とされた1兆円超のうち、0.3兆円超が未だ確保されていないことを踏まえ、当該予算を早期に確保するよう努めること。
- 二 子どもの安全と育ちを保障するため、幼保連携型認定こども園、幼稚園及び保育所の設置基準及び職員配置基準の改善並びにそのための財政支援に努めること。
- 三 待機児童の解消については、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進める中において、潜在的な待機児童の実態把握や保育の質の確保を図りつつ、可能な限り早急に実現すること。その際、短時間勤務保育士の活用促進については、常勤保育士に係る規制の緩和を待機児童が存在する市町村に限定して実施するとしても、保育の質の低下を招くことのないよう、一貫した保育の提供に資する共同の指導計画や記録の作成等の留意事項が適切に運用されるよう指導すること。
- 四 子ども・子育て政策が多くの省庁にまたがっていることによる弊害を除去し、より効果の高い子ども・子育て政策を実施するため、子ども関連政策の総合調整機能を高めるための行政組織の在り方について検討すること。
- 五 一人親家庭に限らず、低所得の子育て世帯の子どもが貧困状況におかれることのないよう配慮すること。
- 六 本法附則第2条の規定に基づく検討を行うに当たっては、以下の事項に配慮すること。
  - 1 未来を支える子どもたちを社会全体で支えるという考え方に立ち、各種施策を進める中で、できるだけ支援が届かない子どもが出ないように、配慮すること。
  - 2 政令で定める特例給付の所得制限の基準額を変更しようとする場合は、子育て世帯の実態を踏まえ、検討すること。
  - 3 多子世帯の家計負担や、高校・大学等に通学する子どもの教育費の負担が大きいこと等を踏まえ、子どもの数や年齢に応じた効果的な支給となるよう検討すること。
  - 4 世帯合算の導入については、共働き世帯への影響や世帯間の公平等を踏まえ、検討すること。
- 七 出生率の回復に成功した主要先進国における家族関係社会支出の対GDP比を参考に、少子化社会対策大綱等に基づき、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組について、具体的な検討を進めること。また、附則第2条の規定の趣旨に基づき、子どもの数等に応じた児童手当の充実にについて検討を行うこと。
- 八 保育の受け皿を整備するに当たっては、保育士を十分に確保するため、財源を確保しつつ、賃金の引上げ等保育士の処遇改善を行うこと。また、保育所に対する委託費の用途については、保育士の人件費を十分に確保するため、必要な措置を講ずること。
- 九 保育の運営費の財源については、子育てを社会全体で支えるとの考え方にに基づき、適切に確保すること。また、事業主拠出金については、地域経済が厳しい状況にあること、中小・小規模事業者にとって負担が大きいこと等を踏まえ、事業者の負担が過度にならないように配慮すること。
- 十 教育・保育施設に対する施設型給付費については、施設の規模が大きくなるに従い単価が下がる仕組みとなっているが、規模の大小にかかわらず安定的な経営が可能となるように努めること。
- 十一 企業主導型保育事業については、施設の定員割れや休止等の事案が生じていることを踏まえ、

保育の質の確保、事業の安定性・継続性の確保等を図るため、申請時の厳格な審査と運営への指導監督の強化をはじめ、速やかに措置を講ずること。

十二 労働者の仕事と子育ての両立に資する観点から、労働者の子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成について、少子化の状況や仕事と子育ての両立の状況も踏まえ、必要に応じて、その延長を検討すること。

十三 市町村における地域子ども・子育て支援事業の実施状況を踏まえ、子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項とすることについて検討すること。

十四 児童手当の現況届の廃止に当たっては、地方公共団体に新たな財政負担が生ずることのないようにすること。また、児童手当の現況届の廃止に伴うシステムの構築に当たっては、長期的な観点から経費を抑制するため、システムの運用コストや、制度が変更された場合の改修コストを含め、費用が最小となるようにすること。

十五 児童手当の現況届を廃止し、行政機関及び地方公共団体の情報連携による現況把握に移行するに当たっては、情報連携の実績のない地方公共団体もあることから、円滑な移行がなされるよう、地方公共団体に対し十分な支援を行うこと。また、情報連携により、DV等被害者の住所等が加害者に知られることのないよう、必要な措置を講ずること。

右決議する。

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 3. 3. 18可決 参議院 3. 29法務委員会付託 4. 7本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少し、21, 801人に改める。

二、この法律は、令和3年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

### 【附帯決議】(3. 4. 6法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。

二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

三 令和2年4月16日の当委員会における附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。

四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。

六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。

右決議する。

## 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 3.3.18可決 参議院 3.22文教科学委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の学級編制の標準を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、公立の小学校の同学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。
- 二、この法律は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日までの間における1学級の児童の数の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。
- 三、政府は、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び教員以外の教育活動を支援する人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

### 【附帯決議】(3.3.30文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校35人学級などさらなる改善を含め検討し、学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。
- 二、小学校6年生までの段階的な35人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている35人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。
- 三、35人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 四、意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実にを行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 五、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。
- 六、学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。



- 七、質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 八、本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。
- 右決議する。

## 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 3. 4. 8可決 参議院 4. 16厚生労働委員会付託 5. 21本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県知事は、提供する医療の性質上、勤務する医師がやむを得ず長時間労働となる病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関又は特定高度技能研修機関に指定することができる。指定を受けた病院又は診療所の管理者は、労働時間短縮計画を定め、医師の労働時間の短縮のための取組を実施しなければならない。当該管理者は、予定労働時間が一定の要件に該当する特定対象医師に対し、当該特定対象医師ごとに業務の開始から一定時間を経過するまでに、一定の継続した休息時間を確保しなければならない。
- 二、病院又は診療所の管理者は、各月の労働時間の状況が一定の要件に該当する医師に対し、医師による面接指導を行わなければならない。必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。
- 三、診療放射線技師等について、その業務範囲を拡大する。
- 四、大学において医学を専攻する学生であって、共用試験に合格したものは、臨床実習において一定の医業をすることができる。また、大学において医学の正規の課程を修めて卒業した者は、共用試験に合格しなければ、医師国家試験を受けることができない。
- 五、医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制に関する事項を追加する。
- 六、医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する都道府県計画に、地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能の分化及び連携を推進するために病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業に関する事項を追加する。国は、都道府県が基金から支弁する当該事業に要する経費に係る必要な資金の全額を負担するものとする。
- 七、外来医療を提供する一般病床等を有する病院又は診療所の管理者は、提供する外来医療のうち、医療資源を重点的に活用する外来医療等について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 八、持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定期限を令和5年9月30日までとする。
- 九、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

### 【附帯決議】(3. 5. 20厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、医療機関に勤務する医師に対する時間外労働の上限規制の適用に当たっては、大学病院等が地域の医療機関から医師を引き上げることなどにより、地域の医療提供体制に影響を及ぼすことがないよう、特定労務管理対象機関の指定制度の趣旨を周知徹底するとともに、地域の医療提供体制の確保のために必要な支援を行うこと。
- 二、医療機関勤務環境評価センターの指定に当たっては、当該指定を受けようとする一般社団法人

又は一般財団法人が、労働時間短縮計画案の策定に当たって、現場の医師等の意見聴取が適切に行われたかどうかを確認し、医療機関における医師の長時間労働の実態及び労働時間短縮の取組状況を客観的に分析・評価する体制が整備されているとともに、労務に関する知見等に基づき評価可能な体制を有している法人を指定すること。また、同センターと都道府県の医療勤務環境改善支援センターとの役割分担を明確にし、両センターが連携して機能を果たせるよう取組を進めること。

三、労働時間短縮計画の案については、対象となる医師の時間外労働の上限規制及び当該労働時間短縮計画の案の内容について十分な説明が行われ、対象となる医師からの意見聴取等により、十分な納得を得た上で作成されるべきであることを指針で明確にし、その周知徹底を図ること。

四、地域医療確保暫定特例水準の指定を受けた医療機関において労使が締結する三六協定で定める時間外・休日労働時間数については、当該医療機関における地域医療確保暫定特例水準の対象業務に必要とされる時間数であることを合理的に説明できる必要があるとともに、当該医療機関の労働時間短縮の取組の実績に応じて協定時間数を見直すべきことを指針において明確にすること。

五、令和17年度末を目標とする地域医療確保暫定特例水準の解消に向けた時間外・休日労働時間の短縮を着実かつ計画的に進めるため、関係自治体及び医療機関に必要なかつ十分な支援を行うとともに、定期的に各医療機関における医師の労働時間の短縮の実態調査を行い、課題を明らかにした上で、当該水準における時間外労働の上限の段階的見直しを検討すること。また、集中的技能向上水準については、医師の労働時間の短縮の実態を踏まえつつ、その将来的な縮減に向けた検討に着手すること。

六、長時間労働となる医師に対する面接指導の実施においては、医療機関の管理者及び面接指導対象医師が、第3条による改正後の医療法附則第108条が求める義務に誠実に従うよう都道府県による指導の徹底を確保すること。加えて、労働時間の記録・申告が適切かつ確実に行われるよう、必要かつ十分な支援を提供すること。また、面接指導実施医師が「措置不要・通常勤務」以外の判定・報告を行った場合には、医療機関の管理者はその判定・報告を最大限尊重し、面接指導対象医師の健康確保のため適切な対応を行うべきであることを指針等で明確にし、都道府県による指導の徹底を確保すること。

七、医療機関の管理者が良質な医療を提供する観点から必要と認めるときは、当該医療機関に勤務する医師のうち、時間外・休日労働の上限が960時間以下の水準が適用されるものについての労働時間短縮計画も自主的に作成し、同計画に基づいて取組を進めることが望ましい旨を指針において明確にし、その周知徹底を図るとともに、更なる労働時間の短縮に向け継続的に支援を行うこと。

八、医師の夜間勤務、特に、第二次救急医療機関や急性期病院における夜間勤務については、通常の勤務時間と同態様の業務を行う場合には時間外労働として扱うなど、労働時間の適切な管理が必要な旨を周知徹底するとともに、交代制勤務を導入する等により、夜間勤務の負担軽減を図る医療機関に対し、必要な支援を行うこと。

九、医師の労働時間短縮を着実に進めるために、現行制度下におけるタスクシフトやタスクシェアの普及を推進するとともに、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、更なるタスクシフトやタスクシェアについて、諸外国の例を研究しつつ必要な検討を行うこと。その際、各医療専門職の労働時間への影響に十分留意すること。

十、医師の労働時間短縮に向けた医療機関内のマネジメント改革を進めるため、医療機関の管理者、中間管理職の医師等に対し、労働法制に関する研修・教育を推進すること。また、医療機関において管理職の地位にある勤務医が、労働基準法上の管理監督者には該当しないにもかかわらず、労働時間規制が適用除外されるものと取り扱われることがないよう周知・啓発を行うこと。

十一、医療機関における医師の時間外労働・休日労働に対する割増賃金の支払状況や、健康確保措置の実施状況などの実態を踏まえ、医療機関が労働法制を遵守しつつ、医師、看護師等の医療従事者を確保できるよう、診療報酬における対応も含め、医療機関への財政支援措置を講ずること。

- 十二、診療以外の研究、教育においても重要な役割を担う大学病院において労働時間短縮の取組を着実に進めるため、大学病院における医師の働き方の諸課題について文部科学省と厚生労働省が連携して速やかに検討を開始するとともに、その検討結果に基づいて財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。
- 十三、在宅医療や看取りなど地域包括ケアを進める上で重要な役割を担う診療所の医師の働き方改革についても検討を加え、その結果に基づいて必要な支援を行うこと。
- 十四、医学部教育と臨床研修を切れ目なくつなぐ観点から、医学部における共用試験の公的化を踏まえ、診療参加型臨床実習に即した技能習得状況を確認するための試験の公的化を含め、医師国家試験の在り方を速やかに検討すること。
- 十五、医療機関における育児休業制度の規定状況、利用状況等について調査を実施し、臨床研修以降の研さん期間中の医師が育児休業を取得しやすくなるような方策の検討を含め、出産・育児期の女性医師を始めとする子育て世代の医療従事者が、仕事と出産・子育てを両立できる働きやすい環境を整備するとともに、就業の継続や復職に向けた支援策等の充実を図ること。
- 十六、外来機能の明確化・連携に当たっては、診療科ごとの外来医療の分析、紹介・逆紹介の状況の分析等をできる限り行うとともに、紹介を基本とする医療機関からの逆紹介の促進を図ること。また、かかりつけ医機能を發揮している事例等を調査・研究し、その好事例の横展開を図るとともに、国民・患者がかかりつけ医機能を担う医療機関等を探しやすくするための医療情報の提供内容等の在り方について検討すること。
- 十七、地域医療構想については、各地域において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域包括ケアの観点も含めた地域における病床の機能の分化及び連携の推進の在り方について検討し、その結果を踏まえつつ、必要な取組を進めること。また、検討に当たっては、地域の様々な設置主体の医療機関の参画を促すこと。
- 十八、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域の医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携、医師の地域間及び診療科間の偏在の是正に係る調整の在り方その他地域における良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に関し必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十九、都道府県における適切な医療提供体制の確保を図る観点から、第8次医療計画における5疾病・6事業については、ロジックモデル等のツールを活用した実効性ある施策の策定など、医療提供体制の政策立案から評価、見直しに至るPDCAサイクルの実効性の確保に努めること。
- 二十、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等に伴い医療機関が厳しい経営状況に置かれていることに鑑み、医療機関の経営状況について速やかに把握し、その状況等を踏まえ、医療機関に対し財政上の支援等必要な措置を講ずること。また、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延した場合等において医療提供体制の確保を図るため、医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置の在り方を検討すること。
- 二十一、将来に向けて、質の高い地域医療提供体制を守るため、医師の働き方改革や医師の偏在対策、地域医療構想、外来医療の機能の明確化・連携などを丁寧かつ着実に進めることが重要であり、それらを医療機関に寄り添って進める都道府県の業務体制の強化を推進すること。
- 右決議する。

## 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 3.4.8可決 参議院 4.14国土交通委員会付託 4.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近における気象条件の変化に対応して、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定都市河川の指定の要件である河道等の整備による浸水被害の防止が困難であることの要因

として、当該河川が接続する河川の状況又は地形その他の自然的条件の特殊性を追加することとする。

- 二 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、雨水貯留浸透施設整備計画を作成し、当該施設を設置しようとする都道府県知事等の認定を申請することができることとする。
- 三 都道府県知事等は、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地の区域を貯留機能保全区域として指定することができることとし、当該区域内の土地において河川の氾濫に伴う水等を貯留する機能を阻害する盛土等の行為をしようとする者は、都道府県知事等に届け出なければならないこととする。
- 四 都道府県知事は、洪水等が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができることとする。
- 五 市町村長は、要配慮者利用施設の所有者等から利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の結果の報告を受けたときは、当該施設の所有者等に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができることとする。
- 六 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県知事等からの要請に基づき、指定区間内の一級河川又は二級河川に係る維持を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことができることとする。
- 七 都市施設に、一団地の都市安全確保拠点施設を追加等することとする。
- 八 防災のための集団移転促進事業に係る移転促進区域に、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域を追加することとする。
- 九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 十 その他所要の規定の整備を行うこととする。

**【附帯決議】**(3.4.27国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 流域治水に関する施策の決定及びその実施に当たっては、流域治水に係る計画のための協議会で住民、NPO等の多様な意見の反映を促す等により地域住民等の意向が十分配慮されるとともに、上流及び下流のそれぞれの地域の受益や負担が示される中で、円滑な合意形成が行われるよう環境整備に努めること。また、まちづくりとの連携が十分に図られるよう努めるとともに地方公共団体に対しても適切に助言すること。
- 二 学校教育及び社会教育における防災教育の充実を図ること。またその際には、災害伝承を調査及び検証の上、次世代に引き継がれるよう適切にいかすとともに、治水や水源保全等における上流域が担う役割の重要性等に対する下流域の理解の醸成に努めること。
- 三 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。
- 四 森林の有する水源涵養機能や農地やため池等の有する洪水低減機能の重要性及び山間地等の土地利用の変化が流域の土砂災害等に影響を与えることを踏まえた森林管理の重要性に鑑み、農林関係機関との連携強化を図ること。
- 五 市街地での浸水被害を防ぐため、河川等から下水道への逆流対策等の内水氾濫対策を着実に推進するとともに、下水道の老朽化対策を早急に実施すること。
- 六 流域治水の取組を強力に推進するため、特定都市河川の積極的な指定に努めるとともに、都道府県による指定を促進するため、流域治水に係る計画の策定及び同計画に基づく取組への必要な支援を行うこと。また、流域が複数の都道府県にまたがる場合も適切な指定が行われ、連携した

施策が実施されるよう助言すること。

- 七 雨水貯留浸透施設の設置等に当たっては、地形や地質、土質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努めること。
  - 八 浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定が円滑に進められるよう、ガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。また、浸水被害防止区域における既存建築物の安全性の確保や、貯留機能保全区域を対象とした固定資産税の減免措置等の支援策の創設を検討すること。
  - 九 地方公共団体による浸水想定区域図及びハザードマップの作成を推進するため、デジタルデータの活用等の技術的な支援とともに、財政的な支援を一層行うよう努めること。また、住民の避難行動に結びつくよう、障害者に分かりやすい点図等を活用したハザードマップ、治水施設等の整備の進捗に対応したハザードマップ、土地利用や整備に資する降水量ごとのハザードマップ等の作成を検討するとともに、ハザードマップの作成、公表、周知の各段階において、多様な主体の参画の機会を積極的に設けるよう助言すること。
  - 十 要配慮者利用施設における逃げ遅れによる人的被害を繰り返さないよう、厚生労働省と連携し、避難の実効性の確保に資するため、要配慮者利用施設へ助言等を行う市町村に対して必要な支援を行うこと。
  - 十一 ダムの洪水調節機能を適切に確保するため、災害の予防的措置として必要な堆砂除去に対する国の財政支援制度の創設を検討すること。また、効率的・効果的に利水ダム等の事前放流を確実に実施するため、気象庁の機能強化及び気象予測の精度向上を図るとともに、放流設備の増強等を関係者と連携し推進すること。
  - 十二 流域治水の取組を強力に推進するため、その役割を担う国土交通省の地方整備局・北海道開発局の組織・定員の拡充・強化を図るとともに、地方公共団体において治水に係る人員不足や技術力の低下が生じている状況の中、治水施設等の整備を担う技術者の確保及び育成への支援に努めること。また、災害に対する即応力を高めるため、地方公共団体との連携を一層推進するとともに、緊急災害対策派遣隊の機能強化等による国の体制の充実を図ること。
  - 十三 防災集団移転促進事業が事前防災対策として活用されるよう市町村等に対して本改正内容の周知に努めるとともに、移転先における持続可能なまちづくりのための必要な助言等の支援を行うこと。また、移転者の経済的負担の軽減に配慮した更なる支援策を検討すること。引き続き、危険エリアから安全なエリアへの移転を促進させるため、税制面での対応等、幅広い視点からの対策を検討すること。
  - 十四 広範囲かつ長期間の浸水が想定される地域においては、既存施設も活用し、避難先となる拠点施設が確実に整備されるよう地域の実情を踏まえた必要な支援を行うこと。また、当該拠点施設においては高齢者、障害者、乳幼児等にとって配慮されたものとなるよう、バリアフリー化や十分な保健医療サービスの提供体制の構築等、必要な対策を行うよう努めること。
- 右決議する。

## 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 3.4.13可決 参議院 4.14外交防衛委員会付託 4.21本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、インドとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備を行う。
- 三、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、インドの軍隊を

追加する。

四、本法律は、令和4年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。

## 文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 3.4.8可決 参議院 4.12文教科学委員会付託 4.16本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設するとともに、地方公共団体による文部科学大臣に対する文化財の登録の提案等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、無形文化財の登録等

文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。登録をするに当たっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

#### 二、無形の民俗文化財の登録

文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

#### 三、地方公共団体による文化財の登録

- 1 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財で当該地方公共団体の区域に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 2 都道府県又は市町村の教育委員会は、1に係る登録をした文化財であって文化財登録原簿に登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三は、令和4年4月1日から施行する。

## 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 3.5.11可決 参議院 5.19厚生労働委員会付託 6.4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、後期高齢者医療の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の負担割合について、当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合（現役並み所得として当該政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合を除く。）は、その負担割合を100分の20とする。
- 二、健康保険法等における傷病手当金について、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間支給することとされているところ、その支給を始めた日から通算して1年6月間支給するものとする。
- 三、育児休業等をしている被保険者の健康保険料等について、育児休業等を開始した日と終了する

日の翌日が同一の月に属し、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が14日以上である場合は、当該月の保険料の徴収を免除する。また、育児休業等の期間が1月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限り徴収を免除する。

四、市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、未就学児である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課等に基づき被保険者に係る国民健康保険料等につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。また、国は、政令で定めるところにより、当該繰入金の2分の1に相当する額を負担し、都道府県は、政令で定めるところにより、当該繰入金の4分の1に相当する額を負担する。

五、保険者は、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写し等を提供するよう求めることができる。

六、生活保護の被保護者は、医療の給付のうち指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、当該医療機関から、電子資格確認等により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする。

七、この法律は、一部を除き、令和4年1月1日から施行する。

**【附帯決議】** (3.6.3厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しについて、2割負担の対象となる後期高齢者において、必要な受診が抑制されることにより疾病の早期発見が妨げられ、重症化につながる可能性があるよう、健康診査の強化など必要な取組を進めること。また、窓口負担割合の見直しが後期高齢者の受診に与える影響を把握するとともに、いわゆる長瀬式について、現代の受療行動等に対応した信頼性の高い推計が可能となるよう研究を進めること。

二、2割負担の対象となる後期高齢者に対して設けられる配慮措置については、高額療養費制度による対応となることから、申請漏れ等が生じることのないよう、後期高齢者医療広域連合や医療機関等に対し、ポスターやパンフレットの提供など必要な支援を行い、その周知・広報を徹底すること。また、事前に高額療養費の振込先口座の登録を行えるようにするなど申請漏れが生じないような取組をプッシュ型で進めることについて、関係機関と協議を進めること。さらに、配慮措置の導入により、高額療養費制度の対象となる被保険者の急増が見込まれることから、事務負担の増加が見込まれる後期高齢者医療広域連合等に対する支援を的確に実施すること。

三、後期高齢者医療制度の創設以降、高齢者世代と現役世代の人口バランスが大きく変化し、制度の支え手である現役世代に対する負担が加速的に増していることや、現役並み所得の後期高齢者に係る医療給付費について公費負担が行われておらず現役世代に対する過重な負担となっていること等を踏まえ、後期高齢者医療制度における財源の在り方について検討を行うこと。

四、後期高齢者支援金の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けた保険料収入の急減により、健康保険組合の財政運営が極めて困難な状況にあること等を踏まえ、特に財政状況が厳しい健康保険組合に対する財政支援や保険者機能強化支援事業等の推進を図ること。

五、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化に当たっては、制度の一層の活用が図られるよう、事業主及び労働者に対し、改正内容のほか制度自体の趣旨・申請手続等に関して丁寧な周知を行うこと。また、事業主から申請手続に係る協力が得られないなど、不適切と見受けられるケースが発生した場合には、保険者と連携しつつ、当該事業主に対して適切に指導を行うこと。

六、育児・介護休業法の改正により、育児休業を最大4回に分割して取得することが可能となることを踏まえ、単に社会保険料免除だけを目的とした恣意的な育児休業の取得が行われることのないよう、各事業主に対して制度の適切な活用を促すこと。また、育児休業取得による社会保険料免除の適用状況を把握し、適切な運用が行われているか不断の検証を行うこと。

七、国民健康保険に導入される未就学児に対する均等割保険料・税の減額措置について、市町村や

都道府県等における財政状況等を勘案しながら、対象者や減額幅の更なる拡充を引き続き検討すること。また、国民健康保険については、被用者保険と異なり、出産手当金制度等の所得保障を目的とする現金給付が任意による実施とされ、産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

八、機微性が高く、第三者には知られたくない情報が含まれ得る健診情報等が、各保険者により多く集約されるようになることを踏まえ、当該情報が適切に管理・運用されるよう、国が責任をもって個人情報保護法等に基づく適切かつ十分な助言・指導を行うとともに、関係法令やガイドライン等の周知・広報を徹底し、併せてガイドラインの見直しなど適切かつ十分な個人情報保護に向けた不断の検討と対処を行うこと。

九、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に当たっては、制度施行までに個人番号カードの取得や医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入が進まない場合、医療券等の発行業務が併存し、かえって福祉事務所の事務負担を増大させることにつながりかねないことから、被保護者の個人番号カード取得の支援や、医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入支援を進めること。また、何らかの事情により制度施行後においても個人番号カードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなど、必要な医療を受けられる体制を確保すること。さらに、情報通信機器を保有していない被保護者が、マイナポータルを通じて自身の健診情報等を閲覧できるよう、適切な支援を行うこと。

十、近年増加の一途にある高額な医薬品・医療機器について、将来の医療保険財政に与える影響を早期に検証し、その適切な評価の在り方に関する検討を進めるとともに、特に各製薬企業等による医薬品等の情報開示状況の評価について、開発過程における特許料等の取扱い等も含め、十分な検討を行うこと。また、極めて高額となり得る遺伝子治療について、その在り方を速やかに検討し、その結果を踏まえた適切な評価の在り方も含め、今後の方向性を示すこと。

十一、窓口負担割合の見直しなど患者の受診行動に影響を与え得る制度変更を検討する場合は、医療費への効果額の詳細な内訳などを関係審議会等に明示した上で議論を進めること。

十二、2022年以降後期高齢者が急増する中、現役世代の負担上昇を抑えながら、国民皆保険制度の維持に向けた持続可能な全世代型の医療保険制度を構築するため、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方、保険給付の在り方、医療費財源における保険料、公費、自己負担の適切なバランスの在り方等について、税制も含めた総合的な議論に着手し、必要な法整備等を講ずること。

右決議する。

## 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 3.5.20可決 参議院 6.7厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金等の請求期限を延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を延長し、令和9年3月31日又は訴えの提起若しくは和解若しくは調停の申立てを同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日のいずれか遅い日までとする。

二、社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を5年間延長する。

三、この法律は、公布の日から施行する。

四、政府は、令和9年3月31日までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要があると認めるときは、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給



に要する費用の財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(閣法第23号)

(衆議院 3.5.20可決 参議院 5.26経済産業委員会付託 6.9本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 産業競争力強化法の一部改正

- ①成長発展事業適応、②情報技術事業適応、③エネルギー利用環境負荷低減事業適応の3つの類型について計画認定制度を創設し、認定事業者に対する課税の特例や利子補給等の金融支援を措置する。
- 新技術等実証(規制のサンドボックス制度)に関する規定を生産性向上特別措置法から移管する。

#### 二 中小企業等経営強化法の一部改正

- 常時使用する従業員の数で規定する「特定事業者」を新たな支援対象類型として定義するとともに、経営革新計画及び経営力向上計画について、金融支援等を措置する。
- 先端設備等導入計画の認定等に関する規定を生産性向上特別措置法から移管する。

#### 三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正

地域経済牽引事業計画について、「特定事業者」を対象に、金融支援等を措置する。

#### 四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

認定を受けた中小企業者が、所在不明株主の株式買取り等を行うまでに必要な期間を1年に短縮する。

#### 五 下請中小企業振興法の一部改正

対象取引の明確化を図るとともに、下請中小企業の取引機会を創出する事業者の認定制度を創設する。

#### 六 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務に、経営の革新を行う事業者等に対する助成等を追加する。

#### 七 生産性向上特別措置法の廃止

生産性向上特別措置法を廃止する。

#### 八 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(3.6.8経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 成長戦略の柱である脱炭素化やデジタル社会の実現に向けた取組が早期に実効を上げられるよう、本法律案で措置される認定事業適応事業者に対する税制等の支援措置はもとより、あらゆる政策を総合的に活用すること。特に、中小企業による脱炭素化やデジタルトランスフォーメーションに向けた取組に対しては、伴走型支援を含めた、よりきめ細かな支援策を講ずること。
- 新たな日常に向けた企業の事業再構築が円滑に進むよう、本法律案で措置される計画認定制度の迅速かつ効果的な運用に努めること。また、中小企業等による事業再構築を推進するため、中小企業等事業再構築補助金の活用にあたっては、認定支援機関による積極的な事業計画の策定支援の確保を図ること。
- 産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法等に規定される多数の計画認定制度による事業者

支援策については、利用実績や政策効果の検証を適切に行うとともに、利用者のニーズを踏まえた実効性のある制度となるよう、整理統合等を含めた見直しの検討を適時に行うこと。

四 中小企業に関する制度改革に当たっては、中堅企業への成長を果たす企業の増加に向けて支援の更なる拡充を図るとともに、地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が切り捨てられることなく、また従業員の適切な賃金水準が確保されるよう、必要な予算措置も含め、十分な支援措置を講ずること。

五 我が国のイノベーション促進に向けては、規制のサンドボックス制度の一層の活用を促すとともに、効果的なベンチャー企業支援策を多面的に講ずること。

六 下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度の運用に当たっては、経済産業大臣による報告徴収等を通じた監督を徹底することにより、認定事業者による取引の公正性や透明性の確保に努めること。

また、相対的に立場の弱い中小企業・小規模事業者及びフリーランスの労働者等の権利が不当に侵害されること等がないよう、いわゆる「下請Gメン」の体制強化を含め、引き続き、適正な取引環境や労働環境の整備に向けた検討を進めること。

七 債権譲渡における情報システムを利用した第三者対抗要件の特例の運用に当たっては、認定事業者に対して、情報システムに係る厳格なセキュリティ要件の設定や二重払いの事前防止措置等を求めるとともに、制度の悪用が生じることのないよう、関係省庁と連携し、利用者の保護に万全を期すること。

右決議する。

## 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 3.4.20可決 参議院 5.10国土交通委員会付託 5.14本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、海事産業の基盤強化を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者（三の認定を受けた造船等事業者をいう。）は、特定船舶導入計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができることとする。

二 国土交通大臣は、輸送の安全又は旅客の安全を確保するため必要があると認めるときは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営む外国人等に対し、その業務に関し報告を求めることができることとする。

三 造船等事業者は、その実施しようとする事業基盤強化に関する計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができることとする。

四 内航運送をする内航海運業者に対して船員の過労を防止するために必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、内航海運業の登録制度の対象に、内航運送の用に供される船舶の管理をする事業を追加することとする。

五 船舶等の状態を遠隔から監視するための設備等を用いることにより、船舶の航行を支援する業務（以下「遠隔支援業務」という。）を行う者は、遠隔支援業務を行う能力について事業場ごとに国土交通大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた者が当該認定に係る事業場において行う遠隔支援業務の対象となる船舶等については、定期検査等を省略できることとする。

六 船舶所有者に対して、船員の労務管理に関する事項を管理させるための労務管理責任者を選任し、船員の実情を考慮して、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずることを義務付けることとする。

七 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行することとする。

八 その他所要の規定の整備を行うこととする。

**【附帯決議】**(3.5.13国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 造船業・海運業への支援の実施に当たっては、我が国においてこれらの産業が担っている役割を考慮し、事業基盤や競争力強化の実現に必要な支援を確実に実施するとともに、我が国造船業の競争力が十全に発揮されるよう、国際市場における公正・公平な競争環境の確保に努めること。また、造船事業者に対しては、作業環境の安全性の向上や事業基盤の抜本的な強化に資するよう、税制上の措置など更なる支援策を講ずること。
  - 二 クルーズ船内における感染症等事案の発生時に報告徴収による迅速な状況把握を適切に行えるよう、外国法人等のクルーズ事業者等に対して報告徴収規定に関する周知を図るとともに、当該事案発生時における初動対応を迅速に行える体制を構築すること。また、将来的な国際クルーズの運航再開に向けて感染症対策のガイドライン策定支援等を適切に実施するとともに、関係省庁で連携してクルーズ船の安全確保に向けた国際的な議論において主導的な役割を果たすこと。
  - 三 船舶所有者が選任する労務管理責任者による船員の適正な労務管理に向けて、船員の労働時間を適正に記録するための取組支援など労働時間管理に係る環境整備を推進すること。また、船員の働き方改革については、その実効性確保のため、経済・社会情勢の変化に応じて適宜適切に制度見直しの検討を行い必要な措置を講ずること。特に、少子高齢化の下での船員の担い手確保の観点から、陸上の制度等も参考にして、船員の総労働時間や年間休日日数、処遇水準等について、船員の労働環境が陸上と比べ相対的に劣後することがないよう、船員の厳しい労働環境の解消、多様な働き方の実現等必要な施策を講ずること。
  - 四 内航海運業者が行う過労防止等の輸送の安全を確保するための措置が確実に実施されるよう、荷主等を含む関係者に対して、必要な勧告・指導等を行うとともに、適正な運賃・用船料の確保に向けた内航海運業の取引環境改善を進めること。また、内航海運業者に対しても新たに内航海運業の登録制度の対象となる船舶管理業者の活用を始めとする経営の効率化や新技術活用等を促し、内航海運業の生産性向上の取組を促進すること。
  - 五 内航海運暫定措置事業の終了に伴い、船舶の建造が容易となることによる船腹過剰等の事業環境の悪化を生じさせないよう細心の注意を払うとともに、脱炭素社会の実現に向けて、環境性能の高い船舶や新技術を導入した船舶の建造を一層推進すること。
  - 六 カボタージュ規制については、国内海運産業の安定的な海上輸送体制の確保の観点から、今後ともこれを堅持すること。
  - 七 造船業・海運業の次世代人材の確保・育成に向けて、造船業・海運業や船員に関する理解増進及び認知度向上のための情報発信の取組強化を行うとともに、船員の養成・教育機関、海洋教育及び大学等における産学連携の取組等に対する幅広い支援を進めること。
- 右決議する。

**住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第25号)**

(衆議院 3.4.27可決 参議院 5.17国土交通委員会付託 5.21本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正

- 1 区分所有住宅分譲事業者は、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとする。

- 2 長期優良住宅建築等計画の認定基準として、自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する事項を追加することとする。
  - 3 構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められる既存の住宅の所有者等又は既存の区分所有住宅の管理者等は、当該住宅に係る長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとする。
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正
- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定及び住宅性能評価の申請をする者は、登録住宅性能評価機関に対し、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認を求めることができることとする。
  - 2 指定住宅紛争処理機関によるあっせん又は調停の手続が打ち切られた場合等で、当事者が訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、手続申請時に訴えの提起があったものとみなすこととする。
  - 3 住宅紛争処理支援センターの業務として、住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査及び研究を行うことを追加することとする。
- 三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正
- 指定住宅紛争処理機関は、第19条第2号に規定する保険に加入した既存住宅等に係る住宅紛争処理の業務を行うことができることとする。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 五 その他所要の規定の整備を行うこととする。

**【附帯決議】**(3.5.20国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 分譲マンション等を住棟単位で長期優良住宅として認定する制度の導入に当たっては、制度の円滑な運用を図るため、一部の住戸が認定基準を満たさない場合の取扱いを含め、その詳細について早期に検討を進めること。また、分譲マンション等の管理者等に対しては、長期にわたり維持保全を行う負担に配慮するとともに、適切に制度が運用されるよう、必要となる手続や責務について分かりやすく周知すること。
- 二 長期優良住宅の災害に係る認定基準に関して、認定を行う所管行政庁において十分な準備を行うことができるよう、認定に当たっての地域の災害リスクへの配慮の方法について、基本的な方針を早期に示すとともに、所管行政庁において具体的な運用基準を策定することができるように必要な支援を行うこと。
- 三 共同住宅に係る長期優良住宅の認定基準の見直しに当たっては、賃貸住宅を含めた共同住宅の特性を踏まえ、共同住宅の認定取得が促進されるとともに、共同住宅の質の向上を図られるよう検討を進めること。
- 四 長期優良住宅の認定取得を促進していくためには、認定取得のメリットを高めることが重要であり、関係者の幅広い意見を踏まえ、認定取得によるメリットの充実・拡大について、検討を進めること。
- 五 長期優良住宅の認定要件のうち住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認の求めと住宅性能評価の申請を併せた一体審査を登録住宅性能評価機関に対して行うことができるようになることを踏まえ、住宅性能表示制度について十分な理解を促すこと。また、一体審査について、そのメリット・コストなどの周知を徹底し、円滑な導入を図ること。
- 六 指定住宅紛争処理機関が行う住宅紛争処理の対象に既存住宅等の瑕疵に係る保険に加入した住宅に関する紛争が追加されることにより、同機関にこれまで以上に高い専門性が求められることに鑑み、住宅紛争処理支援センターによる情報提供や研修等も活用し、同機関に対して十分な支援を行うこと。また、消費者が安心して既存住宅の購入等ができるよう、消費者保護の充実に資する既存住宅等の瑕疵に係る保険の普及・拡大について検討すること。

- 七 良質な既存住宅が市場で評価され、将来世代に承継されていく住宅循環システムを構築するため、インスペクション、住宅履歴情報、住宅の状態を適切に反映する建物評価手法などの活用の促進を図るとともに、安心R住宅制度の運用改善等により、既存住宅の円滑な取引環境の整備を推進すること。
- 八 カーボンニュートラルの実現に向け、住宅や小規模建築物の省エネルギー基準への適合義務化も含め、住宅・建築物の更なる省エネルギー化や脱炭素化に向けた取組の一層の充実・強化について検討を進め、早期に結論を得ること。
- 右決議する。

## デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)

(衆議院 3.4.6修正議決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「デジタル社会」とは、高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。
- 二、デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を定める。
- 三、デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベースの整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報保護等のために必要な措置が講じられなければならない旨の基本方針を定める。
- 四、デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を定める。
- 五、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置く。
- 六、政府は、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成しなければならない。
- 七、この法律は、令和3年9月1日から施行する。
- 八、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法は、廃止する。

なお、本法律案は、衆議院において、デジタル社会の形成に当たっては是正が図られなければならない利用の機会等の格差の要因について、「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改めること、デジタル社会の形成に当たって国及び地方公共団体が行う施策に「公正な給付と負担の確保」のための環境整備を追加すること等を内容とする修正が行われた。

### 【附帯決議】(3.5.11内閣委員会議決)

政府は、デジタル改革関連5法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の諸点の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

- 一 デジタル改革関連法案の要綱等に多数の誤りがあったこと及びその事実が判明した後、直ちに国会に報告しなかったことを深く反省し、再びこのようなことが起こらないよう、再発防止策を徹底すること。
- 二 デジタル社会形成基本法の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 本法は国民に義務を負わせるものではないことに留意すること。また、事業者に課される努力義務は、事業者に過度な負担を課することのないよう十分留意すること。
  - 2 本法第10条の「デジタル社会」の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようにするとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図ること。
  - 3 本法第29条は地方公共団体に「共同化及び集約」の義務を負わせるものではないことに留意すること。
  - 4 地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について重点計画を作成するときは、地方六団体のみならずその他の関係者の意見を幅広く聴取すること。
  - 5 本法の運用に当たっては、デジタル化の推進が国民を監視するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報を収集し一元的に管理する手段として用いられることのないようにすること。
  - 6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の窓口における対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。
  - 7 地方公共団体のデジタル化を推進するに当たっては、各地方公共団体による独自の自治事務の遂行を妨げることのないようにすること。また、地方公共団体のシステムの共同化又は集約を行うに当たっては、適切な財源措置を講ずること。また、国が提供するシステム及び地方公共団体のシステムの改修作業が短期間に集中し、システム改修を行う事業者及びIT技術者への過度な負担が生じないよう計画的に作業を推進すること。
  - 8 国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人等の行政機関等（個人情報保護に関する法律第2条に定める行政機関等をいう。以下同じ。）が保有するデジタルデータについては、データの性質を踏まえつつ、その管理を外部に委託した場合を含め、データを国内に置くなど個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり適切な管理を行うこと。
  - 9 行政機関等が保有する情報のうち国民生活に有用なものについては、積極的にホームページ等で公表するなど国民が容易に活用できるようにするための環境整備について検討すること。
- 三 デジタル庁設置法の施行に関し、デジタル庁への民間からの人材確保に当たっては、特定企業との癒着を招くことがないよう配慮すること。併せて、今後継続的に民間からIT技術者を含む有能な人材が確保できるよう人事及び給与の面で適切な処遇を図ること。また、デジタル庁の体制の整備に当たっては、政府全体として行政の肥大化につながり行政改革に逆行することのないよう、十分留意すること。
- 四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。
- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
  - 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定することができる旨を、地方公共団体に確実に周知するとともに、地方公共団体が条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
  - 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行っ

た判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。

- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
  - 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
  - 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
  - 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することにより業務量が増大すると見込まれることに鑑み、その任務を果たすことができるよう、必要な人材の確保を含め体制強化を図ること。また、個人情報保護委員会は、地方公共団体から必要な情報の提供又は技術的な助言を求められた場合には、迅速に対応すること。
  - 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。
  - 9 転職者等について事業者間で特定個人情報の提供を行う場合には、本人の同意を事実上強制することにならないよう、また転職者等が不利にならないよう、十分に配慮すること。
  - 10 地方公共団体情報システム機構が署名利用者の性別、最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするとともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこと。
  - 11 地方公共団体情報システム機構において生成した署名利用者符号については、マイナンバーカードへの記録後に復元不可能な形で確実に廃棄されるよう、省令等において明記すること。
  - 12 移動端末設備用電子証明書が記録されている移動端末設備の譲渡又は紛失等によって、電子証明書及び署名利用者符号等が悪用されることのないよう、国は、これらを迅速かつ確実に失効・削除する仕組みを整備するとともに、移動端末設備の買取り等を行う関係事業者に対して電子証明書が失効済であること並びに電子証明書及び署名利用者符号等が復元不可能な形で削除済であることを確認するよう要請するなど、万全の措置を講ずること。
  - 13 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑に図られるよう適切な支援を行うこと。また、同機構については、一層の情報公開を推進するなど、透明性の高い運営が行われるよう、必要な措置を講ずること。
  - 14 契約において書面の交付に代わり電磁的記録を提供する場合には、契約内容に係る電磁的記録を消費者が容易に保存できる手段を確保する等、適切な取組を事業者に促すこと。
  - 15 押印手続の見直し等に伴い普及しつつある電子署名等のトラストサービスについて、その信頼性の確保が重要であることに鑑み、デジタル庁を司令塔として、国際的な相互運用性を踏まえつつ、信頼性を評価するための基準の策定及び評価に関する包括的な仕組みの構築に取り組むこと。
- 五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に関し、本法による預貯金口座の登録が、国民の資産把握のために用いられないことがないようにすること。
- 六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。
- 1 預貯金口座への個人番号の付番により個人資産が国により把握されることに対する国民の懸念があることに鑑み、税務調査等の法令に基づく調査以外で国が預貯金口座の利用状況を確認することがないようにすること。
  - 2 預金保険機構が本法の規定により提供を受けた本人特定事項、個人番号、口座情報等については、その目的のための使用を終了した後は、直ちに復元不可能な形で削除することを預金保

険機構に徹底すること。  
右決議する。

## デジタル庁設置法案(閣法第27号)

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣に、デジタル庁を置く。
- 二、デジタル庁は、デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること及びデジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とする。
- 三、デジタル庁は、二の任務を達成するため、デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案及び総合調整等をつかさどるほか、デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進、行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号等の利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、データの標準化、外部連携機能及び公的基礎情報データベースに関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進、国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括及び監理等をつかさどる。
- 四、デジタル庁は、内閣総理大臣を長とし、事務統括権、関係行政機関の長に対する勧告権等を有するデジタル大臣を置くとともに、副大臣1人、大臣政務官1人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督するデジタル監等を置く。また、デジタル庁に、全ての国务大臣等をもって組織するデジタル社会推進会議を置く。
- 五、この法律は、一部を除き、令和3年9月1日から施行する。
- 六、政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【附帯決議】(3.5.11内閣委員会議決)

デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)と同一内容の附帯決議が行われている。

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第28号)

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法を個人情報保護に関する法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度を含め、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する等の措置を講ずる。
- 二、国家資格に関する事務等における個人番号の利用及び情報連携を拡大するとともに、従業員本



- 人の同意があった場合における転職時等の使用者間における特定個人情報の提供を可能とする。
- 三、地方公共団体が指定した郵便局における個人番号カードの電子証明書の発行・更新、公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報の提供及び電子証明書の移動端末設備への搭載を可能とする等の措置を講ずる。
- 四、地方公共団体情報システム機構の代表者会議に主務大臣又はその指名する者を加えるとともに、同機構の個人番号カード関係事務について、国が目標設定、計画認可、財源措置等を行うこととする。
- 五、押印を求める手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 六、この法律は、一部を除き、令和3年9月1日から施行する。

**【附帯決議】** (3.5.11内閣委員会議決)

デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)と同一内容の附帯決議が行われている。

**公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(閣法第29号)**

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図るため、各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとするとともに、個別の法律の規定によらない一定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、デジタル庁令で定めるところにより、又は金融機関等を通じ、内閣総理大臣に申請をして、その登録を受けることを可能とする。

二、公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求

行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、登録された預貯金口座に関する情報について、内閣総理大臣に対し提供を求めることを可能とする。

三、特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置

行政機関の長等は、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するものの支給を実施しようとするときは、当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することを可能とする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

**【附帯決議】** (3.5.11内閣委員会議決)

デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)と同一内容の附帯決議が行われている。

**預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(閣法第30号)**

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとと

もに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

1 預貯金者は、預貯金口座について個人番号を利用して管理することを希望する旨を申し出ることができる。金融機関は、預貯金契約その他重要な取引を行う場合に、預貯金者に対し、当該金融機関が管理する預貯金口座について個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならない。

2 預貯金者本人の意思に基づき、預金保険機構に対し、複数の金融機関の預貯金口座について個人番号を利用して管理することを希望する旨を申し出ることができる。

#### 二、災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

災害又は相続の際に、預貯金者又はその相続人が、既に個人番号を利用して管理されている預貯金口座の所在情報を金融機関で確認することを可能とする。

#### 三、預金保険機構の業務の特例等

預金保険機構の業務の特例として、この法律に基づき預金保険機構が行う業務について預金保険法を適用するほか、国は、預金保険機構及び金融機関と協力して、預貯金口座への個人番号の付番について必要な広報等を行うものとする等、所要の規定の整備を行う。

#### 四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】(3.5.11内閣委員会議決)

デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)と同一内容の附帯決議が行われている。

### 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(閣法第31号)

(衆議院 3.4.16修正議決 参議院 4.26総務委員会付託 5.12本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体情報システムとは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務の処理に係るものとする。

二、政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るため、地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標並びに地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準の策定に関する基本的な事項等を含む、基本方針を定めることとする。

三、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣は、当該法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を、内閣総理大臣及び総務大臣は、データの相互運用性の確保、サイバーセキュリティ等、各地方公共団体情報システムに共通して必要となる基準を定めることとしており、地方公共団体情報システムは、これらの基準に適合するものでなければならないこととする。

四、地方公共団体は、全ての地方公共団体がクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境において地方公共団体情報システムを利用するよう努めるとともに、国は、地方公共団

体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

五、この法律は、令和3年9月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を附則に追加する修正が行われた。

**【附帯決議】** (3.5.11総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、標準化対象事務を定める政令の制定等に当たっては、地方三団体に対し情報提供や意見聴取を行うとともに、有識者からも広く意見を聴くなど、地方公共団体の意見を最大限尊重すること。
- 二、地方公共団体の利用する情報システムは、地方公共団体が自ら構築することが基本であり、その整備・管理の方針についても地方公共団体が策定すべきものであることに鑑み、国による基本方針の策定に当たっては、地方三団体に加え、その他の地方関係団体等とも十分な調整を行い、地方公共団体の実情に即したのものとすること。
- 三、標準化基準は、地方公共団体の規模、権能及び地域特性等の違いを踏まえた柔軟なものとする。また、その策定・変更に当たっては、全ての地方公共団体や関係事業者の意見を丁寧に聴取するとともに、標準化対象事務や情報システムを担う職員等の意見を聴取するなど、関係者の幅広い意見を十分に反映させ、情報システムの運用実態を踏まえたものとする。さらに、標準化基準の検討状況について、逐次公表すること。
- 四、地方公共団体情報システムについて、地方公共団体や関係事業者の創意工夫による改善が図られるよう、地方公共団体及び関係事業者からの新たな機能に関する提案のうち有用性が認められるものについては、積極的に標準化基準に反映すること。
- 五、地方公共団体情報システムの標準化及び業務プロセスの見直し等により、地方公共団体の窓口業務に混乱が生じ、住民サービスの提供に支障が生じることのないよう、地方公共団体と十分な調整を行い、必要な人的・財政的支援を行うなど、万全の対策を講ずること。また、標準準拠システムへの円滑な移行が図られるよう、十分な移行期間を確保するとともに、やむを得ない事由のある地方公共団体については、移行期間の取扱いについて検討すること。
- 六、地方公共団体情報システムの標準化を始め、地方公共団体のデジタル化の推進に当たっては、これを支える人材の確保・育成が不可欠であることに鑑み、市町村及び地方公共団体情報システム機構において、高度な専門的知識を有するデジタル人材の確保・育成が円滑に図られるよう、必要な人的・財政的支援を行うこと。あわせて、地方公共団体が発注者責任を十分に果たせるよう、高度な専門知識を有するデジタル人材の配置に配慮するとともに、デジタル化を進める担当部署に必要な権限を与える仕組みづくりを行うよう促すなど環境整備に尽力すること。
- 七、地方公共団体情報システムの標準化に要する経費については、国の責任において全額国費で措置するとともに、発注仕様の標準化等による予算執行の効率化を図ること。また、標準準拠システムの維持・管理及び改修等に要する経費について、必要な財政措置を講ずること。
- 八、地方公共団体情報システムの標準化に伴う情報システムの運営経費等の減少額については、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずること。
- 九、地方公共団体情報システムの標準化を契機として、上乗せ給付などの地方公共団体独自の施策が廃止・縮小されることのないよう、地方公共団体情報システムの機能等について、当該施策を継続するための改変・追加が行えるようにするとともに、当該改変・追加に要する経費について必要な財政支援を行うこと。
- 十、地方公共団体のデジタル化の推進に伴い、地方公共団体の保有する個人情報について、情報連携の増加が見込まれることを踏まえ、個人情報の漏えいや不適正な利用が生じることのないよう万全の措置を講ずること。
- 十一、地方公共団体の保有する個人情報に関しては、地域の特性等に応じた独自の保護措置が講じ

られてきたことを踏まえ、改正後の個人情報保護法下で講じられる独自の保護措置についても、標準化基準等において特段の配慮を行うこと。

十二、ガバメントクラウドの構築に当たっては、セキュリティ対策に万全を期すとともに、自然災害等による停電時の対応も含めてシステム障害が発生することのないよう十分な対策を講じること。また、標準準拠システムへの移行を円滑に進めるため、ガバメントクラウドの構築に向けた検討段階においても、地方公共団体に対し適時適切な情報提供を行うこと。

十三、ガバメントクラウドの活用による地方公共団体情報システムの利用に当たっては、個人情報の適切な管理を徹底する観点から、地方公共団体ごとのデータをクラウド上で分離するとともに、厳格なアクセス制限を行うなど、個人情報を保護するための必要な対策を講ずること。

十四、本法附則第2項に基づく検討に当たっては、地方公共団体独自の施策への影響等にも留意しつつ、地方公共団体の意見を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて、標準化対象事務、基本方針及び標準化基準の在り方等について必要な見直しを行うこと。

右決議する。

## 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）

（衆議院 3. 3. 18可決 参議院 3. 22外交防衛委員会付託 3. 26本会議可決）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ダナン日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、在勤基本手当の月額について部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定める。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を改める。
- 五、この法律は、令和3年4月1日から施行する。ただし、在ダナン日本国総領事館の新設に係る部分は、政令で定める日から施行する。

## 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

（衆議院 3. 3. 18可決 参議院 3. 22農林水産委員会付託 3. 26本会議可決）

### 【要旨】

本法律案は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和12年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、現行法による支援措置の延長

- 1 特定間伐等（森林の間伐又は造林で令和12年度までの間に行われるもの）の実施の促進に関する計画を作成した市町村に対する交付金の交付、同計画に基づき地方公共団体が支出する特定間伐等の実施及び助成に要する経費に係る地方債の起債の特例等の支援措置を引き続き講ずることとする。
- 2 特定母樹（特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの）の増殖に取り組む計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を令和12年度まで引き続き講ずることとする。

#### 二、成長に優れた苗木による再造林の実施を促進するための措置の創設

- 1 都道府県知事は、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）に、特定植栽（特定間

伐等のうち増殖された特定母樹の種穂から育成された苗木を植栽すること)の実施を促進すべき区域(以下「特定植栽促進区域」という。)その他の事項を定めることができることとする。

- 2 特定植栽促進区域内で基本方針に定められた事項に基づき、特定植栽を行う事業を実施しようとする者は、特定植栽事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。
- 3 2の認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講ずることとする。

### 三、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行することとする。

#### 【附帯決議】(3.3.26農林水産委員会議決)

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することは極めて重要である。

また、パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現のためにも、引き続き、間伐や再造林等の森林整備を通じて、森林吸収量の最大化を図っていくことが極めて重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 再造林をはじめ、間伐等の森林施業による森林吸収源対策を着実に進めるため、森林整備事業に係る予算の確保及び支援措置を拡充すること。
- 二 特定母樹の増殖に当たっては、遺伝的多様性に十分配慮すること。また、増殖した特定母樹から採取される種穂の配布に当たっては、地域の苗木生産者が広く利用できるようにすること。
- 三 再造林に当たっては、適地適木を原則とすること。また、特定苗木を用いた植栽については、地域の実情も踏まえつつ、区域指定や施業の基準となる考え方を国として示すこと。
- 四 未更新地の解消を図るため、再造林に係る省力化・効率化、苗木供給量の拡大、苗木生産者の支援に係る施策を拡充すること。
- 五 森林資源の循環利用の確立に向け、林業労働力の育成・確保に向けた施策の拡充、賃金・労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策を強化すること。
- 六 2050年カーボンニュートラルに向けて、木材の利用拡大による炭素貯蔵、二酸化炭素の排出削減効果を最大化するため、本法の措置に加え、CLTや耐火部材等の活用により、公共建築物のみならず民間の非住宅建築物の木造化・木質化を進めるとともに、熱利用など高効率な木質バイオマスエネルギーの活用を推進すること。
- 七 国有林野事業においても、国有林の一元的な管理経営の下、再造林、間伐等の森林整備が着実に推進されるよう、適正な人員等の確保、人材の育成、技術の継承等に努めること。
- 八 台風等の自然災害による森林被害や山地災害が頻発している現状に鑑み、災害からの復旧を迅速化し、今後の災害発生を予防する観点から、間伐をはじめとする適切な森林整備を推進するとともに、災害発生リスクの増大を踏まえた治山対策を強化すること。

右決議する。

### 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 3.4.15可決 参議院 4.27地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 5.12本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限を2年間延長するとともに、国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る建築基準法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次の

とおりである。

- 一、農地法の特例として、農業委員会が一定の要件を満たす法人に対し、農地の取得を許可することができる現行の特例措置の期限を2年間延長する。
- 二、工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例として、工場等の緑地面積の敷地面積に対する割合等について、市町村が周辺環境との調和の確保に配慮しつつ、条例で、これらの法律により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。
- 三、建築基準法の特例として、国家戦略特別区域計画の認定をもって、地区計画等の区域において条例で用途規制の緩和を行う際に必要となる国土交通大臣の承認があったものとみなす。
- 四、中心市街地の活性化に関する法律の特例として、国家戦略特別区域計画の認定をもって、中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなす。
- 五、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は、公布の日から施行する。

**【附帯決議】(3.5.7地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)**

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 養父市で実施されている法人農地取得事業の農地所有の評価に当たっては、リースではなく農地を所有する目的、所有による効果を明らかにすること。また、農地は地域ごとに特徴が異なるため、養父市における所有農地で弊害がないことをもって、この制度の全国展開及び実施期間の再延長を行わないこと。さらに、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。
- 二 本法による株式会社等の農地所有については、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。近隣農家等の懸念・不安の払拭に努めること。
- 三 株式会社等の農地所有を認めた後、農地の利用状況等についての的確に監視するよう特定地方公共団体を指導するとともに、目的外使用等を理由に農地等の所有権を当該地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該住民に必要以上の負担とならないよう配慮すること。
- 四 令和3年度中に国家戦略特別区域以外においても政府が実施する法人農地取得事業に係るニーズと問題点の調査は、その実施目的を明確にし、全国展開を前提としないこと。また、その調査及び結果の判断に当たっては、株式会社等の農地所有に関する懸念を十分踏まえること。
- 五 法人農地取得事業の取扱いについては、国家戦略特別区域諮問会議の民間議員の意見のみによるのではなく、国民の代表である立法府の意見を尊重すること。
- 六 工場立地法等に基づく工場敷地の緑地面積率等の規制について、国の準則又は市町村の準則に代えて、市町村の条例により、緑地面積率等の基準の緩和を可能とする国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を定めた区域計画を認定するに当たっては、周辺環境との調和の確保に十分に配慮したものとるようにすること。

右決議する。

**少年法等の一部を改正する法律案(閣法第35号)**

(衆議院 3.4.20可決 参議院 4.23法務委員会付託 5.21本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情に鑑み、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特例等の規定を整備するとともに、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次

のとおりである。

#### 一、保護事件の特例

1 特定少年の保護事件について、家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、犯行時18歳以上の少年に係るものを加える。

2 特定少年の保護事件について、ぐ犯をその対象から除外するとともに、家庭裁判所による保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならない。

#### 二、刑事事件の特例

特定少年について、検察官送致の決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定（不定期刑等）は、原則として適用しない。

#### 三、記事等の掲載の禁止の特例

特定少年が犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する規定を適用しない。

#### 四、関係法律の整備

更生保護法、少年院法等の関係法律について、所要の整備を行う。

#### 五、施行期日等

1 この法律は、令和4年4月1日から施行する。

2 政府は、施行後5年を経過後、施行状況、社会情勢・国民意識の変化等を踏まえ、罪を犯した18歳以上20歳未満の者に係る事件の手続・処分・処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があるときは、所要の措置を講ずるものとする。

#### 【附帯決議】(3.5.20法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 18歳及び19歳の者は、典型的に成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとの法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。

二 現行の原則逆送対象事件については、家庭裁判所が、犯情及び必要保護性に関する様々な事情について十分な調査を行った上、これにより判明した事実を考慮して、検察官に送致するかどうかの決定を行っていることを踏まえ、新たに原則逆送の対象となる罪の事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定をするに当たっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重及び必要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。

三 18歳及び19歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。

四 罪を犯した者、とりわけ18歳及び19歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。

五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。

六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。

七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士

による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。

八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検討を行うこと。

右決議する。

## 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講じようとするものである。

## 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(先議)

(参議院 3.4.12内閣委員会付託 4.16本会議可決 衆議院 6.8可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、クロスボウの所持の禁止に関する規定の整備

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーが人の生命に危険を及ぼし得るもの(以下「クロスボウ」という。)について、所持の禁止の対象とすることとする。

#### 二、クロスボウの所持許可制に関する規定の整備

1 標的射撃等の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、所持しようとするクロスボウごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。

2 クロスボウの所持の許可に係る欠格事由に関する規定を設けるとともに、クロスボウの取扱いに関する講習会の実施等に関する規定を設けることとする。

3 所持許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がない場合における携帯又は運搬を禁止し、所持許可に係る用途に供する場合を除いてはクロスボウを発射してはならないこととする。譲渡する場合における相手方の確認に関する規定を設けることとする。

#### 三、クロスボウ射撃指導員に関する規定の整備

都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができることとする。

#### 四、その他の規定の整備

罰則に関する規定その他所要の規定を整備することとする。

#### 五、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。この法律の施行の日から起算して6月を経過する日までの間について、この法律の施行の際現にクロスボウを所持している者等に関する経過措置を設ける。

### 【附帯決議】(3.4.15内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 所持禁止対象となるクロスボウを定める内閣府令等を早期に制定するとともに、本法の運用に当たっては、明確な運用基準を都道府県警察に示して、その適正な執行を確保すること。



- 二 クロスボウの所持許可に当たっては、厳格な審査や的確な行政処分による不適格者の排除等が確実に実施されるよう、都道府県警察に対し指導・助言を行うこと。
- 三 クロスボウの所持禁止及び許可制導入について、販売・輸入事業者を始め国民に対して積極的に広報啓発を行うこと。とりわけクロスボウを既に所持している者に対しては、経過措置期間中の許可申請や廃棄手続が円滑かつ適正に行われるよう、法改正内容の周知徹底を図ること。
- 四 クロスボウの入手経路の大半がインターネット上の取引であることに鑑み、個人間の売買を含め、事業者とも協力の上、その監視及び取締りを一層強化すること。また、関係機関とも緊密に連携し、クロスボウの輸入時の審査・検査体制を強化すること。  
右決議する。

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第38号)

(衆議院 3. 4. 13可決 参議院 4. 14総務委員会付託 4. 21本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、不特定の者によって受信されることを目的として行われる特定電気通信による情報の流通によって、自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設するとともに、開示関係役務提供者の範囲を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、裁判所が、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者に対し、開示請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる発信者情報開示命令を設けることとする。
- 二、発信者情報開示命令の申立てを行うことができる管轄について定めるとともに、当該申立てについての決定に対する異議の訴えを提起できることとする。
- 三、開示命令事件が終了するまでの間に発信者の特定ができなくなることを防止するため、裁判所が、開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者に対し、その保有する発信者情報を他の開示関係役務提供者に提供すること等を命ずるとともに、発信者情報の消去禁止を命ずることができることとする。
- 四、開示関係役務提供者として、侵害情報の発信者が当該情報の送信に関連して行った他の通信を媒介した関連電気通信役務提供者を追加するとともに、所定の要件を満たす場合、関連電気通信役務提供者に対し、当該通信に係る発信者情報の開示を請求することができることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(3. 4. 20総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、迅速・的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、関係機関・団体に協力を求めてインターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たること。
- 二、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害に関する情報発信について、過去の権利侵害に関する判例に基づくガイドラインを作成すること等により、運営事業者自身による契約約款や利用規約等に基づく主体的な削除等の取組を支援するとともに、迅速・的確な削除等の対応ができる環境整備を行うこと。
- 三、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害情報等に関する相談件数が高止まりしており、今後、デジタル化の進展により多種多様な誹謗中傷・人権侵害情報等の発信が想定されることから、インターネット上で誹謗中傷等を受けた被害者の相談体制を関係機関・団体と連携の上、充実・強化し、実効性のある被害者支援体制を構築すること。

- 四、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害を防止するためには、社会全体の情報モラルやICTリテラシーの向上が重要であることから、関係機関・団体が連携協力して啓発活動及び加害者や被害者にならない対策を行うとともに、特に児童・生徒に対する情報モラルやICTリテラシー教育を充実させること。
- 五、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害が海外のウェブサイトやサーバーを經由して行われ得ることに鑑み、発信者情報開示手続や削除に関し、諸外国との間で国際協力体制を構築するよう努めること。
- 六、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把握し、適切な被害者救済方策となっているかの検証及び運営事業者に寄せられた削除請求等の件数と対応結果について調査研究を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。
- 七、インターネットにおける今後の急速な技術革新に伴い予想される誹謗中傷・人権侵害情報の多種多様な態様の変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除の制度について不断の見直しを行うこと。
- 八、インターネット上で権利侵害を受けた被害者が、迅速かつ円滑に権利回復を図ることができるよう、本法に基づく非訟手続について、関係機関・団体と連携の上、適切な周知を図ること。
- 九、インターネット上で広がっている性暴力被害についても、被害者救済のための運営事業者の役割などを明らかにし、対策を強化すること。
- 右決議する。

## 放送法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、近年の放送をめぐる環境の変化を踏まえ、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金に関する制度等を整備するとともに、他の放送事業者等による責務の遂行に対する日本放送協会の協力に係る努力義務規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

## 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 3.4.8可決 参議院 4.12農林水産委員会付託 4.21本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、農林漁業及び食品産業の持続的な発展を図るため、農業法人投資育成事業の対象となる法人として、林業又は漁業を営む法人、食品産業の事業者等を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、題名

題名を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」とすることとする。

#### 二、農業法人投資育成事業の対象法人の追加

農業法人投資育成事業について、その対象として、農業法人に加えて、以下の法人を追加することとし、事業名を「農林漁業法人等投資育成事業」へと変更することとする。

- 1 株式会社等であって林業又は漁業を営むもの及び漁業生産組合
- 2 農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物若しくは食品の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれらを飲食させる役務の提供を営むもの
- 3 農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物の生産又は2の事業の合理化、高度化その他の改善の支援その他の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業

活動を行うもの

三、外国法人である農林漁業法人等への投資を行う場合における事業計画の承認要件の追加

外国法人である農林漁業法人等への投資を行うおとする株式会社又は投資事業有限責任組合については、事業計画に当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業等を記載するものとし、その内容が基準に照らして適切と認める場合に農林水産大臣は事業計画を承認するものとする。

四、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

三に係る事業計画の承認を受けた投資事業有限責任組合が行う投資は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）による海外投資割合に対する規制の対象外とすることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（3.4.20農林水産委員会議決）

農林漁業及び食品産業を取り巻く諸情勢の変化に対処し、その持続的な発展に向けては、家族農業経営発展の支援及び農業経営の法人化を引き続き推進するとともに、農林漁業の生産現場から、輸出、製造、加工、流通、小売、外食等に至るフードバリューチェーン全体への資金供給の促進を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 改正後の農林漁業法人等投資育成事業の投資対象が現行よりも大幅に追加・拡大される前提として、我が国の農林漁業は、家族経営及び地域に根差した法人等による経営が中心であり、これらの農林漁業者の経営の安定と所得の向上がその持続的な発展に必要な不可欠であることを十分認識し、政府主導で設立した株式会社農林漁業成長産業化支援機構の反省も踏まえた上で、本法に基づく民間の資金供給を促進する制度を適切に運用すること。
- 二 農林漁業法人等に対する投資育成事業の実施に当たっては、出資、融資等の資金調達に係る利用者の自主的な判断を尊重した上で、農林漁業法人等が本制度による出資を活用する際に、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の実施、6次産業化の推進等、農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与するための幅広い施策との連携が可能となるよう、丁寧な制度の説明及び周知を図ること。
- 三 外国法人への投資割合規制を緩和する改正後の法第12条の運用等、外国法人に対する投資育成事業の実施に当たっては、国内における投資以上に投資リスクが懸念されることを踏まえて、投資主体に対する適切な指導・監督を行う体制を確保する観点から事業計画の承認に係る基準等を定めるとともに、当該投資リスクの低減に万全を期すこと。

右決議する。

**ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（先議）**

（参議院 3.4.5内閣委員会付託 4.9本会議可決 衆議院 5.18可決）

【要旨】

本法律案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、規制対象行為の拡大

1 次に掲げる行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とする。

イ 相手方が現に所在する場所の付近において見張りをし、当該場所に押し掛け、及び当該場所の付近をみだりにうろつく行為

ロ 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為

2 次に掲げる行為を「位置情報無承諾取得等」として、規制の対象とする。

イ 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（ロの行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を一定の方法により取得する行為

ロ 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為

## 二、禁止命令等に係る書類の送達

禁止命令等は、書類を送達して行く。その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

## 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、一の2及び二の規定は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

### 【附帯決議】(3.4.8内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 位置情報無承諾取得等の規制対象となる事項を政令で定めるに際しては、科学技術の進展に機動的に対応した内容となるよう配慮するとともに、規制対象の具体的な内容が明確なものとなるよう、十分留意すること。

二 位置情報無承諾取得等に関し、位置情報記録・送信装置の取付け等に関する承諾の撤回に相手方が応じない場合等については、後に重大な被害へとつながるおそれがあるため、ちゅうちょすることなく警察等へ相談するよう周知すること。併せて、警察において相談に対し適切に対応する体制を整え、その旨についても周知すること。

三 禁止命令等を書類の送達で行うことにより、従来の直接交付の場合に比べて迅速な対応が困難となる事案も生じることから、犯罪抑止効果が弱まることのないよう、十分留意すること。

四 多様化するストーカー事案に早急に対応するため、警察がこれまでに対応したストーカー事案の分析及び検証を行い、その結果、現行の規制では対応できない事例が確認された場合には、法制度面も含め速やかに必要な見直しを行うこと。

五 ストーカー事案の加害者の再犯を防止するため、性犯罪者に対する性犯罪者処遇プログラム等を参考に、警察と関係機関の連携を推進し、加害者の治療及び更生をより一層支援すること。併せて、ストーカー事案が依然として後を絶たない状況に鑑み、被害発生を未然に防止するための知識の普及啓発等についても、学校教育等の活用を含め、関係府省と連携し、対策を講ずること。

六 監視カメラを悪用したストーカー事案は、位置情報無承諾取得等同様、相手方が認識できないように行われる極めて悪質な事案であり、本法の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。

七 怨恨の感情等に基づくストーカー事案など、本法に抵触しない動機に基づくものであっても、本法で規制されている恋愛感情に基づくストーカー事案同様、被害者に多大な恐怖をもたらすものもあることから、本法の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。その際、過度に広範な規制とならないよう、罪刑法定主義を十分に踏まえること。

右決議する。

## 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(先議)

(参議院 3.4.5厚生労働委員会付託 4.16本会議可決 衆議院 6.3可決)

### 【要旨】

本法律案は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、特に男性の育児休業の取得の促進を図るとともに、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、所要の措置を講じ

ようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、労働者は、その養育する子について、原則として休業の2週間前までにその事業主に申し出ることにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の期間を定めてする出生時育児休業をすることができる。この場合において、合計28日を限度として、2回に分割することができる。また、事業主は、出生時育児休業申出をした労働者から就業可能日等の申出があった場合には、その範囲内で日時を提示し、当該労働者の同意を得た場合に限り、厚生労働省令で定める範囲内で、当該労働者を当該日時に就業させることができる。
- 二、事業主は、その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備又はその他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置のいずれかの措置を講じなければならない。併せて、事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出たときは、当該労働者に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない。
- 三、1歳に満たない子についてする育児休業（一の休業を除く。）について、分割して2回の育児休業申出をすることができる。
- 四、常時雇用する労働者の数が1,000人を超える事業主は、毎年少なくとも1回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況を公表しなければならない。
- 五、期間を定めて雇用される者の育児休業及び介護休業の申出について、「当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」との要件を削る。
- 六、育児休業給付に出生時育児休業給付金を追加する。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行する。

**【附帯決議】** (3.4.15厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、男性の育児休業の取得促進については、それが男性の育児・家事参加の機会確保と男女共同参画への意識改革につながることに加え、出産・育児においては、男性も女性も一定期間、職場から離れて育児に専念するということを社会通念上も雇用慣行上も当然のものとして定着させることで、雇用・職業における女性への根強い差別的取扱いを是正・解消し、真に男女が共に参画できる社会を構築することに寄与する観点で、今後も引き続き前進させるための努力を行うこと。
- 二、男性の育児休業取得率の令和7年において30パーセントという政府目標の実現に向けて、労働者及び事業主の理解の促進、育児休業制度の内容の周知、好事例の普及などに努めること。また、制度内容の周知に当たっては、本法による改正で複雑化した制度が国民によく理解され、もって育児休業の取得が促進されるよう、適切な広報に努めること。
- 三、今回の出生時育児休業は、一定の範囲で特別な枠組みを設けることにより、男性の育児休業取得を促進するための特別な措置であり、男性の育児休業取得がより高い水準になり、この仕組みがなくてもその水準を保つことができるようになった場合には見直すこと。
- 四、今回の制度改正の施行に当たっては、企業の理解を得た上で実施していくことが必要となることから、全ての労働者が育児休業の権利を行使できるよう、小規模事業者であっても活用できるような形で代替要員確保や雇用環境の整備等の措置に対して支援を行うなど、事業主の負担に配慮した制度運営を行うこと。
- 五、事業主はその雇用する労働者に対して出生時育児休業の申出期限を適切に周知するとともに、その申出期限にかかわらず事業主及び労働者双方が早期の休業申出に向けて互いに配慮することが望ましい旨を指針に明記すること。
- 六、育児休業は労働者の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、事業主から労働者に対して就業可能日等の申出を一方向的に求めることや、労働者の意に反するような取扱いがなされることのないよう指針に明記するとともに、違反が明らかになった場合には事業主に対して厳正な対処を行うこと。
- 七、出生時育児休業中の就業は、あくまで労働者からの申出が前提となっていることから、それを

- 可能とする労使協定の締結についても、使用者側からの一方的な押しつけにならないよう、労働者側の意向を反映する適正な手続を明らかにし、周知を徹底すること。
- 八、育児休業中の社会保険料免除要件の見直しに関し、労働者が育児休業中に就業した場合には、休業中の就業日数によっては社会保険料の免除が認められなくなり、労働者に想定外の経済的な負担が発生する可能性があることについて周知徹底すること。
- 九、選択肢の中からいずれかの措置を講じなければならないとされている雇用環境の整備については、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいことについて、事業主の理解を得るよう努めること。また、研修については、労働者のみでなく、事業主に対しても行われるような方策を検討し、労働者が希望する期間の育児休業を取得することのできる職場風土の醸成を図ること。
- 十、育児休業等の制度への理解不足により、労働者の権利行使が妨げられることのないよう、事業主が妊娠・出産の申出をした労働者に対して、育児休業制度のみでなく、休業の申出先や休業中の所得保障などについても知らせることとするなど、育児休業の取得に対して実効ある措置を講ずること。
- 十一、育児休業の取得意向の確認等において、労働者に対し取得を控えさせるような取扱いが行われないよう運用を徹底するとともに、違反が明らかになった場合には事業主に対して厳正な対処を行うこと。
- 十二、常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主に義務付ける育児休業の取得状況の公表に際しては、育児休業取得期間についても、その公表の促進を図る方策について検討すること。
- 十三、上場企業等については、有価証券報告書などの企業公表文書等への育児休業取得率の記載を促すこと。
- 十四、雇用均等基本調査における育児休業取得期間の調査及び公表については、取得状況を的確に把握し、もって今後の育児休業制度の在り方の検討に資するため、その頻度及び調査項目について必要な見直しを行うこと。
- 十五、有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件の緩和について、労使双方の理解不足等により対象となる有期雇用労働者の権利行使が妨げられることのないよう、その趣旨を周知徹底すること。また、雇用の継続のために育児休業及び介護休業の取得を希望する有期雇用労働者が確実に取得できるよう、引き続き更なる環境整備に努めるとともに、今回の改正後の施行状況について検証を行い、必要な検討を行うこと。加えて、臨床研修医や専門医を目指す医師など、勤務先を短期間で移らざるを得ない者が育児休業を取得しやすくなるよう必要な方策を検討すること。
- 十六、派遣労働者については、派遣契約の違いによる育児休業及び介護休業の取得状況の実態把握を行い、取得促進に向けた運用の改善と具体的な促進策を検討すること。
- 十七、新型コロナウイルス感染症による雇用保険財政への影響を踏まえ、財政運営の安定確保策について早急に検討するとともに、雇用保険の国庫負担については雇用政策に対する政府の責任を示すものであることから、雇用保険法附則第15条の規定に基づき、安定した財源を確保した上で同法附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止すること。
- 十八、本法附則の規定に基づく検討においては、出生時育児休業等の取得期間、出生時育児休業中の就業、育児休業の分割取得、有期雇用労働者の育児休業等の取得の状況等について詳細な調査を行うとともに、その結果を広く公表すること。
- 十九、女性の就業継続を促進するためには男性の育児・家事への参画を促す必要があることから、自治体が実施する両親学級、父親学級等については、より男性が参加しやすく、産後の育児・家事について学ぶものとなるよう、必要な支援を行うこと。
- 二十、育児休業取得促進に向けた事業主の積極的な取組を推進するため、両立支援等助成金の更なる拡充など、効果的なインセンティブの在り方について検討すること。
- 二十一、同性カップルに対する育児休業、介護休業等の適用について、関連制度における取扱いも踏まえつつ、必要な対応の検討を行うこと。

右決議する。

## 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第43号)(先議)

(参議院 3.4.5環境委員会付託 4.9本会議可決 衆議院 6.3可決)

### 【要旨】

本法律案は、瀬戸内海における生物の多様性及び水産資源の持続的な利用の確保を図るため、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を定めることができる制度の創設、自然海浜保全地区の指定対象の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的に、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを追加する。
- 二、法律の基本理念に、瀬戸内海の環境の保全は、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえて行わなければならないことを追加する。
- 三、関係府県知事は、単独で又は共同して、計画区域について、栄養塩類（窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物をいう。）を適切に増加させるための措置（以下「栄養塩類増加措置」という。）の計画的な実施に関する計画（以下「栄養塩類管理計画」という。）を定めることができるものとする。
- 四、栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、定期的に計画区域における公共用水域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは当該栄養塩類管理計画を変更するものとする。
- 五、栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する工場又は事業場について、水質汚濁防止法に規定する総量規制の適用除外及び工場又は事業場に設置されている特定施設の構造等の変更に係る特例を定める。
- 六、関係府県が条例で定めるところにより、藻場・干潟等が再生・創出された区域等を自然海浜保全地区に指定することを可能とするため、自然海浜保全地区の指定対象を拡充する。
- 七、国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(3.4.8環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、関係府県が栄養塩類管理計画を策定する場合には、他の関係府県を含め、地域の合意形成や協議等に対し適切に支援すること。また、適切な水質の保全及び管理が図られるよう、栄養塩類増加措置による周辺環境への影響に係る事前調査や、モニタリングの充実に向けた必要な支援を行うこと。さらに、栄養塩類管理計画の変更に当たっては、機動的に対処できるよう、必要な措置を設けること。
- 二、藻場・干潟等が、水質の浄化に加え、生物多様性の維持、炭素の貯留といった環境の保全上の重要かつ多様な機能を有していることに鑑み、関係省庁との連携の上、藻場・干潟等の保全、再生及び創出に係る施策の充実・強化に十分な予算の確保に努めること。また、未利用埋立地等を利用し、自然の力をいかした磯浜の復元に努めること。
- 三、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみといった漂流ごみ等の除去、発生抑制等に係る施策の実施に当たっては、地方公共団体、漁業者等による連携体制の構築の推進や、漂流ごみ等の処理費用に関する十分な予算の確保に努めること。あわせて、漂流ごみ等に係る各地域の環境保全活動に対する支援の充実・強化に努めること。
- 四、瀬戸内海における環境保全に関する施策の実施に当たっては、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごと、季節ごとの課題に対して、湾・灘協議会の拡充等も含めて、きめ細やかな取組

を推進すること。また、瀬戸内海全域にわたる環境の状況を踏まえ、関係府県に対し、必要に応じて適切に助言等を行うこと。

五、瀬戸内海における栄養塩類と生物の多様性及び生産性との関係、気候変動の影響などについて引き続き科学的知見の充実を図り、水質の保全及び管理、気候変動影響への適応策などの必要な施策の実施に努めること。特に基本理念に明示された水温の上昇については、具体的な適応策を検討すること。

六、基本理念に掲げられている生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究及びその結果に基づいた具体的な施策の推進については、ポスト愛知目標の策定作業や日本における次期生物多様性国家戦略の策定作業との関連性を念頭に置くこと。

七、本法附則第3項による施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定の施行状況を踏まえ、必要があると認める場合には、適宜適切に所要の措置を講ずること。

右決議する。

## 国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 3. 4. 22可決 参議院 4. 26文教科学委員会付託 5. 14本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実を図るため、学長選考会議の機能強化及び監事の体制強化のために必要な措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国立大学法人等が作成する中期計画の記載事項に、教育研究の質の向上及び業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するためとすべき措置の実施状況に関する指標を追加するとともに、中期計画に基づく業務運営に関する年度計画及び業務の実績等に関する年度評価を廃止することとする。

二、国立大学法人の学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とするとともに、同会議の委員に学長を加えることができないこととし、理事は教育研究評議会において選出された者のみが委員になることができることとする。また、監事のうち少なくとも1人は常勤とするとともに、監事は学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、同会議に報告しなければならないこととする。

大学共同利用機関法人についても同様の措置を講ずる。

三、指定国立大学法人又は指定国立大学を設置する国立大学法人の理事は、2人まで増員できることとする。

四、国立大学法人等は、当該国立大学法人等が保有する教育研究に係る施設、設備等の管理及び他の大学等による利用の促進に係る事業を実施する者並びに当該国立大学等における研究成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。また、指定国立大学法人については、当該指定国立大学法人の研究成果を活用して商品の開発・生産等を行う事業を実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。

五、国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合し、以上3大学を設置する国立大学法人北海道国立大学機構とする。また、国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合し、以上2大学を設置する国立大学法人奈良国立大学機構とする。

六、この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行する。

### 【附帯決議】(3. 5. 13文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。



- 一、学長がリーダーシップを発揮するためには学内からの信任と支持が不可欠であることを踏まえ、学長選考・監察会議の運営に当たっては、大学の自治を尊重し、多様な意見を持つ教職員・学生等を含む学内外のステークホルダーの理解を得られるよう努めること。また、可能な限り議事の内容を公表するなど、より一層の透明性の確保に努めること。
  - 二、学長選考・監察会議を構成する経営協議会の委員及び教育研究評議会の評議員の任命等を学長が行う仕組みは維持されることを踏まえ、その選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方について検討を行うこと。
  - 三、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の公正かつ厳正な監査業務の遂行に資する体制を整備すること。また、学長に対する牽制機能の実効性を確保する観点から、公益通報制度を活用するとともに、地域の弁護士等と連携するなど必要に応じて外部有識者による確認・検証の процедуруを講ずるよう努めること。
  - 四、国立大学法人による出資については、各国立大学法人の自主性・自律性を尊重するとともに、出資の実績によって自己収入が増加した場合、国立大学法人運営費交付金の減額等により、国立大学法人の財務基盤強化の意欲が削がれることのないよう留意すること。また、出資を行うに当たっては、財務状況の健全性を損なうことなく、戦略的・長期的に資金運用できる体制の整備に万全を期すること。
  - 五、一法人複数大学制度による国立大学法人の統廃合に当たっては、国立大学法人の経営基盤の強化及び効率的な経営を実現するとともに、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう十分に留意すること。
  - 六、国立大学法人が高い自主性・自律性を持ち、社会変革を先導する新たな役割と使命を果たすことができるよう国立大学法人に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討すること。とりわけ中期目標・中期計画の策定に当たっては、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展を尊重する観点から、大学政策上必要となる大枠の方針を提示するにとどめ、国立大学法人に対する事前の規制とならないよう十分に留意すること。
- 右決議する。

## 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案(閣法第45号)

(衆議院 3. 4. 22可決 参議院 4. 26農林水産委員会付託 5. 12本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、「技術基準」及び「利用基準」の定義

「技術基準」とは、畜舎等の構造等について、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上等の支障がないこと等の要件を満たすために必要な基準をいうこととし、「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、安全上等の支障がないことを確保するために必要な基準をいうこととする。

#### 二、畜舎建築利用計画の認定等

##### 1 畜舎建築利用計画の認定

畜舎等について、技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者は、畜舎建築利用計画を作成し、都道府県知事に提出して、認定を受けることができるとし、都道府県知事は、当該申請に係る畜舎建築利用計画が技術基準及び利用基準等(その床面積が、省令で定める規模以下である畜舎等にあつては、技術基準を除く。)に適合すると認めるときは、認定をすることとする。

##### 2 建築基準法令の適用除外

認定畜舎等（1の認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等をいう。）については、建築基準法令の規定は、適用しないこととする。

### 三、認定計画実施者の監督等

二の1の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、認定畜舎等の利用の状況について、定期的に、都道府県知事に報告しなければならないこととし、違反を是正するために必要な認定計画実施者等に対する措置命令について所要の規定を設けることとする。

### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

#### 【附帯決議】（3.5.11農林水産委員会議決）

我が国の畜産・酪農経営は、畜産クラスター等の地域の関係者が一丸となった取組の成果として、乳用牛、肉用繁殖雌牛の飼養頭数が増加に転じる一方、担い手の高齢化、後継者不足は深刻さを増しており、さらには、我が国の畜産・酪農経営は、国際的な競争に直面している。そのため、中小・家族経営を中心とする国内生産者を着実に支えていく必要がある。

畜産・酪農経営を維持・発展させるためには、生産基盤及び国際競争力の強化が喫緊の課題であり、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組を推進するため、畜産業の経営実態に合った畜舎等の建築等をできるような措置し、畜舎等の建築に係る負担を軽減することが急務である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 技術基準、利用基準を定める主務省令の制定に当たっては、畜産農家はもとより、建築士をはじめとする専門家の意見を十分に踏まえ、関係者の十分な理解と納得を得た上で各基準を策定すること。また、畜舎建築利用計画の作成・申請においては、手続きが煩雑なものとならないよう留意すること。
- 二 畜産農家の畜舎等の建築を含めた総合的な経営判断に資するため、本法律案に基づく新制度による畜舎等の建築の経済的な優位性が明らかとなる事例等を畜種ごと等きめ細かく示すこと。また、建築に係る負担が低減された場合においても、財政支援を含め各支援策の削減は行わないこと。
- 三 家畜の能力が引き出され、家畜が健康になり、生産性の向上や畜産物の安全につながるアニマルウェルフェアに配慮し、動物の愛護及び管理に関する法律を遵守した家畜の管理の普及促進のための指導、支援を充実させること。
- 四 常に地域・現場の声に耳を傾け、生産基盤・国際競争力の強化に資する畜産クラスター事業等の施策を的確に実施すること。

右決議する。

## 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）

（衆議院 3.4.22可決 参議院 5.10経済産業委員会付託 5.14本会議可決）

### 【要旨】

本法律案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上を図るため、手続期間の徒過により消滅した特許権の回復要件の緩和、特許審判等での口頭審理を映像及び音声の送受信により行う方法の導入、特許料等の予納における印紙の廃止、特許関係料金の見直し、商標権の侵害となり得る対象行為として海外事業者による模倣品の国内への持込みの追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の一部改正

- 1 特許権等が手続期間の徒過により消滅した場合に、権利を回復できる要件を緩和する。
- 2 特許権侵害訴訟等において、裁判所が広く一般の第三者から意見を募集できる制度を創設する。
- 3 特許の無効等の審判の口頭審理等について、いわゆるウェブ会議システム等を利用して手続

を行うことができることとする。

- 4 訂正審判の請求等において、通常実施権者の承諾を不要とする。
  - 5 特許料等について、上限額を法定し、具体的な金額を政令で定めるよう改める。
  - 6 特許権者等が、その責めに帰することができない理由により、特許料等の納付期間を徒過した場合に、割増特許料等の納付を不要とする。
  - 7 意匠の実施の定義に定める輸入及び商標の使用の定義に定める輸入に、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含むものとする。
- 二 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正  
特許料等の予納について、特許印紙による予納を廃止する。
- 三 弁理士法の一部改正  
弁理士は、外国の行政官庁等に対する植物の新品種又は地理的表示に関する権利に関する手続に係る資料の作成等を行うこと及びそれらの保護に関する相談に応ずることを業とすることができることとする。

#### 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】(3.5.13経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特許審判等におけるウェブ会議システム等を利用した口頭審理等の実施に当たっては、当事者の利便性向上を図りつつ、公開主義、直接主義の原則及び口頭によることの意義を維持し、審判の公正を担保するとともに、個人情報や企業秘密等が不当に漏えいすることのないよう、その運用上の課題や公開の在り方等について十分に検討を行い、適切な措置を講ずること。
- 二 特許権等の放棄や訂正審判の請求等における通常実施権者の承諾を不要とすることにより、いわゆる独占的通常実施権者に不測の損害が生じること等がないよう、権利関係の実情を踏まえ、制度の周知徹底等適切な措置を講ずること。
- 三 特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入に当たっては、第三者から多様な意見が幅広く得られ、その意見を当事者が公平かつ有効に証拠に活用できることにより、裁判所の公正な判断に資する制度となるよう、必要に応じて適切な措置を検討すること。
- 四 海外からの模倣品の流入に対する規制の強化に当たっては、善意の個人に不測の損害を与えることがないように留意しつつ、知的財産侵害貨物の小口化等を踏まえ、実効性ある水際での取締りの体制整備に努めること。
- 五 特許料等の料金体系の見直しに当たっては、利用者の意見も踏まえ適切な料金の設定を行うとともに、特許特別会計における歳出削減の取組を徹底しつつ、情報開示の拡充や第三者による財政検証的確な実施により、透明性・客観性の高い財政運営を行うこと。また、中小企業等を対象とする減免制度の在り方についても、その実情等を踏まえて適正な運用がなされるよう努めること。
- 六 植物の新品種や地理的表示の保護に関する相談業務等を弁理士の業務として追加するに当たっては、利用者の利便性向上及び関係法令遵守の観点から、相談内容に応じて行政書士等他の専門家や各地方における農林水産関連事業者団体、農林水産関連研究機関等との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。また、農林水産事業者と弁理士とのタイムリーな相談機会の確保・促進を図るため、関係省庁及びその地方機関等において、農林水産事業者のための相談窓口の設置を検討すること。
- 七 いわゆる懲罰的損害賠償制度等の知財紛争処理システムの在り方やA I等を活用した審査業務の効率化等の課題について、我が国の知的財産制度を取り巻く様々な環境変化に対応して、諸外国や裁判例の動向も注視しつつ引き続き検討を行うこと。  
右決議する。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 3.4.27可決 参議院 5.7環境委員会付託 5.26本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現等の基本理念を新設するとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した事業の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、パリ協定の目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として定める。
- 二、都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の記載事項に、再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を追加する。
- 三、市町村は、実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事項及び施策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとする。
- 四、市町村は、実行計画において三を定める場合においては、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）の促進に関する事項として、促進区域、地域の環境保全及び持続的発展に関する取組等を定めるよう努めるものとする。
- 五、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、その実施に関する計画を作成し、実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができるものとする。
- 六、五の認定を受けた者が地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画に従って行う行為については、温泉法等の特例及び環境影響評価法の特例を受けることができるものとする。
- 七、温室効果ガス算定排出量の公表について、事業所ごとの排出量情報等も含め、デジタル化により遅滞なく公表するものとし、これに伴い事業所ごとの排出量情報等に係る開示請求制度を廃止する。
- 八、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に係る事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を追加する。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(3.5.25環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、水力、自然界に存する熱等の再生可能エネルギーも積極的に活用すること。また、エネルギーの使用の合理化や地域環境の整備に留意するとともに、地域の特性をいかした事業の展開及びその利益の地域の経済活動への還元等に配慮しつつ行われるよう努めること。
- 二、地球温暖化対策の推進に当たっては、科学的知見の充実に努めつつ、地球温暖化の予防的な取組方法の考え方にに基づき早期に対応すること。また、地域住民その他の多様な主体の参加と協力を得るとともに、透明性を確保しながら行うこと。あわせて、将来の国民の過大な負担とならないよう迅速かつ適切に行うほか、我が国に蓄積された知識、技術、経験等をいかすとともに、国際社会における我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進すること。
- 三、国は、温室効果ガス排出量の削減等の施策の推進に当たり、国民の意見を国の施策に反映させるため、情報の提供及び幅広い世代や分野からの意見聴取等の必要な措置を講ずるよう努めること。また、地方公共団体に対し、住民の意見を施策に反映させるための情報の提供や意見聴取等に努めるよう促すとともに、事業者に対しては、その事業者が講じた措置等についての情報の公開に努めるよう協力を求めること。
- 四、国は、その設置する施設について省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修を計画的に実施

- し、エネルギーの使用合理化の促進や温室効果ガスの排出量削減等を図ること。効率的な二酸化炭素吸収源としての適正な森林対策、気候変動への適応策を関係省庁の連携の下、推進すること。
- 五、市町村による地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定及び地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たっては、市町村に過重な負担が生じないように、必要な情報提供、助言及び専門家の派遣その他の援助による、きめ細やかな支援を行うこと。
- 六、地域脱炭素化促進事業については、住民その他利害関係者の意見が十分に反映できるよう、地方公共団体実行計画を定めるに当たっては地域における公聴会の開催等が、また、地方公共団体実行計画協議会の構成員の選定に当たっては当該区域の住民及び専門家等の参画が確保されるよう地方公共団体に対し促すこと。さらに、地域脱炭素化促進事業に関する地域の設定の在り方について引き続き検討を行い、その結果に基づき、環境の保全等のため所要の措置を講ずること。
- 七、促進区域に関する基準については、自然公園や鳥獣保護区等の保護地域及び絶滅のおそれのある野生動植物種の生育・生息地等の保護地域への環境保全上の支障を及ぼさないよう、慎重に検討すること。特に、大規模な再生可能エネルギー施設を誘致する促進区域の設定を行う場合には、再生可能エネルギーの種類ごとの特性等を踏まえつつ、原則としてこれらの地域が回避されるような基準を設けること。
- 八、都道府県が促進区域に関する基準を定める場合には、認定地域脱炭素化促進事業計画に基づく施設整備について環境影響評価法の計画段階配慮書の手続が適用されないことを考慮し、環境への影響が回避されるよう適切な助言等を行うとともに、広く住民の意見が反映されるよう促すこと。
- 九、市町村が促進区域を設定するに当たっては、環境省による風力発電における鳥類のセンシティブティマップ等を活用し脆弱な自然環境の把握に努めること及び土砂の崩壊等の発生を防止し、水源かん養の機能を有する保安林の取扱いについて、住民生活に支障を及ぼさないよう検討をすることを市町村に対し促すこと。
- 十、地域脱炭素化促進施設が発電施設としての用途を終了した際には、地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しや事業者の倒産の場合も含め、設備の撤去及び撤去後の自然環境の復元等について適切な取扱いがなされるよう、関係省庁と連携して対応すること。
- 十一、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度については、事業者の削減取組の促進やESG金融の観点から、報告事項の在り方等を含め、脱炭素社会の実現に資する制度の在り方の検討を引き続き進めること。
- 十二、地球温暖化に伴う気候変動に起因する影響が危機的な水準にあることに鑑み、温室効果ガス排出量削減等のための施策の在り方、パリ協定に対応した法体系その他の気候変動に関する法制度の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずること。
- 十三、温室効果ガス削減に関する2030年度及び2050年目標を達成するため省庁横断の実効性のある統合的な施策の推進体制や客観的評価を検討すること。
- 十四、地球温暖化対策の推進に当たっては、国際的にも生物多様性の確保が喫緊の課題であることに鑑み、本法に基づく施策も含め、地域への再生可能エネルギー導入拡大により地域の自然環境及び生物多様性の価値を損なうことがないよう十分留意すること。
- 十五、ため池を利用した太陽光発電施設の設置については、農業用水の安定的な供給、災害発生の防止に加えて、ため池の有する生物多様性の保全を始めとする多面的機能に支障が生じることのないよう、国としてガイドラインを作成するなど、地方公共団体の取組を支援すること。
- 十六、農地への再生可能エネルギー導入拡大に当たっては、設置要件の緩和により荒廃農地を活用することとしているが、食の安全保障の確保に加えて、一般企業や外国資本の参入などにより農地本来の役割に支障が生じることのないよう配慮すること。

右決議する。

## 自然公園法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14環境委員会付託 4.23本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、国立公園等を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、質の高い自然体験活動の促進又は利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画認定制度の創設、利用のための規制の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、市町村等は、単独で又は共同して、集団施設地区その他の公園の利用のための拠点となる区域について、当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

二、一の協議会において、公園計画に基づき、利用拠点整備改善計画を作成したときは、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の認定を申請することができるものとする。

三、認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業について、国立公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないものとする。

四、市町村等は、単独で又は共同して、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

五、四の協議会において、公園計画に基づき、自然体験活動促進計画を作成したときは、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の認定を申請することができるものとする。

六、認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業について、特別地域等における行為に係る許可等を要しないものとする。

七、国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為であって、当該国立公園又は国定公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加するものとする。

八、公園事業を譲渡する場合の地位の承継に関する規定の整備を行う。

九、公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直し、自然の風景地の保護に資する活動及び国立公園又は国定公園内の施設の維持管理を行う法人を指定することができるものとする。

十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(3.4.22環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、国立・国定公園内における質の高い自然体験活動の促進に当たっては、環境教育の機会でもあることを踏まえつつ、利用者へのルール周知や利用状況のモニタリング等を進めることにより、適正な公園利用とともに公園管理の質の向上や自然環境の保全に資するよう、適切な運用を図ること。

二、地域主体の利用拠点整備改善計画の策定及び同計画に基づく事業の実施について、住民・環境保護団体・有識者等多様な関係者の連携の下での地域協議会における円滑な合意形成をはじめ、地域の状況に応じた利用拠点の魅力向上に向けた取組に必要な支援を行うこと。

三、公園事業施設の新たな廃屋化を防止するため、報告徴収の積極的な活用等により、公園事業者の経営状況を的確に把握するとともに、事業の改善等に必要な施策について、引き続き、検討を行うこと。

四、国立・国定公園における管理運営について、その担い手となる自然保護官等の必要な人材及び予算の確保、山岳地域における環境保全や登山者の安全確保に重要な役割を担っている山小屋への支援及び連携体制の構築等を通じて、管理運営体制の一層の充実強化を図ること。

- 五、餌付け等国立・国定公園内の野生動物の生態に影響を及ぼす行為の規制が追加されたことに鑑み、その内容の周知徹底に努めるとともに、地域の関係者等と連携し、利用者への適切な指導等が行われるよう努めること。
- 六、国立公園満喫プロジェクトの実施に当たっては、生物多様性の保全の観点から、自然環境の情報収集・調査等に取り組みるとともに、自然環境の保護強化の取組による成果についても適正に評価し、その結果を広く周知するよう努めること。
- 七、気候変動に伴う生態系の分布や景観の変化を考慮して、国立・国定公園において気候変動への適応に十分配慮した保全と利用の両面からの対応策の検討及び適正な管理の実施等に確実に取り組むこと。
- 八、太陽光発電施設や風力発電施設の許可等に当たっては、景観や動植物への影響についての配慮といった、国立・国定公園の保護の公益性と十分に比較衡量し、自然環境との調和を図るとともに、事業者の倒産、発電施設としての用途終了後の設備の撤去等について適切な取扱いがなされるよう、関係省庁等と連携し対応すること。
- 右決議する。

### 海上交通安全法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)(先議)

(参議院 3. 4. 5国土交通委員会付託 4. 9本会議可決 衆議院 5. 25可決)

#### 【要旨】

本法律案は、船舶交通の一層の安全を確保するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 海上交通安全法の一部改正

- 1 海上保安庁長官は、異常気象等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域等について、当該海域等からの退去等を命じ、又は勧告すること等ができることとする。
- 2 異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある海域において航行等をしている船舶は、当該海域において航行等をしている間は、海上保安庁長官が提供する情報を聴取しなければならないこととする。

#### 二 港則法の一部改正

特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある区域において航行等をしている船舶は、当該区域において航行等をしている間は、港長が提供する情報を聴取しなければならないこととする。

#### 三 航路標識法の一部改正

- 1 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識（以下「管理航路標識」という。）に関する工事以外の工事又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為によって必要を生じた管理航路標識に関する工事等を工事原因者にさせることができることとする。
- 2 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事等をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならないこととする。
- 3 海上保安庁長官に協力して管理航路標識に関する工事等を行うこと等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一定の団体を、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができることとする。

#### 四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

#### 五 その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 3. 4. 16可決 参議院 4. 20災害対策特別委員会付託 4. 28本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 災害対策基本法の一部改正

- 1 特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、内閣総理大臣は、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができることとする。また、非常災害対策本部長は、内閣総理大臣をもって充てることとし、非常災害等が発生するおそれがある場合においても、内閣総理大臣は、臨時に内閣府に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置することができることとする。
- 2 市町村長は、名簿情報に係る避難行動要支援者（本人の同意を得られた者に限る。）ごとに避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めなければならないこととする。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。
- 4 市町村長は、災害が発生するおそれがある場合において、3の立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所等とすることが困難であり、かつ、居住者等を災害から保護するため広域的な避難を実施する必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、他の市町村長に協議できることとする。

#### 二 災害救助法の一部改正

災害が発生するおそれがある場合において、一の1の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されたときは、都道府県知事等は、当該所管区域内の市町村において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して、救助を行うことができることとする。

#### 三 内閣府設置法の一部改正

防災に関する基本的な施策に関する事項等（原子力災害に対する対策に関するものを除く。）に関する事務その他の事務については、特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させることとする。

#### 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

#### 【附帯決議】(3.4.23災害対策特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 新たな避難情報の運用開始に当たっては、的確な発令につながるよう市町村に対して十分な説明を行うとともに、住民等の確実な避難につながるよう制度の周知に努めること。また、より正確かつ迅速な避難情報を提供するため、AIの活用によるSNS情報の分析、デジタル技術等を活用し、災害リスクの予測精度向上に努めること。
- 二 国の災害対策本部を設置するに当たっては、「誰も取り残さない」というインクルーシブ防災及びSDGsの概念に鑑み、その構成員には、災害時における男女共同参画担当、障がい者施策担当等の職を務める者が必要に応じて含まれるよう留意すること。特に非常災害対策本部を設置する場合において、当該職を担当する特命担当大臣が設置されているときは、当該特命担当大臣も必要に応じて本部員とするよう努めること。
- 三 各市町村における個別避難計画の作成が進むよう、速やかに取組指針を改定するとともに、防災や災害対応人材の確保、各種の財政措置、先進・優良事例に関する情報の提供、市町村等の情報共有の場の設置等、必要な支援を行うこと。特に、市町村について福祉部局と防災部局の綿密な連携が図られるよう後押しすること。
- 四 障がい者、高齢者等への実効性の高い避難支援を可能とするため、平常時における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の避難支援等関係者への事前提供を進めることができるよう、市町村を支援すること。なお、個別避難計画情報の提供に当たっては、個別避難計画情報の漏えい防止措置や秘密保持義務が徹底されるよう市町村に必要な助言・指導を行うこと。



- 五 水防法等に基づく避難確保計画による避難支援の対象外の避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成する等、切れ目のない避難支援が行われるよう、適切な助言をすること。
- 六 福祉避難所の在り方については、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の最終とりまとめを踏まえ、要配慮者が福祉避難所等に確実に避難できる環境を整備するとともに、避難生活における保健、医療、福祉的な面を含めた質の確保を図ろうとする市町村への人的・財政的支援を強化すること。
- 七 広域避難については、地方公共団体の相互応援や民間事業者等との協力に関する協定の締結等、住民等への周知・啓発、避難訓練の実施、優良事例に関する情報の提供等、平常時から円滑な実施に向けた取組を進めること。また、広域避難のみならず、自らの地方公共団体内での垂直避難、公共施設や民間の大型商業施設への避難など、現実的に対応可能な複数の避難パターンも組み合わせることで、地域における総合的な避難対策の一層の強化が図られるよう支援すること。
- 八 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者、高齢者など多様な主体の視点を取り入れることができるよう、制度及び運用の改善に努めること。  
右決議する。

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第51号)

(衆議院 3.5.11可決 参議院 5.11地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 5.19本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方自治法の一部改正

地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、認可を可能にする。

#### 二、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正

転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能にする。

#### 三、介護保険法の一部改正

小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直す。

#### 四、中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の一部改正

沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能にする。

#### 五、建築士法の一部改正

一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務を廃止する。

#### 六、宅地建物取引業法の一部改正

宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務を廃止する。

#### 七、不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正

不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等を廃止する。

#### 八、積立式宅地建物販売業法の一部改正

積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務を廃止する。

#### 九、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

## 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の

## 強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 3.4.27可決 参議院 5.12財政金融委員会付託 5.19本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、銀行法の一部改正

- 1 銀行の付随業務に、保有する人材、情報通信技術、設備その他の銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化等の持続可能な社会の構築に資する業務を追加する。
- 2 銀行又は銀行持株会社の子会社対象会社に、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社を追加する。
- 3 銀行業高度化等会社の業務に、地域の活性化等の持続可能な社会の構築に資する業務等を追加する。
- 4 銀行又は銀行持株会社の子会社対象会社以外の外国の会社の保有に関する規定を整備する。

#### 二、金融商品取引法の一部改正

- 1 外国において外国当局の監督を受けて海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人等について、一定期間、届出制により、国内において当該投資運用業等を行うことができることとする。
- 2 主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームの投資運用業に係る届出制度を創設する。

#### 三、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正

銀行等保有株式取得機構が行う株式等の買取り等の期限を令和8年3月31日まで4年間延長する。

#### 四、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正

- 1 主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して、預金保険機構が資金を交付する制度を創設する。
- 2 金融機能強化勘定の廃止の際における金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定への繰入れに関する規定を整備する。

#### 五、施行期日

一、二及び三については公布の日から起算して6月を、四については公布の日から起算して2月を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行するなど、所要の施行期日を定める。

### 【附帯決議】(3.5.18財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行及びその子会社等の業務範囲規制や銀行等の出資規制を緩和するに当たっては、銀行法が銀行の業務の公共性に鑑みながら、国民経済の健全な発展に資することを目的としていることを踏まえ、利益相反取引の防止、優越的地位の濫用の防止、他業リスクの排除の観点から、銀行グループが自己の利益のみを追求することなく、国民経済の成長や地方創生のためにその役割を適切に果たすようモニタリングを行うとともに、本法附則第44条の検討条項を踏まえ、必要があると認めるときは、適時適切に制度の見直しを行うこと。
- 二 国際金融機能の強化に向けた海外の高度金融人材や金融事業者の受入れの促進においては、本法や税制上の措置など費用面からの取組だけではなく、金融教育やイノベーション促進のための成長資金需要の拡大といった期待収益面からの取組を積極的に進めること。
- 三 移行期間特例業務及び海外投資家等特例業務制度の運用においては、国内外の投資家保護のため海外当局とも連携し適切なモニタリングを行うこと。
- 四 銀行等保有株式取得機構が保有する株式の受託会社を通じた議決権行使においては、コーポレートガバナンスが機能するよう適切に監視すること。また、同機構の存続期限がこれまで幾度も延長されていることを踏まえ、市場の動向を見ながら、可能な限り早急に株式等の処分を進め

ること。

五 資金交付制度の運用に当たっては、制度上、勘定廃止の際に国庫に納付することとされている資金を活用することに鑑み、その交付により金融機関等が地域経済の活性化等に果たした役割などに関し、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。また、資金交付額の算定の基礎となる対象経費や交付率等を定めるに当たっては、資金交付制度の適切な運用を確保する観点に十分配慮すること。

六 同じく資金交付制度の運用に当たっては、日本銀行が実施する「地域金融強化のための特別当座預金制度」との間で十分に連携することにより、地域金融機能の強化が効率的かつ効果的に実現されるよう努めること。

七 「物価安定の目標」を達成するための日本銀行による超低金利政策の長期化が、金融機関の資金利益の悪化を通じて金融仲介機能に悪影響を及ぼし得ることに鑑み、日本銀行との共同声明である「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携」に掲げる目的を早期に達成するべく、正規雇用を促進するとともに、企業の生産性向上分を賃金に反映することで労働分配率を上昇させるための取組を一層積極的に行うこと。

右決議する。

## 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案(閣法第53号)

(衆議院 3. 4. 15可決 参議院 4. 15地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 4. 28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、取引デジタルプラットフォームが国民の消費生活にとって重要な基盤となっていることに鑑み、取引の適正化及び紛争の解決の促進に関し取引デジタルプラットフォーム提供者の協力を確保し、もって取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益を保護することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、取引デジタルプラットフォーム提供者は、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置等を講ずるよう努めるとともに、講じた措置の概要等を開示するものとする。内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォーム提供者が行うこれらの措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

二、内閣総理大臣は、商品の安全性の判断に資する事項等の重要事項について著しく事実に相違する表示等をした販売業者等が特定できないこと等の事由により表示の是正を期待することができない場合に、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、販売業者等による当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止等の措置をとることを要請することができる。取引デジタルプラットフォーム提供者は、当該措置により販売業者等に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

三、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者は、通信販売に係る販売業者等との間の売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権を行使するために、当該販売業者等の氏名又は名称、住所その他の当該債権の行使に必要な販売業者等に関する情報の確認を必要とする場合に限り、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、その保有する販売業者等情報の開示を請求することができる。

四、内閣総理大臣は、国の関係行政機関、取引デジタルプラットフォーム提供者を構成員とする団体、消費者団体等により構成される取引デジタルプラットフォーム官民協議会を組織するものとする。

五、何人も、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認

めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**【附帯決議】** (3.4.23地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 売主が消費者（非事業者である個人）であるCtoC取引の「場」となるデジタルプラットフォームの提供者の役割について検討を行い、消費者の利益の保護の観点から、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。
- 二 売主が事業者であるかどうかを判断するための基準については、悪質な事業者による潜脱に用いられないことにも留意しつつ、買主が予期せぬ不利益を被らないよう、可能な限り明確化を図ること。またその際、本法を含む通信販売に係る規制の在り方を十分に踏まえて検討すること。
- 三 本法第3条で、取引デジタルプラットフォーム提供者が努力義務として講ずるべきとされている措置等の実施状況について実態把握に努めるとともに、必要に応じ、消費者の利益の保護の観点から、更なる実効性の確保について検討を行い、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。
- 四 本法第4条の取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請等に基づく措置の実施状況について実態把握に努めること。また、消費者の利益の保護の観点から、更なる実効性の確保について検討を行い、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。
- 五 本法第4条第1項第1号の著しく事実と相違する表示等の解釈については、商品の安全性の判断に資する事項等を表示しないことをもって消費者が誤認する場合を含むものであることを明らかにすること。
- 六 本法第4条第1項第1号の「商品の性能又は特定権利若しくは役務の内容に関する重要事項として内閣府令で定めるもの」については、取引デジタルプラットフォームにおける消費者被害の実態を踏まえたうえで定めること。また、消費者被害の実態や情報通信技術の発展を踏まえて適宜検討を加え、必要に応じ機動的に内閣府令の改正を行うこと。
- 七 本法第5条第1項の「内閣府令で定める額」を定めるに当たっては、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる取引における消費者被害の実態に照らし、必要十分な消費者が開示請求制度を利用できるよう、適切な額とすること。
- 八 デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術は急速に進展し得るものであるため、本法第5条第1項の販売業者等情報を内閣府令において定めるに当たっては、消費者が自己の債権を行使するために必要かつ十分な範囲の情報が開示請求の対象となるようにするとともに、必要に応じ機動的に内閣府令の改正を行うこと。
- 九 本法第10条に基づく内閣総理大臣に対する申出制度については、消費者等から様々な情報の提供を受けることにより法執行や注意喚起等に十分活用できるものでもあることから、広く周知徹底を図ること。
- 十 いわゆる情報商材等を取扱う販売業者等が参加する取引デジタルプラットフォームや、SNSを利用して行われる取引における消費者被害の実態の把握を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 十一 デジタル広告、不正又は悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益の保護の観点から検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 十二 外国会社との消費者被害の解決を促進させるため、関係省庁が連携して会社法第933条第1項第1号の定める外国会社登記における代表者登記義務を周知するとともにその履行を促すこと。また、関係省庁が連携して販売業者等又は取引デジタルプラットフォーム提供者たる外国会社の事業が不法な目的に基づいて行われた事案の把握に努め、そのような事案を把握したときには、会社法第827条第1項の定める取引継続禁止命令の申立てを検討すること。

十三 CtoC取引を含めたデジタルプラットフォームにおける取引に関する紛争を効率的・実効的に解決するためのオンラインによる手続が可能な裁判外紛争解決手続（ODR）の提供について検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

十四 本法の制定趣旨や各条項の解釈等について、消費者、取引デジタルプラットフォーム提供者、販売業者等、関係行政機関などに対して十分な周知徹底を図ること。

十五 消費者が取引デジタルプラットフォームを適切に利用できるよう、デジタル社会において身に付けるべき知識を習得するための消費者教育を充実すること。特に、令和4年4月からの成年年齢の引下げの影響を受ける若年者や、「新しい生活様式」として利用が拡大している高齢者に対して積極的に取り組むこと。

十六 デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術の急速な進展に伴う消費者被害の複雑化・多様化や、海外の行政機関との連携の必要性に鑑み、消費者庁その他の関係省庁の予算、機構・定員を十分確保すること。

右決議する。

## 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 3.5.18修正議決 参議院 5.21地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 6.9本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、特定商取引に関する法律の一部改正

- 1 販売業者等が契約締結時等に交付すべき書面の交付に代えて、購入者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。また、申込者等が、契約の申込みの撤回等を、書面により行うことに加え、電磁的記録により行うこともできるものとする。
- 2 通信販売における契約の申込みに係る書面等において、不実の表示や、人を誤認させるような表示を禁止するとともに、禁止に違反した者に対する罰則を定める。
- 3 売買契約に基づかないで送付された商品について、販売業者がその返還を請求することができる期間を撤廃する。

#### 二、特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正

- 1 法律の題名を「預託等取引に関する法律」に改め、全ての物品を規制の対象とする。
- 2 内閣総理大臣の確認を受けた場合を除き、預託等取引業者による物品等の売買契約及び当該物品等を対象とする預託等取引契約について、その勧誘等及び締結又は更新を禁止するとともに、禁止に違反した者に対する罰則を定める。

#### 三、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正

内閣総理大臣は、特定適格消費者団体に対し、特定商取引に関する法律又は預託等取引に関する法律に基づく処分に関して作成した書類を提供することができる。

#### 四、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、契約の申込みの撤回等を電磁的記録により行う場合の効力発生時期について、当該記録による通知を発した時とすること、販売業者等が契約書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする規定について、施行期日を1年延期するとともに、施行後2年を経過した場合の検討規定を設けること等を内容とする修正が行われた。

### 【附帯決議】(3.6.4地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を政省令等により定めるに当たっては、消費者

が承諾の意義・効果を理解した上で真意に基づく明示的な意思表示を行う場合に限定されることを確保するため、事業者が消費者から承諾を取る際に、電磁的方法で提供されるものが契約内容を記した重要なものであることや契約書面等を受け取った時点がクーリング・オフの起算点となることを書面等により明示的に示すなど、書面交付義務を持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うこと。また、高齢者などが事業者に言われるままに本意でない承諾をしてしまうことがないよう、家族や第三者の関与なども検討すること。

二 書面交付の電子化に関する承諾の要件を検討するに当たっては、悪質業者の手口や消費者被害の実態を十分に踏まえた上で、学識経験者、消費者団体、消費生活相談員等の関係者による十分な意見交換を尽くすこと。

三 デジタル機器に不慣れな高齢者や障がい者が、デジタル技術を利用した新卒の消費者取引のトラブルや悪質業者による訪問販売等の被害に遭うことを効果的に防止・救済するため、きめ細かな情報提供や見守りネットワークによる声掛け体制の整備を地方公共団体において一層強力に展開できるよう、消費者庁は財政措置を含む実効性ある措置を講ずること。

四 デジタル機器に慣れていてもトラブルに巻き込まれやすい若年者に対し、デジタル技術を利用した新卒の取引被害や悪質業者による連鎖販売取引の被害を効果的に防止・救済するため、成年年齢引下げの施行時期が令和4年4月1日に迫っていることを踏まえ、実践的な消費者教育を強力に展開するとともに、若年者に対するクレジット・ローンの過剰与信を防止する業界の自主的取組の効果を検証し、必要に応じ更なる法的措置を検討すること。

五 消費者トラブルの防止・救済におけるクーリング・オフ制度の重要性に鑑み、電子メール等によるクーリング・オフ通知の発信方法及び効果について、消費者及び事業者に対し十分な周知策を講ずること。

六 詐欺的定期購入トラブルの防止・救済に向けて導入された、特定申込みに係る申込画面の表示事項の義務付け及び誇大広告の禁止について、定期購入契約のうち初回分の価格・数量等と2回目以降の価格・数量等をことさら分離して表示する手口など、不適正な表示方法の具体例と判断の目安を通達等に具体的に明示すること。

七 詐欺的定期購入トラブルが急増している事態に鑑み、現行法下における広告画面や申込確認画面についても、誤認を招きやすい表示方法の具体例を通達等の見直しにより早急に明示すること、並びに悪質業者に対する法執行を一層強化することに取り組むこと。

八 送り付け商法により注文がないのに一方的に送り付けられた商品は、消費者が直ちに処分しても代金支払義務や損害賠償責任を負わないことを分かりやすく消費者に周知すること。

九 関係省庁は、特定商品等の預託等取引契約に関する法律と金融商品取引法や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律との間に隙間が生じないように連携して対応すること。

十 関係省庁が連携して預託等取引業者の不法な目的に基づいて行われた事案の把握に努め、そのような事案を把握したときは、速やかに既に生じた被害救済及び被害防止のための措置を講ずること。また、預託等取引による被害拡大及び被害防止のための方策を具体的に検討し、本法施行後5年を目途として、本法の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。

十一 これまで販売預託商法等によって多数の消費者被害が生じていることに鑑み、加害者の不当な収益をなく奪し被害者を救済する制度、行政庁及び特定適格消費者団体による破産申立制度並びに行政庁による解散命令制度の創設や、過去の被害事案の救済のための措置について、消費者裁判手続特例法の運用状況の多角的な検討を踏まえて、必要な検討を行うこと。

十二 消費者トラブルの防止・救済の相談窓口である全国の消費生活センターにおいて、資格を有する消費生活相談員の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、消費者庁は国又は地方公共団体における消費生活相談員を目指す人材の養成講座の開催等の施策を推進するよう予算措置を始めとする十分な措置を講ずること。

十三 政府は、訪問販売や電話勧誘販売における高齢者・障がい者の消費者被害を抜本的に予防するため、幅広く対応策を検討すること。

右決議する。

## 民法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 3.4.1可決 参議院 4.7法務委員会付託 4.21本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、民法の一部改正

- 1 境界標の調査のための隣地使用権に関する規定等を整備するとともに、電気等の継続的給付を受けるための設備設置権に関する規定等を創設する。
- 2 所在等が不明な共有者がいる場合の共有物の変更又は管理に関する決定方法の特則、共有物の管理者に関する規定及び所在等が不明な共有者の不動産の共有持分の他の共有者による取得に関する特則等を創設する。
- 3 所有者の所在等を知ることができない土地若しくは建物又はその共有持分及び所有者による管理が不相当である土地又は建物について裁判所が管理人による管理を命ずる規定等を創設する。
- 4 相続財産の保存のための統一的な相続財産管理制度を創設するとともに、具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限の規定等を整備する。

#### 二、非訟事件手続法及び家事事件手続法の一部改正

一の改正により創設された制度の裁判手続を創設する等の整備を行う。

#### 三、不動産登記法の一部改正

相続等による所有権の移転の登記等の申請を相続人に義務付ける規定を創設するとともに、不動産登記に係る手続における申請人の負担の軽減を図るための規定（相続人申告登記制度及び所有不動産記録証明制度の創設、登記の抹消手続の簡略化等）を創設する。

四、この法律は、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(3.4.20法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後5年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。
- 二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。
- 三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権の登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。
- 四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮

- し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。
- 五 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は連携体制を強化し、その促進に向けて、積極的に周知広報を行うこと。
- 六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。
- 七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。
- 八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。
- 九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。
- 十 隣地使用権や導管設置権を始めとする新たな相隣関係の諸規定については、広く国民に周知をするほか、導管の設置等に関わる地方公共団体や事業者等にも周知広報を行うこと。
- 十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。
- 十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和5年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。
- 十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第14条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。
- 右決議する。

## 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(閣法第56号)

(衆議院 3.4.1可決 参議院 4.7法務委員会付託 4.21本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により土地の所有権又は共有持分を取得した者



- 等は、法務大臣に対し、その土地（建物の存する土地であるもの等を除く。）の所有権を国庫に帰属させることについての承認を求めることができる。
- 二、法務大臣は、一の承認の対象となる土地が、通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地に該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない。
- 三、法務大臣は、一の承認に係る審査をするため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができるとともに、調査権限に関する規定を設ける。
- 四、法務大臣が一の承認をした後に、承認申請者が、偽りその他不正の手段によって承認を受けたことが判明した場合における承認の取消しに関する規定を設けるとともに、その承認の時ににおいて対象土地が、二の土地に該当する事由があったことによって国に損害が生じた場合における承認申請者の国に対する損害賠償責任に関する規定を設ける。
- 五、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**【附帯決議】**（3.4.20法務委員会議決）

民法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）と同一内容の附帯決議が行われている。

**著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**

（衆議院 3.5.18可決 参議院 5.19文教科学委員会付託 5.26本会議可決）

**【要旨】**

本法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を円滑化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国立国会図書館は、事前登録した利用者の用に供することを目的とし、絶版等資料（3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いものを除く。）について、自動公衆送信を行うことができる。
- 二、一定の要件を満たす図書館等（以下「特定図書館等」という。）は、事前登録した利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、著作物の一部分について公衆送信を行うことができる。当該公衆送信を行う場合には、特定図書館等の設置者は、補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 三、学校教育番組や国会での演説等に係る放送同時配信等（放送番組等の自動公衆送信のうち、放送等が行われた日から1週間以内に行われるものであること等の要件を備えるものをいう。）において、許諾なく著作物等を利用できる。
- 四、権利者が、放送同時配信等の実施状況に関する情報を公表している等の要件を満たす放送事業者等に対し、放送番組等における著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には放送同時配信等の許諾を含むものと推定する。
- 五、放送事業者等は、放送同時配信等の許諾について著作権者との協議が整わない場合は、文化庁長官の裁定を受け、補償金を著作権者に支払ってその著作物について放送同時配信等を行うことができる。
- 六、権利者が放送事業者に対し、実演の放送同時配信等の許諾を行ったときは、当該許諾を得た実演（著作権等管理事業者による管理が行われているもの等を除く。）について、放送事業者がその実演について放送のために作成した録画物等を用いて放送同時配信等を行うことができる。当該放送同時配信等が行われたときは、報酬を支払わなければならない。
- 七、放送事業者等は、商業用レコード等（著作権等管理事業者による管理が行われているもの等を除く。）を用いて放送同時配信等を行うことができる。当該放送同時配信等を行ったときは、補償金を支払わなければならない。

八、この法律は、一部の規定を除き、令和4年1月1日から施行する。

## 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 3.5.20可決 参議院 5.24農林水産委員会付託 5.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、金融システムの安定に係る国際的な基準に対応するため、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合における農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定

主務大臣は、農林中央金庫について農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）による資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下「特定認定」という。）を行うことができることとする。

#### 二、農林中央金庫に対する機構による監視等

主務大臣は、特定認定を行ったときは、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視をされる者として指定するものとし、機構は、裁判所の許可を得て、当該指定に係る農林中央金庫の役員等の解任及び選任を行うことができること等とする。

#### 三、農林中央金庫に対する資金の貸付け及び優先出資の引受け等

機構は、特定認定に係る農林中央金庫に対する資金の貸付け等を行う旨の決定をすることができることとし、主務大臣は、機構による特定認定に係る農林中央金庫の優先出資の引受け等について、その経営の合理化のための方策の実行が見込まれる等の場合に、これを行うべき旨の決定をするものとする。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 3.4.20可決 参議院 5.24内閣委員会付託 5.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率のかつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### 二、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項の追加

国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を、基本方針に定める事項として追加する。

#### 三、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮について、現行の配慮努力義務を配慮義務へと改める。

#### 四、障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の見直し

国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材の育成及び確保をする責務を明確化する。

#### 五、障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の強化

地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

#### 六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】(3.5.27内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の施行は、公布の日から3年を待たず、可能な限り早期に行うこと。
- 二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての理解がより一層深まるよう啓発に努めるとともに、本法並びに本法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針の改定については、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者等に周知徹底すること。
- 三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別の解消を総合的に推進するため、次期障害者基本計画の策定を通じて把握した課題について、障害者基本法及び障害者虐待防止法の見直しを含めて必要な対応を検討すること。
- 四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的な考え方を明記することを検討すること。
- 五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な差別に関する情報の収集、分析を行うこと。
- 六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。
- 七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害者の権利に関する条約における障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障害者団体その他の関係者の意見を聴取すること。
- 八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たっては、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並びに障害者団体の構成員の参画を検討すること。
- 九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。
  - 1 障害を理由とする差別に関する相談について、たらい回しを防止する等の観点から、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との連携を強化すること。
  - 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
  - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。
- 十 相談窓口については、電話対応だけでなく、FAX、電子メール、SNS等の利用を可能とするなど、聴覚障害者が利用しやすい体制を整備すること。
- 十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動に当たっては、障害者団体等が実施している研修に関する情報を可能な限り収集し、その内容も十分に踏まえて検討すること。
- 十二 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集及び整理に当たっては、民間事業者に対し情報の提供等を求めつつ、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・連携し、データベースの構築等により、情報を共有すること。
- 十三 障害者差別解消法第5条に基づく環境の整備を行うため、公共施設、公共交通機関その他不特定多数の者が利用する施設等のバリアフリー化を推進するための財政措置を含め、必要な措置を講ずること。
- 十四 合理的配慮の提供に当たっての意思の表明について、知的障害等により本人の意思の表明が

困難な場合には家族、介助者等が本人を補佐して行うことも可能であることを、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者十分に周知すること。

十五 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害の特性に応じて、ルビ、点字、音声等を用いるなど、全ての人に分かりやすい情報提供となるよう配慮すること。

十六 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側に十分説明することに努め、その旨を国の各行政機関及び地方公共団体に周知徹底すること。

十七 障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。

十八 法令等において用いられている「障害者」のうかんむりの「害」の字を他の漢字とし、又はひらがなの「がい」とするかどうかの検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握すること。

右決議する。

## 航空法等の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 3.5.18可決 参議院 5.28国土交通委員会付託 6.4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、航空輸送網の維持、保安検査等の確実な実施、及び無人航空機の有人地帯上空での補助者なし目視外飛行の実現に向けた制度整備等を目的としており、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 航空法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、世界的規模の感染症の流行等により航空運送事業に甚大な影響が生じ、航空輸送網の形成に支障を来すおそれがあると認められる場合においては、航空運送事業基盤強化方針を定めなければならないこととする。また、定期航空旅客運送事業者は、同方針を踏まえ、航空運送事業基盤強化計画を作成し、国土交通大臣に届け出なければならないこととし、定期的に、同計画の実施状況について、国土交通大臣に報告しなければならないこととする。
- 2 国土交通大臣は、航空機の強取、航空機若しくは空港等の破壊その他の保安又は旅客の安全の確保に支障を及ぼす行為等の防止に関し、危害行為防止基本方針を策定することとする。また、空港等の設置者等の職員は、旅客等に対し、危害行為の防止措置の実施のために必要な行為をすること等を指示できることとし、旅客等は、正当な理由がない限り、その指示に従わなければならないこととする。
- 3 国土交通大臣は、無人航空機について、第一種機体認証又は第二種機体認証の区分に応じ、安全基準に適合すると認めるときは、機体認証を行わなければならないこととする。また、一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の資格区分に応じ、技能証明を行うこととする。
- 4 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域又は、人又は家屋の密集している空域においては、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合で、国土交通省がその運航の管理が適切に行われるものと認めて許可した場合でなければ、飛行させてはならないこととする。

#### 二 運輸安全委員会設置法の一部改正

運輸安全委員会は、無人航空機の利用者等から報告を徴し、無人航空機の利用者等の事務所等に立ち入って、事故等に関係する物件を検査し又は航空事故等関係者に質問することができることとする。

#### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

### 【附帯決議】(3.6.3国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべき

である。

- 一 定期航空旅客運送事業者及び国管理空港運営権者への支援に当たっては、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が長期化していることを踏まえ、安全かつ安定的な航空ネットワークが維持されるよう着実に実施すること。
- 二 危害行為防止基本方針においては、ハイジャック・テロ防止対策は、国家安全保障上重要な対策と位置付け、国が責任をもって主導的な役割を果たすものであることを明確に示すとともに、その責任を果たすよう努めること。また、危害行為防止基本方針の策定や変更に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえた上で検討すること。そのため、保安検査に関する有識者会議を継続し、関係者の議論の場を設定すること。
- 三 保安検査の実施に当たっては、保安検査の確実性と旅客の利便性との両立を図るため、保安検査員の処遇の改善及び保安検査の質の高度化等の保安対策強化に必要な措置を講じること。また、旅客等に対し、保安検査の受検の義務付け及び妨害行為等の場合の罰則について十分な周知を図ること。
- 四 保安検査における国、地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の役割分担の見直しについて、諸外国との比較を十分に行い、期間を定めて検討を行うこと。
- 五 保安検査の適正な費用負担の在り方について、旅客から徴収している保安料の意義や位置付け、水準の見直しの必要性も含めて、早期に見直しを検討すること。特に、航空会社も費用を負担している現在の制度では、民間企業の経営状況でその費用に影響が生じる可能性があることを十分に考慮し、検討を進めること。
- 六 無人航空機の有人地帯での補助者なしの目視外飛行については、安全性を最大限確保する必要があることから、運航管理方法に係る許可を行うに際し、飛行の方法及び場所に応じて生じるリスクを十分に審査した上で行うこと。
- 七 無人航空機は、物流等への幅広い活用や国民生活の利便性の向上に寄与することが期待されることから、技術革新等による機体の安全性や性能向上等を検証しつつ、無人航空機に係る規制については、適宜見直しを行うこと。
- 八 無人航空機に係る登録講習機関制度等の運用に当たっては、民間団体がこれまでに蓄積してきた知見を十分に活用するとともに、登録講習機関等が実施する講習が一定の教育水準を確保することができるよう、必要な助言・指導を行うこと。
- 九 ラジコン等模型飛行機の登録申請時の負担の発生等により、愛好者が減少し、そのものづくり、文化的価値の継承が困難となるような事態を避けるため、手続の在り方等について、関係者を交え、必要な検討を行うこと。  
右決議する。

## プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(閣法第61号)

(衆議院 3.5.25可決 参議院 5.26環境委員会付託 6.4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、市町村による再商品化及び事業者による自主回収・再資源化の促進のための制度を創設するとともに、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定める。
- 二、主務大臣は、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべきプラスチック使用製品設計指針を定めるとともに、国は、本指針に適合したプラスチック使用製品について、グリーン購入法上の配慮をする。
- 三、主務大臣は、特定プラスチック使用製品提供事業者が特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、判断の

- 基準となるべき事項を定め、本基準を勘案し、事業者に必要な指導及び助言ができるものとする。
- 四、市町村のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化において、容器包装再商品化法のルートの活用を可能とするとともに、市町村と再商品化実施者が連携して再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、容器包装再商品化法の特例措置等を講じる。
  - 五、製造・販売事業者等が使用済プラスチック使用製品に関する自主回収・再資源化事業計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定自主回収・再資源化事業者として、廃棄物処理法の特例措置を講じる。
  - 六、主務大臣は、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、本基準を勘案し、事業者に必要な指導及び助言ができるものとする。
  - 七、排出事業者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定再資源化事業者として、廃棄物処理法の特例措置を講じる。
  - 八、産業廃棄物処理事業振興財団は、二の指針に適合したプラスチック使用製品等に係る施設整備事業に必要な債務保証及び研究開発に必要な助成金の交付等の業務を行うことができるものとする。
  - 九、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**【附帯決議】(3.6.3環境委員会議決)**

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
- 一、基本方針の制定に当たっては、2050年カーボンニュートラル及び海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと整合し、更に来る限り前倒して達成できるよう、プラスチック使用製品廃棄物の発生量の大幅な削減及び熱回収の最小化に資するものとする。
  - 二、プラスチック使用製品設計指針の策定に当たっては、プラスチックの発生抑制に加えライフサイクル全体での環境負荷の観点からトップランナーの内容となるよう検討すること。あわせて、認定プラスチック使用製品に関して、実際の発生抑制の効果などを調査し、公表することを検討すること。
  - 三、消費者が認定プラスチック使用製品であること及びプラスチック使用製品に使用されているプラスチックの環境負荷・成分・廃棄方法等について知ることができるような表示制度等の検討を行うこと。
  - 四、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の一括回収の実施に関し、市町村の事務に過度な負担をもたらすことがないよう各市町村の実情に応じた適切な配慮を行うとともに、市町村の財政上の負担について、地方財政措置その他の必要な措置を講じ、持続可能な体制を整備すること。
  - 五、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。
  - 六、発生量が大幅に削減されるよう取り組んだ上で、回収され、又は収集された使用済プラスチック使用製品等の再使用又は再生利用による循環的な利用が拡大されることにより熱回収の最小化が図られるよう地方公共団体及び事業者に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずること。
  - 七、マイクロプラスチックの環境への流出状況及びマイクロプラスチックが生態系に与える影響を的確に把握するとともに、その結果に基づき、マイクロプラスチックの環境への流出の防止のため、必要な措置を早急に講ずること。
  - 八、国内において生じた使用済プラスチック使用製品等について、国内において適正に再使用、再生利用その他の処理がされるよう、再使用の体制整備やリサイクル設備の拡充に向けた支援等を行うとともに、使用済プラスチック使用製品等の輸出の規制に関する強化された措置の適正な運用を図ること。
  - 九、代替素材の導入に当たっては、当該素材のライフサイクル全体での環境負荷、食料との競合及

び発展途上国における社会・環境面での影響等を含む総合的見地から検証を行うこと。

十、プラスチック使用製品やその代替品に含まれる有害化学物質が、人の健康又は生態系に悪影響を発生させることがないよう、その影響について調査研究を進めるとともに、プラスチック用添加剤等の化学物質に係る成分の表示について義務付けも含め検討を行うこと。

十一、既に海洋環境等に流出している使用済プラスチック使用製品等については、実効性のある回収方法についての調査研究を行うとともに、回収に取り組む地方公共団体及び事業者等に対し、必要かつ十分な財政上及び技術上の支援を講ずること。

十二、海洋プラスチックごみの多くが発展途上国から流出していると推定されていることに鑑み、発展途上国における使用済プラスチック使用製品等の削減及び回収・処理等に関する所要の助言及び支援を行うとともに、地球規模の海洋プラスチックごみによる環境汚染を包括的に解決するため、国際的な連携強化に取り組むこと。

十三、漁具及び農業用の器具等に係る使用済プラスチック使用製品による環境汚染を防止するため、これらの環境への流出状況を把握し、その流出量の削減及び回収のため、漁具マーキングや報告体制の整備など必要な措置を行うとともに、自然循環する生分解性素材等による海洋環境に悪影響を最大限軽減できる代替製品の研究開発に一層努めること。

十四、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本法で規定するプラスチック使用製品のうち、専ら医療の用に供するものについて、特段の配慮を行うこと。

十五、製造事業者のプラスチック使用製品廃棄物の回収から再使用、再生利用までのライフサイクル全般にわたる責任の在り方など、拡大生産者責任の徹底等に向けた検討を行うこと。

右決議する。

## 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第62号)

(衆議院 3.6.1可決 参議院 6.4内閣委員会付託 6.16本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針を定めなければならない。

二、内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設又は当該国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。また、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うものとする。

三、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。また、内閣総理大臣は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

四、内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設又は国境離島等について、その機能が特に重要なもの又はその機能を阻害することが容易であるものであって、他の重要施設又は国境離島等による機能の代替が困難なものである場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。特別注視区域内にある一定面積以上の土地等に関する所有権等の移転等をする契約を締結する場合には、原則として、当事者は、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

五、内閣府に、土地等利用状況審議会を置く。

六、三の命令違反等に対する罰則について所要の規定を設ける。

七、この法律は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、一及び五は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**【附帯決議】** (3.6.15内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する住民の実情に知悉する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。
- 二 基本方針の決定並びに注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、当該決定及びそれらの指定の後、速やかに国会に報告すること。
- 三 本法における「機能を阻害する行為」については、基本方針においてその類型を例示しつつ、明確かつ具体的に定めること。その際、本法の目的と無関係な行為を対象としないこと。
- 四 本法第2条に基づき「生活関連施設」を政令で定めるに当たっては、本法の目的を逸脱しないようにするとともに、その対象を限定的に列挙すること。
- 五 本法の規定による措置を実施するに当たっては、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに労働者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意すること。
- 六 本法第4条第2項第2号の「経済的社会的観点から留意すべき事項」を具体的に明示すること。その際、本条における市街地の位置付けを明確にすること。
- 七 本法第4条第2項第3号の「注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項」を定めるに当たっては、調査対象となる者、調査方法、調査項目等を具体的に明示すること。
- 八 本法第6条に基づく土地等利用状況調査を行うに当たっては、本法の目的外の情報収集は行わないこと。また、収集した個人情報について、目的外利用となる他の行政機関への提供は制限するとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則った情報管理を徹底し、情報漏洩防止等のセキュリティ対策に万全を期すこと。
- 九 本法第8条に基づく報告又は資料の提出の求めについては、基本方針において運用の考え方を具体的に明示すること。また、同条の対象となる「利用者その他の関係者」についても、基本方針において具体的に例示すること。
- 十 本法第9条に基づく勧告及び命令については、基本方針において、その対象となり得る行為を例示するとともに、運用基準を具体的に明示すること。また、勧告及び命令の実施状況を毎年度、国会を含め、国民に公表すること。
- 十一 土地等利用状況審議会の委員及び専門委員の任命に当たっては、重要施設及び国境離島等が全国各地に所在していることに鑑み、多様な主体の参画を図ること。
- 十二 本法第21条第1項に基づく情報の提供については、その要件を基本方針において具体的に明示すること。その際、本法の目的の範囲を逸脱しないよう留意すること。
- 十三 本法第26条に基づく罰則の適用については、限定的なものとすること。また、本法第27条に基づく罰則の適用に当たっては、思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- 十四 本法第9条の勧告及び命令に従わない場合には、重要施設等の機能を阻害する行為を中止させることが困難であることに鑑み、本法の実効性を担保する観点から、収用を含め、更なる措置の在り方について、附則第2条の規定に基づき検討すること。
- 十五 我が国の安全保障の観点から、有人国境離島の過疎化を食い止めるための振興策を拡充するとともに、水源地や農地等、資源や国土の保全にとって重要な区域に関する調査及び規制の在り方について、本法や関係法令の執行状況、安全保障を巡る内外の情勢などを見極めた上で、附則第2条の規定に基づき検討すること。
- 十六 注視区域及び特別注視区域の対象に、重要施設の敷地内の民有地を加えることについて、附



則第2条の規定に基づき検討すること。

十七 本法に係る規制対象等の予見可能性や運用の透明性を求める意見が多くあることから、附則第2条の規定における施行後5年の経過を待たずに施行状況を把握し、必要に応じ制度の見直しを検討すること。

右決議する。

## 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第63号)

(衆議院 3.4.27可決 参議院 5.31内閣委員会付託 6.4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、職員の定年を、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間に、現行の60歳から段階的に引き上げて65歳とする。
- 二、管理監督職（指定職及び俸給の特別調整額適用官職等）を占める職員については、管理監督職勤務上限年齢である60歳（事務次官等は62歳）に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をする等の制度を設けるとともに、この制度による降任等を行うことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き、管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。
- 三、60歳に達した日以後定年前に退職した者を短時間勤務の官職に採用することができるよう、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける。
- 四、当分の間、職員の俸給月額については、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、その者に適用される俸給表の級号俸にに応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 五、60歳に達した日以後にその者の非違によることなく退職した者については、当分の間、退職事由を定年退職として退職手当を算定する。
- 六、検察官、防衛省の事務官等の定年を段階的に65歳に引き上げる等の措置を講ずる。
- 七、この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。
- 八、政府は、国家公務員の給与水準が現行の定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和13年3月31日までに所要の措置を順次講ずるものとする。この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、この法律の施行期日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 【附帯決議】(3.6.3内閣委員会議決)

政府及び人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 高齢期の職員の活躍の場を確保する定年の引上げに際し、若年層を始めとする全ての世代の職員が英知を結集し情熱を持って職務に従事することを可能とするとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、リモートワークの推進等の国家公務員の働き方改革を一層強力に推進すること。
- 二 段階的に定年を引き上げる期間において職員の年齢構成が偏ることがないように、必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員を確保するなどの措置を講ずること。また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策により明らかとなった公務組織の脆弱性を解消するとともに、業務の合理化や国から地方への権限移譲により人員体制の適正化を図り、国家公務員の超過勤務の縮減に資するなど、定員について必要な見直しを行うこと。あわせて、高齢期も含む職員に対し、最新の知見や技術を習得するための必要な研修を実施する等、若年及び中堅層の長時間労働の是正等に資するよう必要な措置を講ずること。
- 三 本法附則第16条第2項に基づき、給与制度について順次必要な検討・措置を行うに当たっては、人事院は、労働基本権制約の代償機関としての責務を確実に果たすとともに、職員団体等の関係

者の納得を得る努力を最大限に行うこと。その際、できるだけ早期に検討・措置のスケジュール等を示すとともに、特に高齢期の職員が自らの知識、技術、経験等を遺憾なく発揮し、その貢献が処遇に的確に反映されるよう必要な措置を併せて講ずること。

- 四 管理監督職務上限年齢制により降任等となった職員について、その培ってきた知識、技術、経験等を十分に発揮できる職務を明確に付与するよう努めること。また、職員が役割の変化を十分理解して職務に当たることができるよう、意識改革のために必要な研修を実施する等、職員が定年まで意欲を持って安心して職務に従事できる職場環境等を整えること。
- 五 定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣意的・一方的な適用とならないよう必要な措置を講ずること。
- 六 定年の引上げとともに、高齢期の職員の知識、技術、経験等の発揮と活躍を促すため、暫定再任用職員に対する適正な処遇を講ずること。あわせて、現行制度における再任用職員に対しても適正な処遇を講ずること。
- 七 高年齢者雇用安定法等の改正による65歳以降の就業機会の確保及び就業の促進を踏まえ、政府及び人事院において国家公務員における65歳以降の就業の在り方について必要な検討を行うこと。
- 八 定年の引上げの実施に伴い生じる諸課題について、職員団体等の関係者との協議を行い、円滑な実施を図ること。
- 九 新型コロナウイルス感染症対策について、国民の命と暮らしを守るため日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務が遂行できるよう環境整備に努めること。特に、妊娠している職員に対する業務軽減や感染防止について、より厳格な措置の検討と具体化を速やかに行うこと。  
右決議する。

## 地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第53号)

(衆議院 3.5.20修正議決 参議院 5.31総務委員会付託 6.4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、管理監督職を占める職員については、条例で定める管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に降任するなどの制度を設けるとともに、この制度による降任などを行うことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き、管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。
- 二、条例で定める年齢に達した日以後に退職した者を短時間勤務の職に採用することができるよう、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける。
- 三、この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日を令和4年4月1日から令和5年4月1日に改めること等を内容とする修正が行われた。

### 【附帯決議】(3.6.3総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方公務員の定年年齢は、国家公務員の定年年齢を基準として条例で定めることとされていることに鑑み、小規模団体を含む全ての地方公共団体において地方公務員の定年年齢の引上げに関する関係条例の整備が、国家公務員の定年年齢の引上げの施行に断じて遅れることのないよう、制度設計に必要な情報を早期かつ十分に提供するなど、国として万全かつ厳格な対応を行うこと。

- 二、高齢期の職員の活躍を確保する定年年齢の引上げに際し、若年層を始めとする全ての世代の職員が英知と情熱をもって職務に従事することを可能とするため、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など、地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。また、非常勤職員と常勤職員との給与・手当等の格差をなくすための処遇の改善等に一層の努力を行うこと。
- 三、地方公共団体において段階的に定年年齢を引き上げる期間における必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員の確保のため、必要な配慮を行うこと。また、地方公共団体が大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策に極めて困難な行政運営を強いられている現状を踏まえ、地方公務員の超過勤務の縮減に資することを含め、定員の在り方に関し地方公共団体へ技術的助言等を行うこと。
- 四、管理監督職務上限年齢制の例外の適用については、各々の地方公共団体の実情に応じた自主的・主体的な判断に委ねること。また、管理監督職務上限年齢制により降任等をされた職員について、当該職員が定年まで安心して職務に従事できる職場環境等を地方公共団体が整えられるよう、配慮すること。
- 五、定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣意的・一方的な適用とならないよう、必要な措置を講じること。なお、円滑な組織運営等を図るために、地方公共団体における定年前再任用短時間勤務にふさわしい職務の創設等に関して適切な助言と情報提供等を行うこと。
- 六、定年年齢の引上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るための高齢者部分休業について、全ての地方公共団体において職員の取得を可能とするため、関係条例の整備が早急かつ確実になされるよう、必要な対応を行うこと。
- 七、民間企業においては、改正高年齢者雇用安定法等による高齢者の就業機会の確保及び就業の促進に係る措置が講じられていることを踏まえ、地方公務員においても、高齢期の職員の就業の在り方について必要な検討を行うこと。
- 八、段階的に引上げとなる定年年齢が、施行日の修正により繰下げとなる職員について、当該職員の希望に基づく雇用と年金の接続が図られるよう、地方公共団体に対する助言等必要な措置を講じること。
- 九、地方公共団体における定年の引上げの具体化に伴い生じる諸課題について、地方公共団体が職員等の意向を適切に把握し、円滑な実施を図るよう配慮すること。
- 十、今後とも職員の勤務条件に関することについては、地方公共団体は職員団体等の関係者と誠実に協議を行うこと。
- 十一、新型コロナウイルス感染症対策など住民の命と暮らしを守るため日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務を遂行することができる環境整備に向けて、地方公共団体に必要な支援を行うこと。特に、妊娠中の職員に対する業務軽減や感染防止について、地方公共団体における、より厳格な措置を講じるための検討を速やかに行うこと。  
右決議する。

## 本院議員提出法律案

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

### 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

### 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

### 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

### 租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

### 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

**公職選挙法の一部を改正する法律案(参第8号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

**国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

**大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第10号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減並びにこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

**地方自治法の一部を改正する法律案(参第11号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第12号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

**独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第13号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、こ

れを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

#### **日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(参第14号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、政府が日本たばこ産業株式会社とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が同社の株式を保有する必要性及び同社を特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、同社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、同社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定めるものである。

#### **公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(参第15号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、公文書等の管理の適正化を図るため、電磁的記録による公文書等の管理、国会議員等からの要求に係る文書の作成、行政文書の専門的知識に基づく適正な管理のための体制整備等について定めるとともに、保存期間及び廃棄の概念を廃止しようとするものである。

#### **公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(参第16号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、公文書等の管理をめぐる近年の状況に鑑み、公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化を推進するため、独立性及び専門性をもって公文書等の適正な管理を図るために必要な事務をつかさどる公文書院の設置に関する基本的な事項並びに公文書院の設置に伴い講ぜられるべき施策について定めようとするものである。

#### **新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(参第17号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経済活動が著しく停滞していることに鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る事態の収束後における経済状況等を好転させるための当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置について定めるものである。

#### **国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(参第18号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行おうとするものである。

## 森林法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、水源の涵養等多面的な機能を有する森林の保全の重要性に鑑み、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする当事者に対し事前の届出の義務付け等を行おうとするものである。

## 難民等の保護に関する法律案(参第20号)

(参議院 3.6.14撤回)

### 【要旨】

本法律案は、難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めようとするものである。

## 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 3.6.14撤回)

### 【要旨】

本法律案は、出入国管理に関する国際的動向等を踏まえ、容疑者及び退去強制を受ける者の収容は逃亡のおそれがあるときに限り裁判官の発付する収容許可状により行うこと、在留特別許可の申請制度を設けること、在留特別許可の要件の明確化を行うこと、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けること、退去強制令書の発付に係る処分取消しの訴えを提起することができる期間等における送還を停止すること、収容許可状の失効による放免の制度を設けること等の退去強制の手續の整備を行うとともに、退去強制事由に該当する外国人について一定の要件を満たすことにより定住者の在留資格の取得を許可する制度を設けようとするものである。

## 新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する等のための協力要請を受けた事業者がこれに応ずることによりその事業の運営に支障が生ずることとならないようその事業の規模に応じた支援を迅速に行うため、新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革の推進に関する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革を総合的に推進するため、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めようとするものである。

## 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 3.4.22議院運営委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、歳費法第11条の2第2項及び第11条の4の規定にかかわらず、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 三、この法律は、令和3年5月1日から施行すること。

## 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延の防止に関する措置等により経営に影響を受けた事業者の事業の運営に支障が生じないよう、その事業の規模に応じた必要かつ十分な支援を迅速に行うため、当該事業者に対する給付金の支給等に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 国家公務員の人件費の適正化の推進に関する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、我が国において社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ厳しい財政状況に対処するためには歳出の削減等を行うことが必要であることに鑑み、国家公務員の人件費の適正化を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費適正化推進本部を設置しようとするものである。

## 国際金融拠点特別区域の整備の推進に関する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、外国の金融業者等の国内の一定の区域への誘致を促進し、国際的な金融の拠点を形成するため、国際金融拠点特別区域の整備を推進し、もって我が国産業の国際競争力の強化及び地域経済の振興に寄与しようとするものである。

## 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 3. 5. 12政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 5. 14本会議可決 衆議院 5. 25可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理する。
- 二、選挙事務の委嘱に係る規定を整理する。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

## 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を削減するとともに、政党その



他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

### 児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、児童福祉施設等において児童に日常的に接する業務に従事する者によるその業務に係る児童に対する児童対象性犯罪等の防止を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、その防止を図るため、保育士等の欠格事由の厳格化の措置を講ずるとともに、児童福祉施設等において児童に日常的に接する業務に従事しようとする者について児童対象性犯罪等の経歴を有しないことを証明する制度の整備について定めようとするものである。

### 離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策の推進に関する法律案(参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、養育費が、離婚をした父母の子が心身ともに健やかに育成されるために必要なものであるにもかかわらず、その定めが離婚のときに必ずしもなされていない現状に鑑み、離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策を総合的に推進するため、離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

### 無線局の免許に係る競争の導入その他の情報通信行政の改革の推進に関する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、情報通信行政において、電波の有効利用の促進並びに行政運営の透明性及び公正性の確保を図ることが喫緊の課題となっていることに鑑み、これらの課題に対処するため、無線局の免許に係る競争の導入その他の情報通信行政の改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、当該改革を迅速かつ着実に推進しようとするものである。

### 政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、政治団体の収支報告書等について、会計責任者に加え、代表者にもその記載及び提出を義務付けることとし、代表者による収支報告書等の不提出、不記載、虚偽記入等を処罰の対象としようとするものである。

### 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参第34号)

(参議院 3.6.8内閣委員長提出 6.9本会議可決 衆議院 6.10可決)

#### 【要旨】

本法律案は、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が

自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体（以下「政党等」という。）が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。
- 二、政党等が自主的に取り組むよう努める事項の例示に、当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定のほか、公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成並びに当該政党等に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を規定する。
- 三、国及び地方公共団体の実態の調査及び情報の収集等の対象として、政治分野における男女共同参画の推進に当たっての社会的障壁の状況を規定する。
- 四、国及び地方公共団体は、公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の環境の整備を行うものとする。
- 五、国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 六、国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

## 孤独・孤立対策の推進に関する法律案(参第35号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、孤独・孤立対策を総合的かつ集中的に推進するため、孤独・孤立対策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び孤独・孤立に関する実態調査の実施その他孤独・孤立対策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置しようとするものである。

## 難民等の保護に関する法律案(参第36号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めようとするものである。

## 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(参第37号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、出入国管理に関する国際的動向等を踏まえ、容疑者及び退去強制を受ける者の収容

は逃亡のおそれがあるときに限り裁判官の発付する収容許可状により行うこと、在留特別許可の申請制度を設けること、在留特別許可の要件の明確化を行うこと、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けること、退去強制令書の発付に係る処分の取消しの訴えを提起することができる期間等における送還を停止すること、収容許可状の失効による放免の制度を設けること等の退去強制の手續の整備を行うとともに、退去強制事由に該当する外国人について一定の要件を満たすことにより定住者の在留資格の取得を許可する制度を設けるほか、16歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住者証明書の有効期間及びその更新に関する規定の整備を行おうとするものである。

## 衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

### 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案(衆第5号)

(衆議院 3.3.12可決 参議院 3.25総務委員会付託 3.26本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、過疎地域の要件

1 人口要件に係る基準年の見直しを行い、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす市町村の区域を過疎地域とし、主務大臣は、当該市町村を公示するものとする。

2 令和2年の国勢調査及び令和7年に実施される見込みの国勢調査において、それぞれ人口の年齢別構成が公表された場合には、一定の要件を満たすこととなる市町村の区域について、過疎地域として追加する。

二、平成11年度から令和2年度までに合併した合併市町村であって、財政力に関する一定の要件を満たすものについては、合併前の旧市町村の区域のうち、人口に関する一定の要件を満たす区域を一部過疎地域として、この法律の規定を適用する。

三、市町村及び都道府県は、都道府県が主務大臣と協議して定める過疎地域持続的発展方針に基づき、それぞれ過疎地域持続的発展計画を策定することができる。

四、過疎地域の持続的発展を支援するため、国庫補助負担率のかさ上げ、過疎対策事業債の発行、基幹的な市町村道等の都道府県による代行整備事業等の特別措置を引き続き講じるほか、市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など、配慮措置を充実する。

五、基準年の見直しに伴う激変緩和措置として、現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の市町村であって、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす市町村の区域は、引き続き過疎地域とする。

六、この法律は、令和3年4月1日から施行し、令和13年3月31日限りでその効力を失う。

七、現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の市町村のうち、本法の対象とならないものに対しては、激変を緩和するための経過措置を講ずる。

#### 【附帯決議】(3.3.26総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、50年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。

二、平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。

三、本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。

四、過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。

五、過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進す

るよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。

六、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発し、被災市町村の財政が逼迫している状況を踏まえ、本法の適用の有無にかかわらず、財政力の低い団体における防災・減災対策の推進とともに、被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

七、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、離島や中山間地など条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

## 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 3.3.18可決 参議院 3.29農林水産委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、有明海及び八代海等の再生のための取組がなお必要とされる状況に鑑み、港湾又は漁港における汚泥等の堆積を排除するために行う事業（港湾・漁港特定事業）及び漁場における特定の漁港漁場整備事業（漁場特定事業）に係る経費に対する国の補助の割合の特例並びにこれらの事業に係る経費に関する地方債の特例、国及び地方公共団体による海岸漂着物の処理並びに有明海・八代海等総合調査評価委員会による所掌事務の遂行の状況の公表について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国の補助の割合の特例等

##### 1 国の補助の割合の特例

国は、県計画に基づいて令和3年度から令和13年度までの各年度において地方公共団体が行う港湾・漁港特定事業に係る経費については2分の1、漁場特定事業に係る経費については関係県ごとに2分の1に引上率を乗じて算定した割合又は2分の1をそれぞれ補助するものとする。

##### 2 地方債の特例

県計画に基づいて地方公共団体が行う1の事業で総務省令で定めるものにつき令和3年度から令和13年度までの各年度において当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとする。

#### 二、海岸漂着物の処理

国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、海岸漂着物の処理に努めなければならないこととする。

#### 三、有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況の公表

有明海・八代海等総合調査評価委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。

#### 四、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行することとする。

### 【附帯決議】(3.3.30農林水産委員会議決)

国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫である有明海及び八代海等を豊かな海として再生するため、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業振興に関する取組が行われてきた。しかしながら、その再生は道半ばであり、今後も引き続き、有明海及び八代海等における漁業振興に関する施

策を強力に推進する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 有明海及び八代海等の海域環境の保全及び改善のため、赤潮や貧酸素水塊の被害防止対策、近年頻発する豪雨等に伴い発生する海岸漂着物等の除去及び処理のための十分な予算を確保し、地方公共団体と協力して取組を推進すること。
- 二 有明海及び八代海等における漁場生産力の増進、水産動植物の増殖及び養殖の取組を支援し、同海域における水産資源の回復と持続的な利用を確保し、漁業振興に関する取組を着実に進め加速化すること。その際、指定地域内の状況の違いに十分配慮すること。
- 三 有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行状況の公表に当たっては、有明海及び八代海等における環境等の変化の原因・要因、再生の方策が分かりやすいものとなるよう十分に配慮すること。また、国及び関係県が行う調査の内容については、地域や季節によって状況が大きく異なる同海域の特性を十分に踏まえ、きめ細かな分析を行うこと。  
右決議する。

### 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 3.3.23可決 参議院 3.29災害対策特別委員会付託 3.31本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を令和8年3月31日まで5年間延長する措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き推進しようとするものである。

### 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第12号)

(衆議院 3.4.13可決 参議院 4.19厚生労働委員会付託 4.21本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金を使用することができるようにするため、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 二、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。
- 三、この法律において「令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和2年度の一般会計補正予算(第3号)における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次の給付金をいう。
  - 1 都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの
  - 2 1のほか、市町村(特別区を含む。)から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの
- 四、この法律は、公布の日から施行する。
- 五、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 3.4.20可決 参議院 4.22議院運営委員会付託 4.23本会議可決)

**【要旨】**

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和3年10月31日までの間、引き続き歳費月額に100分の80を乗じて得た額としている現行の削減措置を継続すること。
- 二、この法律は、令和3年5月1日から施行すること。

**自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第18号)**

(衆議院 3.5.25可決 参議院 6.1災害対策特別委員会付託 6.4本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、同義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「自然災害義援金」とは、自然災害(暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた災害をいう。以下同じ。)の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。
- 二 自然災害義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。
- 三 自然災害義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。
- 四 この法律は、公布の日から施行することとする。
- 五 この法律は、令和3年1月1日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。

**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(衆第19号)**

(衆議院 3.5.25可決 参議院 5.26文教科学委員会付託 5.28本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、児童生徒等の権利利益の擁護に資するとともに、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。
- 二、基本理念として、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に施策が行われなければならないこと等を定める。
- 三、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、国、地方公共団体、任命権者、学校の設置者、学校及び教育職員等の責務をそれぞれ定める。
- 四、文部科学大臣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針を定めるものとする。
- 五、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置として、教育職員等及び児童生徒等に対する啓発等について定めるとともに、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者及び取上げの処分を受けた者(以下「特定免許状失効者等」という。)の氏名及び免許状の失効又は取上げの事由、原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備等について定める。
- 六、教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及びその対処に関する措置等について定める。

七、特定免許状失効者等については、改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。授与するに当たっては、都道府県の教育委員会は、あらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九、政府は、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**【附帯決議】** (3.5.27文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、わいせつ行為を行った教育職員等が懲戒後に保育士等に職種を変えて就く実態があることから、早期に保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。

二、教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。

三、児童生徒等に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を教壇に立たせないことが重要であることから、こうした者をあらかじめ教育職員等として採用しないための適切かつ実効性のある採用過程の在り方等について検討するとともに、小児性愛が疾病として診断基準等が確立されているとはいえない現状に鑑み、小児性愛についての研究に関する支援の拡充を検討すること。また、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する更生プログラムの開発等についても支援を行うこと。

四、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の事実確認の手続に関し、被害児童生徒等への負担に十分に配慮し、かつ、そもそも教育は本来的に教育職員等と児童生徒等の信頼を基盤とすることに留意した上で、関係機関における役割分担の明確化を図るとともに、具体的な調査方法や客観的な判断基準を定めるなど、本法の安定的な運用を図ること。

五、性被害にあった児童生徒等及びその保護者の負担を軽減するため、関係機関の連携による面接の一括化や適切な質問項目の設計、マスコミ等への対応支援、被害にあった児童生徒等が調査に適切に応じられるための支援その他スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を置くなど、適切な調査方法・調査項目の速やかな構築を講ずること。

六、学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査に関しては、被害を受けたとされる児童生徒等の尊厳の保持及び回復並びに再発防止をその目的として留意するとともに、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とすること。また、政府は、第三者による調査や通報者の保護、事実誤認による教育職員等の救済措置など、厳格な運用のための全国的な基準を定めること。

七、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者による児童生徒性暴力等に係る通報に関し、当該通報を行った者が不利益な扱いを受けないよう、公益通報者保護制度と同様の教育職員等を保護するための制度の構築について検討すること。

八、私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その



場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

九、児童生徒性暴力等を未然に防止するため、空き教室の解消など学校施設の改善を図るとともに、全ての児童生徒等に目が行き届くよう、教育職員等の多忙や疲弊を改善するための人的配置及び人材確保に努めること。

十、障害等により自ら被害を訴えることが困難な児童生徒等については適切な支援と配慮を行うとともに、特別支援学校、特別支援学級など、児童生徒等の数が少なく、他の児童生徒等、教育職員等の目が行き届きにくい環境について、被害を未然に防止する措置を講じること。

十一、児童生徒性暴力等の防止のための児童生徒等に対する啓発に当たっては、性被害を防止、早期発見、保護・支援するための学校現場での教育内容及び方法を研究、開発し、教育職員等と児童生徒等の双方が安心して学習に取り組める環境を整備するとともに、性に関して学ぶこと等を通じて一人一人の性、心身、人生を尊重することの重要性についての意識を共有する等により、児童生徒等が相談しやすい雰囲気の醸成に努めること。また、教育職員等に対する児童生徒等の人権・特性等に関する理解や児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修等の充実に向けて、十分な財政上の措置を講じること。

十二、都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一的な運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

十三、都道府県教育職員免許状再授与審査会等の設置・運営やデータベースの整備、調査・啓発、必要な人材の確保など、本法の効果的な運用に当たり十分な予算を確保すること。

十四、データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。

十五、教育職員等のみならず何人によるものであれ、児童生徒等へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒等の心身に大きな傷を残すものであるため、文部科学省を始めとする関係機関は、児童生徒等を性被害から守るために連携を図り、プライバシーの保護を含む児童生徒等の権利利益の擁護に資する必要な取組を実施するとともに、被害を受けた児童生徒等のレジリエンスを信じ、支えることに万全を期すこと。

右決議する。

## 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案(衆第20号) (衆議院 3.6.1可決 参議院 6.9災害対策特別委員会付託 6.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時(以下「災害時等」という。)における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護することに資することを旨として、行われなければならないこととする。

二 国は、基本理念ののっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとする。

三 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備は、基本方針に基づき推進されることとする。また、政府は、基本方針に基づく施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置等を講ずることとし、必要な法制上の措置は、この法律の施行後1年以内を目途として講じなければならないこととする。

いこととする。

四 政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な計画を策定しなければならないと、内閣総理大臣は、当該計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこととする。また、政府は、当該計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととする。

五 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）を置くとともに、本部の長は、船舶活用医療推進本部長とし、内閣総理大臣をもって充てることとする。

六 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

七 本部については、この法律の施行後5年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**【附帯決議】**（3.6.9災害対策特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保を図るに当たっては、いわゆるドクターヘリやドクターカーなど多様な救急医療の提供手段も含めて考慮することにより、災害が発生した地域等において必要とされる医療的的確かつ迅速な提供が可能となるよう努めること。

二 保有する船舶を検討するに当たっては、我が国が長く多様な海岸線を持ち、大小様々な港湾が存在する中で、船舶を活用した医療提供が求められる様々な状況を勘案し、十全な機能が発揮されるよう、留意すること。また、船舶の保有・運用に係る経費や新たに建造する場合はその建造費などが過大とならないよう留意すること。

三 災害時等以外において、保有する船舶を国際緊急援助活動等に活用する場合には、「災害が発生した地域等」において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供するという本来の任務に支障を来すことのないようにすること。

四 船舶の運用主体が国以外の者となった場合には、その運用に係る人員の確保について、国民から公務員の天下りの手段との疑念を抱かれることのないよう、留意すること。

五 災害等から得られた教訓等を踏まえて、本法に基づく措置については、必要に応じて適宜見直すこと。

六 本法に基づく措置については、当委員会に適宜報告すること。

右決議する。

**令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第21号）**

（衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7文教科学委員会付託 6.9本会議可決）

**【要旨】**

本法律案は、令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する選手が、自己の疾病の治療の目的で覚醒剤を携帯して輸入すること等ができるよう、覚醒剤取締法等の特例を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、東京オリンピック競技大会に参加する選手は、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で、覚醒剤を携帯して輸入することを令和3年8月8日までの間に限り、当該覚醒剤を携帯して輸出することを同年8月31日までの間に限り、それぞれ行うことができる。

二、東京パラリンピック競技大会に参加する選手は、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で、覚醒剤を携帯して輸入することを令和3年9月5日までの間に限り、当該覚醒剤

を携帯して輸出することを同年9月30日までの間に限り、それぞれ行うことができる。

三、一及び二により覚醒剤を携帯して輸入した者は、それぞれの輸出の特例の日までの間に限り、覚醒剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、覚醒剤取締法の覚醒剤の所持及び使用の禁止に係る規定を適用する。

四、一及び二により覚醒剤を携帯して輸入し、又は当該覚醒剤を携帯して輸出することについて許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

五、この法律は、公布の日から施行する。

## 強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案（衆第23号）

（衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7厚生労働委員会付託 6.9本会議可決）

### 【要旨】

本法律案は、我が国が強制労働の廃止に関する条約（第百五号）を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の規定中、懲役刑を禁錮刑に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、次に掲げる法律の規定中の懲役刑について、これを禁錮刑に改める。

1 政治的行為の禁止に違反する行為に係る罰則としての懲役刑

イ 国家公務員法第110条第1項第19号

ロ 自衛隊法第119条第1項第1号

2 業務を行わないことに対する罰則その他の労働規律の手段としての懲役刑

イ 船員法第128条第4号

ロ 郵便法第79条第1項

ハ 郵便物運送委託法第19条

ニ 熱供給事業法第34条第3項

ホ 電気通信事業法第178条及び第180条第2項

ヘ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第65条

3 争議行為のあおり等に係る罰則としての懲役刑

イ 国家公務員法第110条第1項第17号

ロ 地方公務員法第61条第4号

二、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

## 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（衆第24号）

（衆議院 3.6.1可決 参議院 6.3議院運営委員会付託 6.4本会議可決）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会職員の定年を、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間に、現行の60歳から段階的に引き上げて65歳とする。

二、管理監督職を占める国会職員については、管理監督職勤務上限年齢である60歳（事務次長等は62歳）に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に降任をする等の制度を設けるとともに、この制度による降任等を行うことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き、管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

三、60歳に達した日以後定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができるよう、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける。

四、60歳に達した日以後にその者の非違によることなく退職した者については、当分の間、退職事由を定年退職として退職手当を算定する。

五、この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。

## 水循環基本法の一部を改正する法律案(衆第25号)

(衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7国土交通委員会付託 6.9本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、地下水の適正な保全及び利用を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国が総合的に策定し、及び実施する責務を有する水循環に関する施策として地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含むことを明記することとする。
- 二 国及び地方公共団体は、地域の実情に応じ、次に掲げる措置等を講ずるよう努めることとする。
  - 1 地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存
  - 2 地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置等
  - 3 地下水の採取の制限
- 三 この法律は、公布の日から施行することとする。

### 【附帯決議】(3.6.8国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 政府においては、地方公共団体が地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、法令に違反しない限りにおいて条例で定めるところにより、地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることができることについて、地方公共団体に対して、周知を行うこと。また、その条例制定等に関し、必要な助言等の支援を行うとともに、制定動向を把握し公表に努めること。
- 二 地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集約し相互利用する地下水データベースの構築を推進するとともに、地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずること。

また、飲み水などの生活用水や農業用水としても利用される地下水の水質に影響を及ぼす可能性のある土地の利用に当たっても、地域住民の意見を踏まえた対応が図られるよう必要な措置を講ずること。

- 三 法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

右決議する。

## 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第26号)

(衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7農林水産委員会付託 6.9本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の一層の推進を図るために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、対象鳥獣の捕獲等の強化

市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合に市町村長の要請を受けた都道府県知事が講ずる措置について、協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ講ずる旨を明記し、その具体的な措置として関係市町村相互間の連絡調整を加えるとともに、被害の防止に関する個体数調整のための捕獲等を行うことができるようその範囲を拡大することとする。

#### 二、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び有効利用のための措置の拡充

国及び地方公共団体が講ずる捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理を図るための措置として、効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供を明記するとともに、捕獲等をした対象鳥獣の有効

利用の促進を図るための措置として、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工に必要な施設並びに当該対象鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実を明記することとする。

### 三、人材育成の充実強化

国及び地方公共団体が育成を図る人材として、鳥獣の捕獲等について専門的な知識経験を有する者を明記するとともに、人材の育成のための措置として、体系的な研修の実施を例示することとする。

### 四、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）に係る銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の免除措置の期限を令和9年4月15日まで延長することとする。

### 五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

#### 【附帯決議】(3.6.8農林水産委員会議決)

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にあり、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して継続的かつ喫緊の課題となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の拡充に当たっては、鳥獣被害対策実施隊の更なる設置数の増加を図るとともに、狩猟者の実施隊員への移行・加入の促進等、必要な措置を的確に講じること。また、実施隊における多様な人材の活用への配慮に当たっては、実施隊の活動と連携して農業者や農林業団体が積極的かつ効果的に被害防止施策に取り組む優良事例がみられる実情等を十分に踏まえるよう、市町村に対し周知徹底を図ること。
- 二 都道府県が広域的な捕獲活動を実施するに当たっては、改正後の法第7条の2等に規定する「被害の防止に関し必要な措置」として、個体数調整のための捕獲等を行うことができることを十分に認識するよう、都道府県に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 三 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する調査については、鳥獣の個体数等の正確な把握に努め、その調査結果に基づき、農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる個体数等の目標水準を設定するとともに、実績について正確な分析及び検証を行う等、効果的かつ効率的な運用を行うこと。その際、人獣共通感染症対策の観点にも留意し、必要な措置を講じること。
- 四 捕獲等をした鳥獣についての有効な利用の促進に当たっては、食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用促進と併せて、動物園での飼料としての利用、油脂や骨の加工製品化等、幅広く多様な利用の在り方について引き続き検討し、その促進のために必要な措置を講じること。その際、一層の利用拡大を図るためには、捕獲から処理、加工、流通又は販売を行う事業者等からなる、強固で持続的な流通ネットワークによる安定供給が重要であることを認識し、その環境整備のために必要な支援を行うこと。
- 五 安全・安心なジビエの提供に向けた野生鳥獣肉の衛生管理に当たっては、平成30年5月に制定された国産ジビエ認証制度の趣旨及び目的を踏まえて、同制度の普及促進を図るとともに、認証に取り組む事業者に対するきめ細かな支援を行うこと。また、衛生管理の基準等については、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等に係る最新の家畜防疫対策の状況を踏まえるとともに、人獣共通感染症予防の観点にも留意し、適宜、適切な見直しを検討すること。
- 六 鳥獣の捕獲等又は捕獲等鳥獣の有効利用のためには、人材育成が重要であることに鑑み、幅広い分野の関係者からの参画が可能となるよう周知を徹底するとともに、育成のための研修の実施その他の必要な措置を講じるに当たっては、当事者の声を十分反映するよう努めること。
- 七 東日本大震災から10年余が経過するに至っても、未だに鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の

利用が困難となっている地域があることに鑑み、平成28年改正で設置された鳥獣被害対策推進会議が中心的な役割を担い、関係行政機関が相互に連携して、一体的かつ効果的な支援を継続的に実施すること。

- 八 鳥獣の捕獲等を推進する一方で、動物愛護やアニマルウェルフェアの観点及び国際的なOIEコードの関連条項等に留意し、保護すべき動物の錯誤捕獲の防止策、捕獲鳥獣の適切な処理方法の在り方等について、厳格な指導・監督を行うとともに、必要に応じて運用マニュアルの見直し等の検討を行うこと。
- 九 被害防止施策の実施に当たっては、シカを仲介したヤマビルによる地域住民等への被害等、鳥獣に係る二次的な被害状況を踏まえ一体的な対策を講じるなど、地域の実情に即した取組が進められるよう、市町村に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 十 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を的確に実施するとともに、猟銃に係る技能向上及び安全確保が確実に図られるよう、地域の実情に即した射撃場の整備及び適切な配置等、必要な措置を講じること。  
右決議する。

### 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案(衆第28号)

(衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7厚生労働委員会付託 6.9本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等において、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、給付金等の支給について定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国は、この法律の定めるところにより、昭和47年10月1日から平成16年9月30日までの間に行われた石綿にさらされる一定の建設業務に従事することにより中皮腫その他の石綿関連疾病にかかった特定石綿被害建設業務労働者等に対し、特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、それぞれ定める額（じん肺管理区分管理2の石綿肺にかかった者で指定合併症のないものについて550万円～じん肺管理区分管理2又は管理3の指定合併症のない石綿肺を除く石綿関連疾病により死亡した者について1,300万円）の給付金を支給するとともに、症状が悪化した者に対し、追加給付金を支給する。
- 二、厚生労働大臣は、給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、給付金を支給する。
- 三、厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求の内容を特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、審査を求めなければならない。
- 四、厚生労働大臣は、審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。
- 五、厚生労働大臣は、給付金等の支払に関する事務を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に委託することができ、委託を受けた機構は、給付金等の支払業務に要する費用に充てるため、政府による交付金を原資とする特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金を設ける。
- 六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 七、国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30

号)

(衆議院 3.6.8可決 参議院 6.9農林水産委員会付託 6.11本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、脱炭素社会の実現に向けて、建築物等における木材の利用の一層の促進を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名及び総則の改正

- 1 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、目的に脱炭素社会の実現に資することを追加するとともに、基本理念を新設することとする。
- 2 責務規定等を改正し、国は、建築用木材等の適切かつ安定的な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととするとともに、林業及び木材産業の事業者は、1の基本理念にのっとり、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。
- 3 国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月1日から同月31日まで）を設けることとする。

二、建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

- 1 基本方針、都道府県方針及び市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大することとする。
- 2 国又は地方公共団体及び事業者等（事業者又は事業者団体をいう。以下同じ。）は、事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想及び国又は地方公共団体による当該構想の達成に資するための支援に関する事項を定めた協定を締結することができることとする。
- 3 国は、2の協定に係る構想の達成のための事業者等の取組を促進するため、必要な支援を行うものとし、地方公共団体は、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

三、木材利用促進本部の設置

農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部を置くこととし、同本部は、基本方針の策定、木材の利用の促進に関する施策の実施の推進等に関する事務をつかさどることとする。

四、施行期日

この法律は、令和3年10月1日から施行することとする。

**【附帯決議】**（3.6.10農林水産委員会議決）

木材の利用を促進することが森林の有する多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等に鑑み、建築物における木材の利用の促進及び建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置を講ずること等により、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資することは極めて重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 木材の利用の促進による森林資源の循環利用の確立に向けて、確実な再造林をはじめ、森林の適正な整備が図られるよう、森林整備事業に係る予算の確保及び支援措置を拡充すること。また、木材の利用の促進・確保を通じた山元への一層の利益還元を推進するとともに、内外における木材の需給状況を踏まえ、建築用木材の安定的な供給体制の構築に努めること。
- 二 木材の適切な供給及び林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、人材の育成・確保が喫緊の課題となっていることに鑑み、林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の更なる強化を図ること。
- 三 持続可能な社会の実現に向けて、木材の利用の拡大による炭素貯蔵、二酸化炭素の排出削減効果の最大化により2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、循環型社会の形成、自然との共生等を統合的に推進するため、本法の措置に加え、建築物等における木材の利用の促進のみならず、公共土木分野での木材の利用の促進、熱利用など高効率な木質バイオマスエネルギーの活用を推進すること。その際、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の適正

な整備を図るとともに、森林の適正な保全に支障を及ぼすような伐採及び開発行為を防止すること。

右決議する。

## 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(衆第32号)

(衆議院 3.6.10可決 参議院 6.11政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6.15本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、外出自粛要請や隔離・停留の措置を受けたものを「特定患者等」とし、特例郵便等投票の対象者とする。

#### 二、特例郵便等投票

- 1 特定患者等の投票については、郵便等により送付する方法により行わせることができる。
- 2 特例郵便等投票をしようとする者は、外出自粛要請等の期間が選挙期間にかかると見込まれるときは、原則として、外出自粛要請等に係る書面を提示して、投票用紙等を請求する。

#### 三、特定患者等選挙人の努力

特定患者等である選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならない。

#### 四、罰則

特例郵便等投票について、選挙の公正を確保する観点から、投票干渉罪など、所要の罰則が適用されるよう整理する。

#### 五、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して5日を経過した日から施行し、それ以降に公示され又は告示される選挙から適用する。

### 【附帯決議】(3.6.14政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

一、本法律は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛要請等により、選挙権の行使の機会が実質的に制限されている者が多数に上ることから、特例的に当分の間、郵便等投票を認めるものであり、その必要性及び合理性において真にやむを得ないと認められた異例の措置であることに留意する。

二、政府は、本法律の公布から施行までの期間が短いことを踏まえ、特例郵便等投票を利用しようとする者が円滑にその手続を進められるよう、その手続、制度内容について、国民に対し迅速かつ十分な周知徹底を図るものとする。

三、特例郵便等投票の対象者は、新型コロナウイルスによる感染の都度生じていくところ、有資格者への的確な周知を確保することが本制度が有権者の投票権確保のために機能する前提となることから、政府は、選挙管理委員会と保健所が緊密に連携し、請求すれば特例郵便等投票ができることを含めた本制度の周知を徹底するように努めるものとする。

四、政府は、郵便等投票には過去に不正の問題があったことに留意し、特例郵便等投票の対象者が新型コロナウイルス感染症関係者に厳に限定され、なおかつ本人確認が確実になされることに最大限に留意するものとする。

五、政府は、特定患者等の特例郵便等投票により保健所の業務が増えないように配慮するとともに、今後備えるため保健所の体制整備等に努めるものとする。

六、政府は、今後も新型コロナウイルス感染症と同様の感染症のまん延が起こった場合に備え、外



出自粛時の投票権の確保についてどのような対応をすべきか、長期的視点に立って検討するものとする。

七、特例郵便等投票は、選挙管理委員会と療養者の間で投票用紙が行き来することや、一人暮らしの自宅療養者などの場合は投票用紙の投函等に援助が必要であることから、政府は地方自治体と連携し、本制度の運用に係る関係者が新型コロナウイルスに感染することがないように、十分な予防措置が講じられるように周知徹底するものとする。

八、PCR検査等行政検査により陰性となった濃厚接触者は、宿泊療養者・自宅療養者と同様に外出自粛が求められるものの、投票は不要不急の外出に当たらないため可能ではあるが、人間関係が濃密な地域社会においては事実上困難となる場合があると想定されることから、本委員会は、特例郵便等投票に係る濃厚接触者の取扱いについて、地方自治体の負担にも配慮しつつ、実施状況の検証も踏まえて引き続き検討を行うものとする。

九、本委員会は、選挙の公平を確保しつつ、あらゆる特定患者等の投票の機会が確保されるよう、特例郵便等投票に係る代理記載制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

十、政府は、本法律が最初に適用される東京都議会議員選挙等や衆議院議員選挙における特例郵便等投票の実施状況について検証を行うとともに、その後も本法律の施行状況について適宜に検証を行い、本委員会においても、当該検証の結果を受けて、検討を行うものとする。

右決議する。

## 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案(衆第33号)

(衆議院 3.6.8可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業である労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認可を受けて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に係る共済事業を行うことができる。

二、認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業を行うほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

三、行政庁は、認可の申請があった場合において、申請者が一般社団法人又は一般財団法人であって一定の欠格事由に該当しないこと、申請者が共済事業を的確に遂行するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること、申請者の行う労働災害等防止事業が、厚生労働省令で定める基準を満たすものであること等の認可審査基準に適合すると認めるときは、認可をするものとする。

四、行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、共済団体に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に立ち入らせ、質問若しくは検査させることができる。

五、行政庁は、共済団体が一定の欠格事由に該当することとなったとき等は、当該共済団体の業務の停止等を命じ、又は認可を取り消すことができる。

六、共済団体の社員等又は共済代理店等のほか、何人も共済募集を行ってはならない。

七、銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、共済代理店の届出を行って共済募集を行うことができる。

八、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**【附帯決議】**（3.6.10厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、共済事業への参入等の規制その他の共済制度の確立に当たっては、かつて利用者保護の強化を旨として保険業法が改正された経緯を踏まえ、悪質な業者や低水準な業者の参入を防ぎ、また、適切な審査、検査及び監督を行うこと。その際、審査等を行う行政庁が関係する行政庁と適切に連携するようにすること。
- 二、共済制度に関する政省令を定めるに当たっては、保険業法における契約者保護を図るための規制を参考とし、適切に共済契約者保護が図られるようにすること。特に、銀行等の共済募集に関しては、共済の趣旨を踏まえた弊害を防止するための措置について、適切に規定すること。その際、政省令の制定等に当たる行政庁が関係する行政庁と適切に連携するようにすること。
- 三、中小事業主の範囲については、共済の趣旨を踏まえ、いたずらに拡大することのないようにすること。
- 四、「労働災害等以外の災害に係る共済事業」の範囲については、適切に周知を行うこと。
- 五、平成17年の保険業法改正の際に付された検討の期限を経過しているにもかかわらず、共済事業の移行等に関する経過措置が繰り返し延長されてきた経緯があることから、社会経済状況や利用者ニーズの変化等を踏まえつつ、少額短期保険業者の保険金限度額や事業規模の見直しを含め保険業法の改正について引き続き検討を行うこと。
- 六、労働災害等に係る共済事業以外の認可特定保険業者について、事業の公益性や契約者保護の観点から安定した共済事業を運営できるよう、制度の在り方について検討すること。  
右決議する。

**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案(衆第34号)**

(衆議院 3.6.8可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他の医療行為をいい、「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するものをいう。）をいう。
- 二、基本理念として、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないこと、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならないこと等を定めるとともに、国、地方公共団体、保育所の設置者等及び学校の設置者の責務を定める。
- 三、政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 四、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策として、看護師の配置等保育及び教育を行う体制の拡充等、日常生活における支援、相談体制の整備及び情報の共有の促進について定める。
- 五、都道府県知事は、医療的ケア児、その家族等に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと等の業務を、指定した医療的ケア児支援センターに行

わせ、又は自ら行うことができる。

六、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、広報啓発、人材の確保及び研究開発等の推進について定める。

七、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

**【附帯決議】**(3.6.10厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、医療的ケア児が成人となった後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることも重要であることに鑑み、地方公共団体や医療的ケア児支援センターが医療的ケア児の成人期への移行に際して行う支援について万全を期すこと。

二、医療的ケア児支援センターに関し、次に掲げる措置を講ずること。

1 医療的ケア児支援センターが、医療的ケア児及びその家族のニーズに応じた支援を行う機関や団体との連絡調整を行うことを含め、医療的ケア児及びその家族からの相談を受けることを業務とする機関であることについての広報を行うこと。

2 医療的ケア児等コーディネーターを中核として医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体をネットワーク化して相互の連携を促進するとともに、都道府県内の医療的ケア児に関連する情報が医療的ケア児支援センターに集約され、関係機関等の相互の連携の中で適切に活用されるようにすることにより医療的ケア児支援センターが専門性の高い事案に係る相談支援を行うことができるようにするため必要な支援を行うこと。

3 都道府県内の医療的ケア児の数等に応じて複数の医療的ケア児支援センターが設置されるようにする等、医療的ケア児及びその家族に対して適切な支援を行うことができる体制を確保するために必要な支援を行うこと。

三、本法が保育所の設置者、学校の設置者等に看護師等を配置するよう求めていることに関し、現在、看護師等が常時配置されていない保育所、学校等に通園・通学している医療的ケア児について、本法の施行後、当該保育所、学校等に看護師等が常時配置されていないことが当該児童の通園・通学の妨げとなることのないよう、本法の趣旨について必要な周知を行うこと。

四、本法の定義規定において、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされたことに伴い、「医療的ケア」に係る「医療行為」の範囲が変更されたかのような誤解を招くことがないよう、適切に周知を行うこと。

五、医療の高度化等を背景として、命を取り留める子どもたちが増加する中で、早期からの適切な愛着関係の形成に資する家族支援がその後の家族の在り方にも関わることを踏まえ、早期からの愛着形成に資する家族支援の在り方について、実態の把握と支援体制の構築に万全を期すこと。

右決議する。

**宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(衆第37号)**

(衆議院 3.6.10可決 参議院 6.11内閣委員会付託 6.15本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(以下「宇宙活動法」という。)の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「宇宙資源」とは、月その他の天体を含む宇宙空間に存在する水、鉱物その他の天然資源をいい、「宇宙資源の探査及び開発」とは、宇宙資源の探掘等及びそれに資する宇宙資源の存在状況の調査等の活動(専ら科学的調査として又は科学的調査のために行うものを除く。)をいう。

- 二、宇宙資源の探査及び開発を利用の目的として行う人工衛星の管理に係る宇宙活動法の許可を受けようとする者は、申請書に、宇宙活動法に定める事項のほか、事業活動の目的、期間、場所等を定めた事業活動計画を記載しなければならない。内閣総理大臣は、その内容が、宇宙基本法の基本理念に則し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の実施に支障を及ぼすおそれがないこと等に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。内閣総理大臣は、当該許可等をしたときは、事業者の営業の秘密等に配慮しつつ、事業活動計画の内容等をインターネットの利用等により、遅滞なく公表するものとする。
- 三、宇宙資源の探査及び開発の許可等に係る事業活動計画の定めるところに従って採掘等をした宇宙資源については、当該採掘等をした者が所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。
- 四、この法律の施行に当たっては、条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。この法律のいかなる規定も、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用の自由を行使する他国の利益を不当に害するものではない。また、国は、国際的に整合のとれた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に努めるとともに、国際的な連携の確保のために必要な施策を講ずるものとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- 六、政府は、この法律の施行状況等を勘案して、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

## 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(第196回国会衆第42号)

(衆議院 3.5.11修正議決 参議院 5.18憲法審査会付託 6.11本会議可決)

### 【要旨】

- 本法律案は、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、投票人名簿及び在外投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の縦覧制度を廃止し、閲覧できる場合を明確化、限定するなどした新たな閲覧制度を創設する。
  - 二、出国時に市町村の窓口で在外選挙人名簿への登録を申請できる制度（出国時申請）の創設に伴い、これを利用して、国民投票の投票日の50日前の登録基準日直前に出国した場合に、国民投票の在外投票人名簿に反映されない場合があり得るため、必要な法整備を行う。
  - 三、投票の当日、市町村内のいずれの投票区に属する投票人も投票することができる共通投票所を設けることができる制度を創設する。
  - 四、期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を追加するとともに、期日前投票所の投票時間について、開始時刻の2時間以内の繰上げ及び終了時刻の2時間以内の繰下げを可能とする。
  - 五、外洋を航行中の船員について、ファクシミリ装置を用いて投票することができるようにする洋上投票制度について、①便宜置籍船等の船員及び②実習を行うため航海する学生・生徒も対象とする。
  - 六、天災等で投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときに行う繰延投票の期日の告示について、少なくとも5日前に行うこととされていたものを少なくとも2日前までに行えば足りることとする。
  - 七、投票所に入ることができる子供の範囲を、「幼児」から「児童、生徒その他の18歳未満の者」に拡大する。
  - 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
  - 九、国は、この法律の施行後3年を目途に、投票人の投票に係る環境を整備するための事項及び国民投票の公平及び公正を確保するための事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の

措置を講ずるものとする。

# 予 算

## 令和二年度一般会計補正予算（第3号）

## 令和二年度特別会計補正予算（特第3号）

（衆議院 3.1.26可決 参議院 1.26予算委員会付託 1.28本会議可決）

### 【概要】

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。足下では、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きがみられるものの、経済はコロナ前の水準を下回っており、特に、感染再拡大による内外経済の下振れリスクには十分注意が必要な状況にある。こうした状況を踏まえ、政府は、令和2年12月8日に事業規模73.6兆円（財政支出40.0兆円）の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定した。

経済対策の裏付けとなる令和二年度第3次補正予算は、「15か月予算」として令和2年12月15日に閣議決定され、一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、税収の減額及び公債金の増額等を行った。

歳出については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策4兆3,581億円、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現11兆6,766億円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保3兆1,414億円、地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填4,221億円等を追加する一方、既定経費4兆1,963億円（うち新型コロナウイルス感染症対策予備費の減額1兆8,500億円、国債費の減額9,924億円）が減額された。歳入では、租税及印紙収入を8兆3,880億円減額する一方、税外収入7,297億円、公債金2兆3,950億円（4条公債3兆8,580億円、特例公債18兆5,370億円）、前年度剰余金受入6,904億円が増額された。

なお、租税及印紙収入の減額に伴い、歳出の地方交付税交付金が2兆2,118億円減額されることとなるが、本補正において補填がなされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は15兆4,271億円となり、これを加えた令和二年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに175兆6,878億円となった。

### 令和二年度第3次補正予算のフレーム（一般会計）

（単位：億円）

歳出の補正		歳入の補正	
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	43,581	1. 租税及印紙収入	▲ 83,880
2. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	116,766	2. 税外収入	7,297
3. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	31,414	3. 公債金	223,950
小計（経済対策関係経費）	191,761	公債金	38,580
4. その他の経費	252	特例公債金	185,370
5. 地方交付税交付金	26,339	4. 前年度剰余金受入	6,904
税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填	22,118		
地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填	4,221		
追加額計	218,353		
6. 既定経費の減額	▲ 41,963		
新型コロナウイルス感染症対策予備費	▲ 18,500		
その他	▲ 23,463		
7. 地方交付税交付金の減額	▲ 22,118		
修正減少額計	▲ 64,082		
合 計 (A)	154,271	合 計	154,271
第2次補正後予算額 (B)	1,602,607		1,602,607
第3次補正後予算額 (A) + (B)	1,756,878		1,756,878

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

（出所）財務省資料

令和三年度一般会計予算  
令和三年度特別会計予算  
令和三年度政府関係機関予算

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.2予算委員会付託 3.26本会議可決)

【概要】

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるが、各種政策の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。こうした状況を踏まえ、政府は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)を策定し、また、令和2年度第3次補正予算を編成した。日本経済は、総合経済対策の執行等による効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクには十分注意する必要がある。

令和三年度予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、中長期的な成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進すること等の方針の下に編成され、令和2年12月21日に閣議決定された。

令和三年度一般会計予算の規模は106兆6,097億円(対前年度当初予算比3.8%増)と9年連続で過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が66兆9,020億円(同5.4%増)、地方交付税交付金等が15兆9,489億円(同0.9%増)、国債費が23兆7,588億円(同1.7%増)となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は35兆8,421億円(同0.3%増)となった。介護報酬改定(+0.70%、196億円)や障害福祉サービス等報酬改定(+0.56%、86億円)等を実施する一方、毎年薬価改定の実現により実勢価格の下落を反映して国民負担を軽減(1,001億円減)し、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を達成した。このほか、少子化対策を推進するため、「新子育て安心プラン」に基づく待機児童解消のための保育の受け皿整備(602億円)や不育症の検査・がん治療に伴う不妊に係る支援(23億円)等が計上された。

公共事業関係費は6兆695億円(同11.5%減)となった。このうち、防災・減災、国土強靱化関連予算は3兆7,591億円となり、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策として、官民連携による「流域治水」推進のため、防災・安全交付金(8,540億円)等が計上された。防災・減災、国土強靱化関連予算以外では、生産性向上に資する道路ネットワークの整備(3,547億円)等が措置された。

文教及び科学振興費は5兆3,969億円(同2.0%減)となった。教育のデジタル化を進める観点から、学習者用デジタル教科書普及促進事業(22億円)やオンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開(7億円)等が計上された。また、令和3年度から5年かけて小学校35人以下学級を実現することとなった。科学技術振興費については1兆3,673億円(同0.3%増)が計上され、博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの確保を一体的に行う大学の取組への補助により、将来を担う研究人材の育成を推進する、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業(23億円)等が計上された。

防衛関係費は5兆3,235億円(同0.2%増)となり、9年連続の増額となった。中期防対象経費(デジタル庁等へ振り替える187億円を含む)は5兆1,235億円(同1.1%増)となり、SSA衛星(宇宙設置型光学望遠鏡)の整備や陸海空共同の自衛隊サイバー防衛隊の新編等により、新領域での作戦能力を強化することとされた。新規後年度負担(総額、デジタル庁等へ振り替える217億円を含む)は2兆5,951億円(同1.2%増)が計上された。

地方交付税交付金等は15兆9,489億円(同0.9%増)と前年度から増額となった。所得税等の収入見込額の減少に伴う地方交付税交付金の法定率分や地方税が減少する中、国と地方で折半で負担し

ている財源不足が3年ぶりに生じることとなり、一般会計からの特例加算による増額措置等が講じられた。地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な額が計上された。

国債費は、23兆7,588億円（同1.7%増）となり、公債残高の増加に伴う定率繰入や利払費の増加等によって2年ぶりの増額となった。内訳は、債務償還費が15兆2,330億円（同2.0%増）、利払費が8兆5,036億円（同1.3%増）である。

このほか、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を講じるため、新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円が計上された。

歳入予算については、租税及印紙収入は57兆4,480億円（同9.5%減）となり、11年ぶりの減収となった。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度当初予算と比較して全ての税目で減収となった。

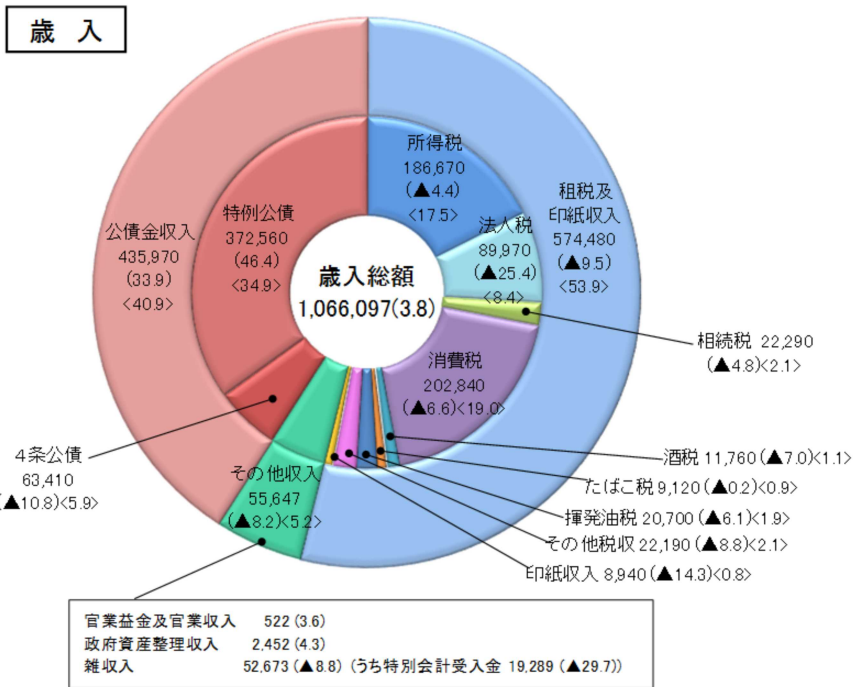
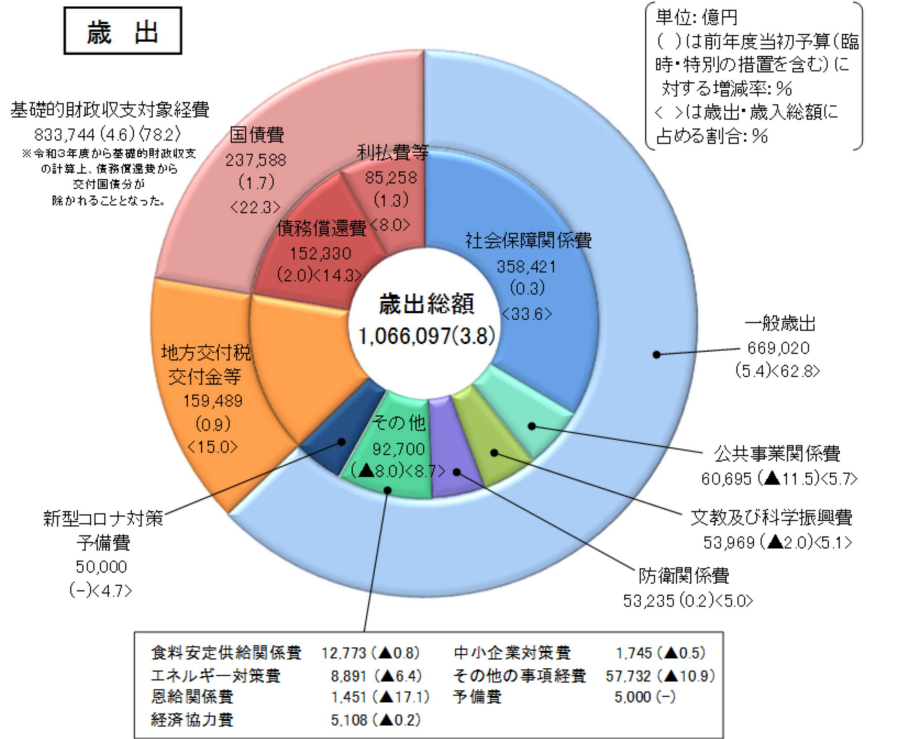
公債金は43兆5,970億円（同33.9%増）で11年ぶりの増額となった。内訳は、4条公債が6兆3,410億円（同10.8%減）、特例公債が37兆2,560億円（同46.4%増）である。公債依存度は40.9%となり、前年度当初予算に比べ9.2ポイント上昇するとともに、当初予算ベースで7年ぶりの40%台となった。

歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ3兆6,463億円増加（同4.6%増）した。これにより、一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から10.7兆円悪化し、マイナス20兆3,617億円となった。

また、SNAベースの令和3年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス40.1兆円（対GDP比マイナス7.2%）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,209兆円（対GDP比216%）と見込まれている。



# 令和三年度一般会計予算の内訳



(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

## 条 約

### 地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 3.4.15承認 参議院 4.21外交防衛委員会付託 4.28本会議承認)

#### 【要旨】

この協定は、地域的な包括的経済連携協定交渉参加15か国の間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を拡大させ、知的財産、電子商取引等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2020年(令和2年)11月15日に各国において署名されたものである。この協定は、前文、本文全20章及び文末並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ⅰの自国の表に従って、他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。
- 二、協定における原産品の要件等について定める。原産品の要件を満たす製品又は材料であって、他の締約国において他の製品又は材料の生産において材料として使用されるものについては、完成した製品又は材料のための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。
- 三、サービスの貿易について、締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 四、投資の自由化について、締約国は、自国の領域における投資財産の設立等に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 五、締約国は、知的財産権の効果的かつ十分な創造、利用、保護及び行使を通じて一層深い経済的な統合及び協力を促進する。
- 六、電子商取引について、各締約国は、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持する。いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。
- 七、この協定は、少なくとも6のASEANの構成国である署名国及び少なくとも3のASEANの構成国でない署名国が批准書を寄託者に寄託した日の後60日で、批准書を寄託したこれらの署名国について効力を生ずる。この協定は、この協定が効力を生じた日から、原交渉国であるインドによる加入のために開放される。

### 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 3.3.23承認 参議院 3.24外交防衛委員会付託 3.31本会議承認)

#### 【要旨】

この議定書は、2016年4月1日に効力を生じた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下、「特別協定」という。)の有効期限を1年間延長し、2022年3月31日までとするものであり、2021年2月24日に東京において署名されたものである。

この議定書は、前文、1から3までの本文及び文末から成っているほか、この議定書に関連し書簡が作成されており、それらの主な内容は次のとおりである。

- 一、特別協定第1条について、「2020年」を「2021年」に改める(書簡において、特別協定第1条の規定に従って令和3年度に日本国が負担する、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務

に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費について、令和2年度の日本国の負担上限労働者数である23,178人を用いて算定する旨が記載されている。

二、特別協定第2条について、「2020年」を「2021年」に改める（書簡において、特別協定第2条の規定に従って令和3年度に日本国が負担する、合衆国軍隊等が公用のために調達する電気等（公益事業によって使用に供されるもの）及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費について、日本国の負担割合を61%とするとともに、日本国の負担上限額を249億190万8,000円とする旨が記載されている）。

三、この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることを原則とした上で、この議定書が2021年3月31日後に効力を生ずる場合には、日米両国は、この議定書が2021年3月31日に効力を生じたものとしてこの議定書を適用する。

## 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

（衆議院 3.4.27承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.19本会議承認）

### 【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2020年（令和2年）9月9日にニューデリーで署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とインド軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）及び空港・港湾業務の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器又は弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。
- 三、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施される。
- 四、この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手續を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

## 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

（衆議院 3.4.27承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.19本会議承認）

### 【要旨】

この協定は、我が国と欧州連合との間で、高い水準の民間航空の安全等についての協力を促進するため、双方の航空当局による重複した検査、監督等を可能な限り省略するための枠組みについて定めるものであり、2020年（令和2年）6月にブリュッセルで署名された。この協定は、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書一から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約者は、耐空証明書及び民間航空製品の監視等の各分野における協力の実施のため、それぞれの民間航空に関する基準等が十分に同等の水準の安全性を確保していることに合意する場合には、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を定める個別の附属書を作成する。
- 二、各締約者は、附属書に定める条件に従い、他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書を受け入れる。
- 三、両締約者は、四の規定の適用を妨げることなく、かつ、自己の関係法令に従い、附属書の対象となる民間航空製品等に関連する事故等に関する情報であって自己の技術機関が利用可能なものを相互に提供する。
- 四、各締約者は、自己の法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持する。
- 五、一方の締約者は、他方の締約者がこの協定に基づく義務に対する重大な違反を行った場合には、二の規定に基づく受入れの義務の全部又は一部を停止する権利を有する。
- 六、附属書一は、一の規定に基づき、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を記述するものとして、耐空証明書、環境証明書、設計証明書及び製造証明書に関する分野における協力の実施のために作成する。
- 七、この協定は、その効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了したことを確認する外交上の公文を両締約者が交換した日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生までの間、両締約者の法令に従い、署名の時から暫定的に適用される。

## 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 3.5.11承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.28本会議承認)

### 【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とセルビアとの間で課税権を調整するものであり、2020年(令和2年)7月21日にベオグラードで署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本

## 国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 3.5.11承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.28本会議承認)

### 【要旨】

この条約は、1986年(昭和61年)に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をジョージアとの間で全面的に改正するものであり、2021年(令和3年)1月29日にトビリシで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換することを規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 3.5.11承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.28本会議承認)

### 【要旨】

この協定は、我が国とジョージアとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2021年(令和3年)1月にトビリシで署名されたものである。この協定は、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従って、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。
- 三、いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。
- 四、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

- 五、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託される。
- 六、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 3.5.18承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.4本会議承認)

### 【要旨】

この議定書は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）について、英国による欧州原子力共同体からの脱退に伴い同国において適用される保障措置が変更されること等を踏まえ、英国において適用される保障措置の変更を反映し、日本国政府と欧州原子力共同体との間の原子力協定の一部の規定と同旨の規定を加え、また、核不拡散に関する近年の国際的な慣行を反映する内容の改正を行うものであり、2020年（令和2年）12月16日にロンドンにおいて署名された。

この議定書は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、協定の対象に原子力関連技術を加える。
- 二、英国において適用される保障措置の変更を反映する。
- 三、協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う旨の規定を加える。
- 四、日本国及び英国は、協定の実施に当たり、核物質及び原子力施設の防護に関する条約に適合するよう行動する旨の規定を加える。
- 五、日本国及び英国は、協定の実施に当たり、原子力の安全に関する条約等に適合するよう行動する旨の規定を加える。
- 六、両締約国政府は、協定の下での協力から生じた知的財産等の適切かつ効果的な保護を確保する旨の規定を加える。また、両締約国政府は、協定に基づいて移転された核物質等の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する旨の規定を加える。
- 七、英国が協定に基づいて移転された核物質等を用いて核爆発装置を爆発させる場合又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、それぞれ日本国政府又は英国政府は、協定の下でのその後の協力を停止し、又は協定を終了させる権利等を有する旨の規定を加える。
- 八、この議定書は、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換により両締約国政府が合意する日時に効力を生ずる。

## 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 3.5.18承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.4本会議承認)

### 【要旨】

この議定書は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）の対象をまぐろ類から I C C A T 種（まぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類）に拡大し、紛争解決に関する規定及び漁業主体に関する規定を追加すること等により、条約の円滑な運用を促進するため、2019年（令和元年）11月に、パルマデマヨルカ（スペイン）で開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「委員会」という。）の第26回年次会合において採択されたものである。この議定書は、前文、本文14箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、委員会及びその構成員は、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を適用すること、

科学的な証拠を利用すること、生物の多様性を保全すること等のために行動することに関する規定を加える。

二、委員会は、I C C A T種の資源及びその他の種で条約区域のI C C A T種の漁業中に漁獲されるものの研究について責任を有すること、I C C A T種と同一の生態系に属する種又はI C C A T種に依存し、若しくは関連する種についても研究することが可能となるように改める。

三、条約の解釈又は適用に関する2以上の締約国の間の紛争が平和的手段によって解決されない場合には、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、拘束力を有する仲裁に付されること等に関する規定を加える。

四、仲裁裁判所の構成及び決定の方法等について規定している附属書Iを条約に加える。また、2013年7月10日までに協力的な地位を獲得した漁業主体であって、決議第13号（2019年）に反映されているもののみが、条約に定める条件に従う旨及び条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができること、当該漁業主体は、委員会の関連する業務に参加することができるものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であって、条約の第3条、第5条、第7条、第9条及び第11条から第13条までに定めるものを有すること等について規定している附属書IIを条約に加える。

五、この議定書は、条約の締約国の4分の3が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託した後90日目の日にこの議定書を締結した条約の締約国について効力を生ずる。

## 国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

（衆議院 3.5.18承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.4本会議承認）

### 【要旨】

この条約は、国際航路標識協会を国際機関とするため、国際航路標識機関を設立すること及びその運営について定めるものであり、2021年（令和3年）1月にパリで作成された。この条約は、前文、本文22箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、国際法に基づき、政府間機関として国際航路標識機関（以下「機関」という。）を設立する。

機関は、諮問的かつ技術的な性格を有し、機関の所在地は、総会が別段の決定を行わない限り、フランスとする。

二、機関は、安全かつ能率的な船舶の移動の促進、技術協力及び能力開発の機会の促進、実行可能な最高基準が一般に採用されることの奨励並びに審議事項についての情報交換といった目標を促進するため、航路標識の規制、提供、維持又は運用に関心を有する政府及び組織を協働させることを目的とする。

三、機関は、非義務的な基準等を策定し、及び提供すること、加盟国等により機関に付託された基準等について審議し、及び勧告すること、情報交換等の仕組みを提供すること、国際協力を進展させること、支援を要請する政府等への支援を円滑にすること、会議等を開催すること、並びに関連する国際機関等と連絡を保ち、及び協力することを任務とする。

四、機関は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成する。

五、機関は、諸組織として、総会、理事会、機関の活動を支援するために必要な委員会及び補助組織並びに事務局を有する。また、機関に、議長国及び副議長国を置き、議長国（議長国が不在の場合は、副議長国）は、総会及び理事会の議長となる。

六、機関の運営のための経費は、加盟国の分担金、準加盟国及び賛助加盟員の会費、並びに寄付金等の理事会が承認する財源によって支弁するものとし、各加盟国等は、分担金等を毎年支払う。

また、各加盟国の分担金は、同額とし、財政規則に従って支払の義務が生じる。

七、機関は、国際法上の法人格を有し、並びに契約、不動産等の取得及び処分、訴えの提起等を行う能力を有する。また、機関は、加盟国の領域において、当該加盟国との協定に定める範囲内で、機関の任務を遂行し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除を享受する。

八、この条約は、30番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

**日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)**

(衆議院 3.5.11承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.28本会議承認)

**【要旨】**

我が国は経済協力開発機構(以下「OECD」という。)との間では、1967年に、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定(以下「OECDに関する特権・免除協定」という。)を締結し、OECD及びその職員等が享有する特権及び免除等について定め、OECDに関する特権・免除協定の規定の適用範囲に関する交換公文(以下「1967年の交換公文」という。)において、我が国政府等が、日本人職員の給与及び手当に対する課税を行うことが可能であること等について定めた。我が国は、OECD東京センターを始めとするOECDの機能及び活動が拡大していること等を踏まえ、1967年の交換公文の内容を改正するため、OECDとの間で交渉を行い、2021年(令和3年)2月にパリで署名及び書簡の交換を行った。この交換公文は、我が国がOECD及び職員等に対して新たに与える特権及び免除等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、1967年の交換公文の2の規定は、この交換公文が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度についてOECDが日本国民に対して支払う給与及び手当については、適用されなくなる。

二、1967年の交換公文に、次の内容の規定を加える。

(一) OECDに関する特権・免除協定によって与えられる特権及び免除は、阻害されることのないOECDの機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。OECDは、OECDの規則に従い、特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。OECDは、特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、要請により、時宜を失することなく問題を解決するために日本国政府と協議する。

(二) 日本国政府及びOECDは、特権及び免除の範囲の観点から協定を最新のものとすることについての協議を継続する。

三、この交換公文は、日本国政府が効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨をOECDに通告した日の後30日目の日に効力を生ずる。



## 承認を求めるの件

### 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 3. 3. 23承認 参議院 3. 29総務委員会付託 3. 31本会議承認)

#### 【要旨】

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が6,900億円、事業支出が7,130億円で、230億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

#### 二、事業計画

令和3年度は、経営計画の初年度として、経営計画に基づき「新しいNHKらしさの追求」を進め、構造改革を着実に実行し、スリムで強靱な「新しいNHK」へと変わることを目指すとともに、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるほか、より強靱なネットワークの構築、多様で質の高いコンテンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展への貢献、東京オリンピック・パラリンピックの魅力の発信、インターネット活用業務の国内及び国際向けコンテンツの効果的な提供、訪問によらない効率的な営業活動の推進による営業経費の削減、受信料の公平負担の徹底、組織の効率化の推進、人事制度改革、放送センター等の建替えの推進等に取り組むとしている。

#### 三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,184億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,604億円をもって施行する。

#### 四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保すること、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

#### 【附帯決議】(3. 3. 30総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、経営委員会は、本委員会の審議を踏まえ、経営委員会の放送番組の編集への介入の疑念について、十分な総括と反省を行い、改めて、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第3条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を絶対に行わないこと。

二、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、権限を行使すること。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、情報の十分な開示・説明を行うため、議事録の適切な作成・管理・公表を行うこと。特に、経営委員会は、放送法を遵守し、その意思決定に至る過程等について、適切な議事録等の作成・公表を徹底すること。

三、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を

失することなく厳格に対処すること。

四、協会は、関連団体を含めた不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

五、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

六、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができるとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

七、協会は、業務の目的の明確化や中期経営計画で示した構造改革等の不断の努力を通じ、3年連続の事業収支差金の赤字を見込んだ予算編成から、早期の収支均衡を実現し、より安定した業務体制を確保するよう努めること。

また、構造改革の実施に当たっては、国民・視聴者のニーズを踏まえ、その利便性を損なうことのないよう十分に留意するとともに、関係者に与える影響について配慮すること。

八、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

九、協会は、繰越金や今後の事業収支の見通しと新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえ、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、中期経営計画で示した受信料の引下げの内容を早期に具体化するとともに、受信料の支払いが困難となった者について、支払いの猶予等の対応を適切に行うほか、受信料減免の拡大について引き続き検討すること。

また、受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

十、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

十一、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務を行うに際しては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十二、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十三、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十四、協会は、グループとしてのガバナンスを不断に強化し、子会社等からの適切な還元を図ると

ともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十五、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、自然災害が相次ぐとともに、新たな感染症が発生している現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図るとともに、正しい情報を国民・視聴者に伝達し、その予防・拡大防止に寄与するよう万全を期すこと。

十七、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十八、協会は、ハラスメント防止の取組を一層促進するとともに、過去に記者が過労で亡くなった事実等を踏まえ、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

十九、協会は、障がい者の法定雇用率を達成し、雇用率を一層高めるとともに、職場での差別禁止や合理的配慮を徹底し、障がい者の働く環境の改善を進めること。

また、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

二十、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関である協会に対する同法に基づく指示については、報道の独立性及び国民の知る権利を最大限に尊重すること。

右決議する。

## 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 3.6.1承認 参議院 6.9国土交通委員会付託 6.11本会議承認)

### 【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、令和3年4月6日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする北朝鮮をめぐる諸般の事情及び我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

- 1 北朝鮮籍の全ての船舶
- 2 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの
- 3 国連安保理の決定又は国連安保理決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国連安保理決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（1又は2に該当する船舶を除く。）
- 4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（3に該当する船舶を除く。）

二 入港禁止の期間は令和5年4月13日までの間とする。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束

の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)**

(衆議院 3.6.8承認 参議院 6.9経済産業委員会付託 6.11本会議承認)

**【要旨】**

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により令和3年4月6日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、令和3年4月14日から令和5年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

## 予備費等承諾を求めるの件

### 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 3.4.20承諾 参議院 5.28決算委員会付託 6.2本会議承諾)

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間に使用を決定した金額は2,134億円で、その内訳は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費392億円、中小企業者等の経営支援に必要な経費338億円、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に必要な経費179億円などである。

### 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 3.4.20承諾 参議院 5.28決算委員会付託 6.2本会議承諾)

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から3月24日までの間に使用を決定した金額は2,534億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等に対する強力な資金繰り支援に必要な経費714億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費469億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費207億円などである。

### 令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 3.4.20承諾 参議院 5.28決算委員会付託 6.2本会議承諾)

#### 【要旨】

特別会計予備費予算総額8,340億円のうち、令和2年3月10日に使用を決定した金額は420億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費である。

### 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和2年5月19日から3年1月15日までの間に使用を決定した金額は5兆8,356億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費1兆1,978億円、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費9,587億円、持続化給付金の支給に必要な経費9,150億円などである。

### 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年4月7日から3年1月26日までの間に使用を決定した金額は2,506億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費437億円、道路等災害復旧事業等に必要な経費315億円、中小企業施設等復旧整備事業等に必要な経費277億円などである。

### 令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

**【要旨】**

特別会計予備費予算総額7,944億円のうち、令和2年12月15日に使用を決定した金額は550億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費である。

**令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)**

(衆議院 継続審査)

**【要旨】**

令和2年12月15日に決定した経費増額総額は1,000億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の増額である。

**令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)**

(衆議院 継続審査)

**【要旨】**

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和3年2月9日から3月23日までの間に使用を決定した金額は3兆3,064億円で、その内訳は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費2兆4,204億円、個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費3,409億円、一時支援金の支給に必要な経費2,490億円などである。

**令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)**

(衆議院 継続審査)

**【要旨】**

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年2月24日から3月29日までの間に使用を決定した金額は332億円で、その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費298億円、中小企業施設等復旧整備事業に必要な経費31億円、訟務費の不足を補うために必要な経費2億円である。

## 決算その他

### 令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第203回国会 2.11.30決算委員会付託 3.6.9本会議是認)

令和元年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆1,623億円、歳出決算額は101兆3,664億円であり、差引き7兆7,959億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和2年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は6,852億円である。

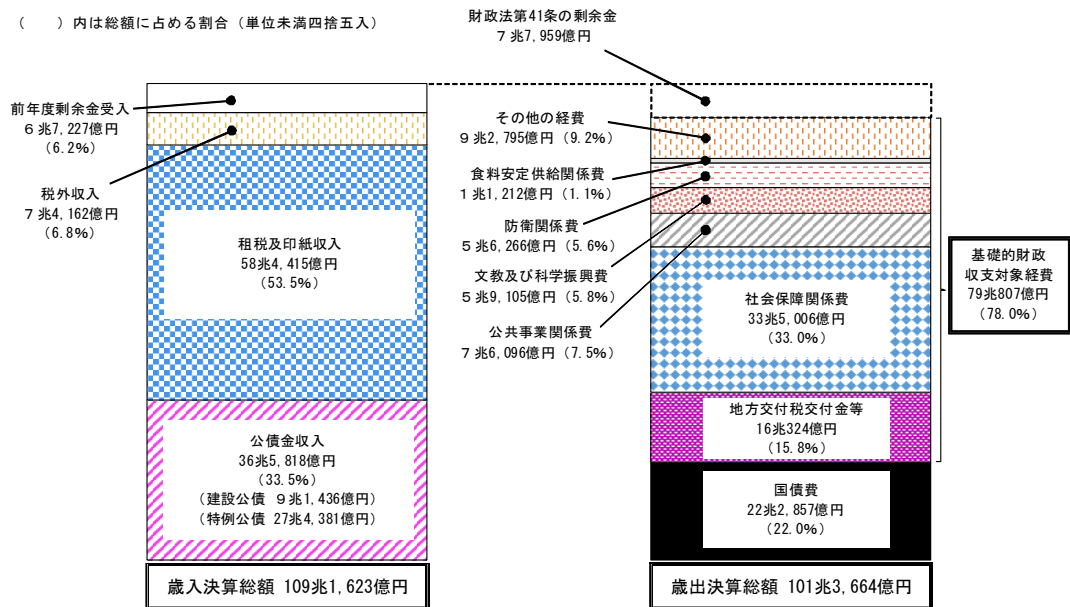
令和元年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆5,519億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は374兆1,696億円である。

令和元年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は77兆4,666億円であり、資金からの支払命令済額は16兆5,970億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は59兆4,841億円であるため、差引き1兆3,854億円の剰余を生じた。

令和元年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,645億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆644億円である。

#### 〈令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要〉

( )内は総額に占める割合(単位未満四捨五入)



(出所) 財務省資料より作成

#### 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第203回国会 2.11.30決算委員会付託 3.6.9本会議是認)

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書における元年度中の国有財産の差引純増加額は1兆2,773億円、元年度末現在額は109兆8,712億円である。

## 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第203回国会 2.11.30決算委員会付託 3.6.9本会議是認)

令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書における元年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は463億円、元年度末現在額は1兆1,937億円である。

## N H K 決算

### 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 3.6.1議決 参議院 5.31総務委員会付託 6.2本会議是認)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

### 日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 3.5.31総務委員会付託 6.2本会議是認)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会の平成30年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成30年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,005億円、負債合計は4,268億円、純資産合計は7,736億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,349億円、経常事業支出は7,152億円となっており、経常事業収支差金は197億円となっている。

### 日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 3.5.31総務委員会付託 6.2本会議是認)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会の令和元年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和元年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,230億円、負債合計は4,272億円、純資産合計は7,957億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,344億円、経常事業支出は7,254億円となっており、経常事業収支差金は90億円となっている。